

横浜市環境影響評価条例施行規則の改正等について

1 趣旨

横浜市環境影響評価条例の改正（平成 22 年 12 月 24 日公布、平成 23 年 8 月 1 日施行）に伴い、「横浜市環境影響評価条例施行規則」、「横浜市環境配慮指針」及び「横浜市環境影響評価技術指針」を改正、策定します。なお、改正、策定にあたり市民意見の募集を行います（2月17日～3月18日）。

2 横浜市環境影響評価条例施行規則改正案の主な内容

(1) 条例の手續に関する具体的内容

- 新たに導入する計画段階の手續について、図書の記載事項、公告すべき事項等を規定。
- インターネットによる図書公表のためのデータの提出等を規定。

(2) 対象事業の規模要件（改正する主な事業とその概要）

事業種	現行	改正案
高層建築物の建設	高さ 100m 以上かつ延べ面積 5 万㎡以上	高さ 100m 以上かつ延べ面積 5 万㎡以上 （都市基盤が整備され、環境に配慮しつつ土地の高度利用を図るとして市長が告示する区域は、高さ 180m 以上かつ延べ面積 15 万㎡以上）
電気工作物の建設（火力）	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般電気事業等の用に供する発電電気工作物 出力 10 万 kW 以上 ◆特定電気事業等の用に供する発電電気工作物 敷地面積 3ha 以上又は燃料使用量 4kl/h 以上 	出力 2 万 kW 以上
廃棄物処理施設の建設	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみ処理施設（一般廃棄物） 処理能力 200t/日以上 ◆一般廃棄物最終処分場 埋立面積 3ha 以上 ◆産業廃棄物中間処理施設 敷地面積 9,000 ㎡以上又は建築面積 3,000 ㎡以上 ◆産業廃棄物最終処分場 埋立面積 2ha 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ◆焼却施設 処理能力 100t/日以上 ◆最終処分場 埋立面積 2ha 以上 ◆その他の処理施設 敷地面積 9,000 ㎡以上 （建築面積 削除）

※ 第 1 分類事業の要件で記載。下線太字が改正箇所。

3 横浜市環境配慮指針及び横浜市環境影響評価技術指針について

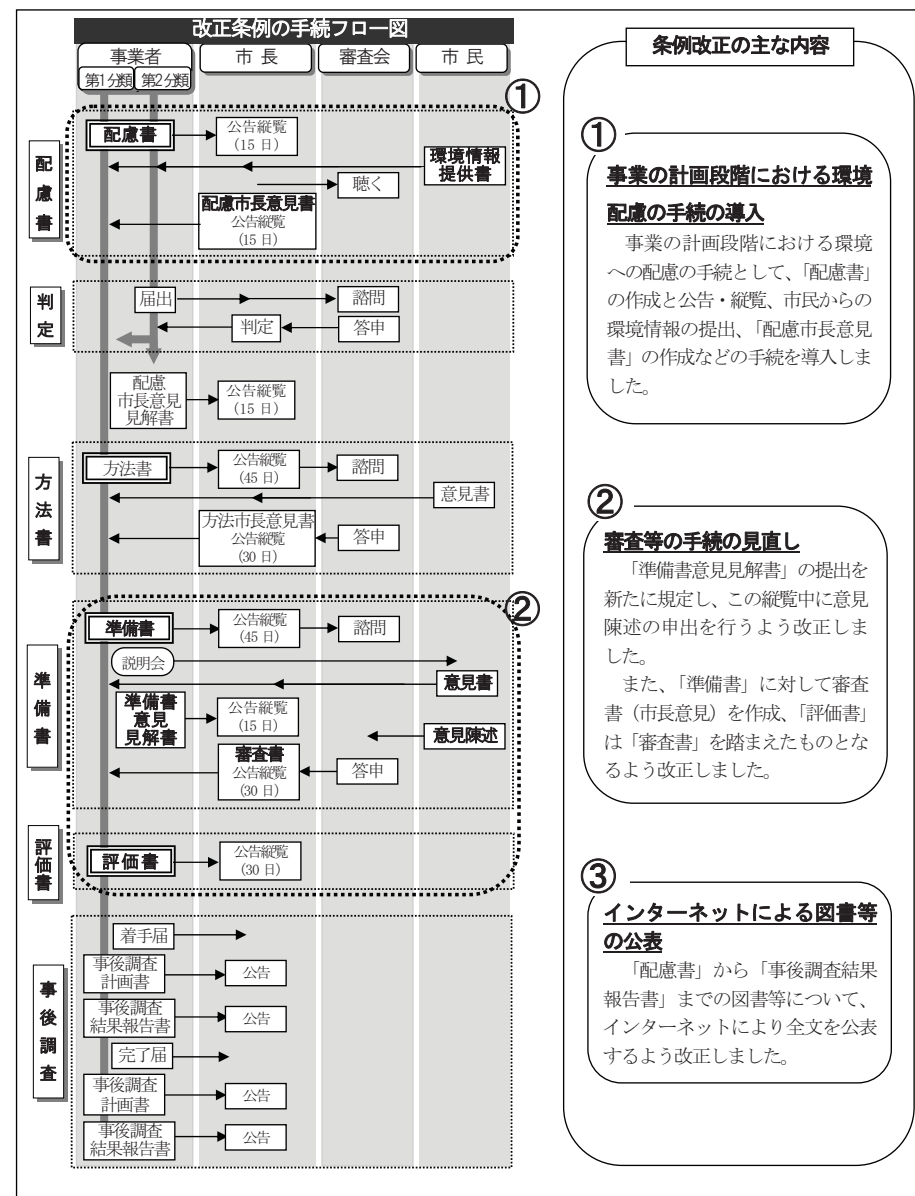
(1) 横浜市環境配慮指針の策定

計画段階において環境影響について配慮すべき事項として、地球温暖化対策や生物多様性の保全などを「基本的な配慮事項」に盛り込むとともに、計画段階の検討手順などを内容とした指針を定めます。

(2) 横浜市環境影響評価技術指針の改正

環境影響評価項目、予測手法等について定めた技術指針について、環境影響評価項目に温室効果ガスの追加、「配慮書」の作成方法の追加などの改正を行います。

【参考】改正条例の手續



条例改正の主な内容

① 事業の計画段階における環境配慮の手續の導入

事業の計画段階における環境への配慮の手續として、「配慮書」の作成と公告・縦覧、市民からの環境情報の提出、「配慮市長意見書」の作成などの手續を導入しました。

② 審査等の手續の見直し

「準備書意見見解書」の提出を新たに規定し、この縦覧中に意見陳述の申出を行うよう改正しました。また、「準備書」に対して審査書（市長意見）を作成、「評価書」は「審査書」を踏まえたものとなるよう改正しました。

③ インターネットによる図書等の公表

「配慮書」から「事後調査結果報告書」までの図書等について、インターネットにより全文を公表するよう改正しました。

第 1 分類：環境影響評価手續を必ず行う事業

第 2 分類：第 1 分類事業の 75% 以上の規模で、判定により環境影響評価の要否を決定する事業

横浜市環境影響評価条例施行規則の改正等について

皆さまのご意見をお寄せください

意見公募期間：平成 23 年 2 月 17 日（木）～平成 23 年 3 月 18 日（金）

横浜市環境影響評価条例が施行してから 11 年を経過し、この間の市民の環境への関心の高まり、制度の運用上の課題、各種事業の多様化等に対応するため、今後の横浜市にふさわしく、より効果的な環境影響評価制度のあり方について検討を進め、「横浜市環境影響評価条例」を改正しました（平成 22 年 12 月 24 日公布、平成 23 年 8 月 1 日施行）。

このたび、条例改正に伴い「横浜市環境影響評価条例施行規則」、「横浜市環境配慮指針」及び「横浜市環境影響評価技術指針」の改正・策定を行うこととなりました。これらの案の内容について広く市民の皆さまからご意見をいただくため、意見公募を実施します。

新しい環境影響評価制度の概要（改正条例）

事業の計画段階における環境配慮の

手続の導入

事業の計画段階における環境への配慮の手続として、「配慮書」の作成と公告・縦覧、市民からの環境情報の提出、「配慮市長意見書」の作成などの手続を導入しました。

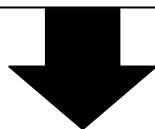
審査等の手続の見直し

「準備書意見見解書」の提出を新たに規定し、この縦覧期間中に意見陳述の申出を行うよう改正しました。

また、「準備書」に対して審査書（市長意見）を作成、「評価書」は「審査書」を踏まえたものとなるよう改正しました。

インターネットによる図書等の公表

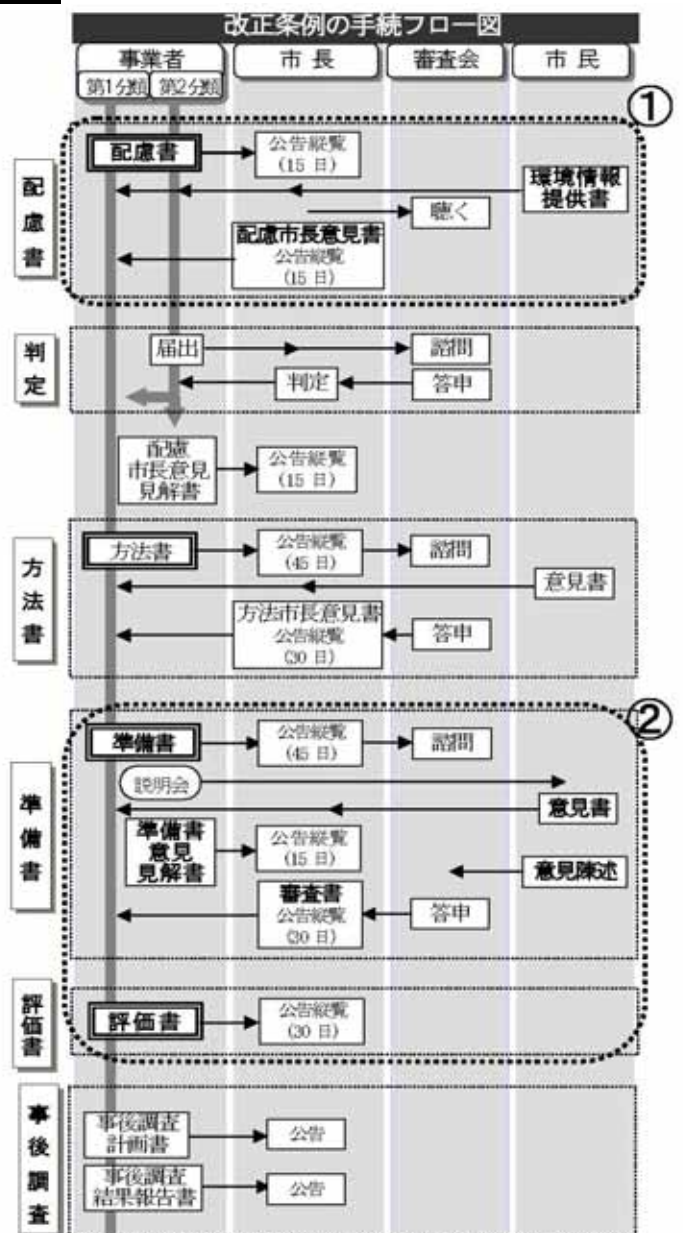
「配慮書」から「事後調査結果報告書」までの図書等について、インターネットにより全文を公表するよう改正しました。



今後、「横浜市環境影響評価条例施行規則」、「横浜市環境配慮指針」及び「横浜市環境影響評価技術指針」の改正・策定を行います。

皆さまのご意見をお寄せください！

改正・策定の概要は、次頁以降をご覧ください。



第1分類：環境影響評価手続を必ず行う事業
第2分類：第1分類事業の75%以上の規模で、
判定により環境影響評価の要否を決定する事業

意見公募の詳細や条例改正については、環境影響評価課のホームページでご覧いただけます

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/eikyou/kaisei/iken.html>

規則等の改正・策定の概要

(1) 「横浜市環境影響評価条例施行規則」改正案の主な内容（規則改正案参照）

条例の手續に関する具体的内容

新たに導入する計画段階の手續について、事業者が図書に記載すべき事項、市長が公告すべき事項等について規定します。

インターネットによる図書等の公表のため、必要なデータの提出について新たに規定します。

対象とする事業の規模要件（改正する主な事業とその概要）

事業種	現行	改正案
高層建築物の建設	高さ100m以上かつ延べ面積5万㎡以上	高さ100m以上かつ延べ面積5万㎡以上 <u>(都市基盤が整備され、環境に配慮しつつ土地の高度利用を図るとして市長が告示する区域は、高さ180m以上かつ延べ面積15万㎡以上)</u>
電気工作物の建設 (火力発電)	◆一般電気事業等の用に供する発電電気工作物 出力10万kW以上 ◆特定電気事業等の用に供する発電電気工作物 敷地面積3ha以上又は燃料使用量4kl/h以上	<u>出力2万kW以上</u>
廃棄物処理施設の建設	◆ごみ処理施設(一般廃棄物) 処理能力200t/日以上 ◆一般廃棄物最終処分場 埋立面積3ha以上 ◆産業廃棄物中間処理施設 敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上 ◆産業廃棄物最終処分場 埋立面積2ha以上	◆ <u>焼却施設</u> 処理能力 <u>100t/日以上</u> ◆ <u>最終処分場</u> 埋立面積 <u>2ha以上</u> ◆ <u>その他の処理施設</u> 敷地面積9,000㎡以上 <u>(建築面積 削除)</u>

※ 環境影響評価を必ず行う第1分類事業の要件で記載。下線太字が改正箇所。

Q 環境アセスメント(環境影響評価)制度とは？

道路や鉄道、高層建築物の建設などの大規模な事業を行う場合に、事業者自らが大気や水質、動植物など周辺環境への影響を事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して意見を聴くことにより、自主的に公害の未然防止や良好な環境の保全を図る制度です。

横浜市環境影響評価条例の対象となる事業

道路の建設	廃棄物処理施設の建設	運動施設、レクリエーション施設等の建設
鉄道及び軌道の建設	下水道終末処理場の建設	工業団地の造成
工場及び事業場の建設	飛行場の建設	流通業務団地の造成
電気工作物の建設	公有水面の埋立て	土地区画整理事業
自然科学研究所の建設	高層建築物の建設	開発行為に係る事業

(2)「横浜市環境配慮指針」案の概要（環境配慮指針案参照）

環境配慮指針とは

事業者が、事業計画の立案段階から環境影響について配慮すべき事項を定めた指針です。地球温暖化対策、生物多様性の保全などを基本的な配慮事項にあげ、事業者の自主的な環境配慮を促すとともに、環境貢献による横浜のまちづくりの推進を目指します。「横浜市環境管理計画」における取組方針や基本施策を踏まえた指針とします。

主な内容

計画段階の配慮を行う時期

事業者が事業計画を見直すことのできる時期とします。

基本的な配慮事項の例

『計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業内容のあらゆる場面で計画段階から検討する。』など

方法書作成に向けた環境配慮の再検討

配慮書提出後の市民からの環境情報や配慮市長意見書を十分に考慮して方法書を作成します。

(3)「横浜市環境影響評価技術指針」案の概要（技術指針案参照）

技術指針とは

環境影響評価及び事後調査の適切かつ円滑な実施を図るための技術的な事項に関する指針です。

「環境影響評価項目」、「調査、予測及び評価の手法」、「事後調査の方法」、「環境影響評価及び事後調査に関し必要な事項」について記載しています。

主な内容

手続の見直しによる図書の記載事項の追加、変更

・計画段階の手続の導入に伴い、配慮書や配慮市長意見見解書の作成方法の記載を追加します。

・審査等の手続の見直しにより、評価書の記載内容等を変更します。

・インターネットによる図書等の公表の実施に伴い、図書作成にあたっての留意点を追加します。

環境影響評価項目の見直し

「温室効果ガス」を環境影響評価項目に追加し、環境影響評価においても排出量削減に取り組みます。

本文に解説を加え、わかりやすくします。

各図書に記載する対象事業の内容の中に、「地球温暖化対策」、「生物多様性の保全」、「緑の保全と創造」については項目をあげて記載することとし、横浜市が進める環境基本施策の実現に向けた協力を事業者に求めます。

現行の技術指針は、ホームページでご覧いただけます。

意見の公募について

(1) 意見公募期間

平成 23 年 2 月 17 日(木)から平成 23 年 3 月 18 日(金)まで(郵送の場合は当日消印有効)

(2) 意見提出方法

本用紙を郵送、ファクシミリでご送付いただくか、直接ご持参ください。ホームページからも入力できます。

郵送先: 〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 横浜市環境創造局環境影響評価課
ファクシミリ番号: 045-663-7831 持参先: 関内中央ビル8階(横浜市中区真砂町 2-22)
ホームページ: 以下の環境影響評価課ホームページから、入力ページへお進みください。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/eikyou/kaisei/iken.html>

(3) 資料の入手方法

意見公募にあたり、資料として「規則改正案」「環境配慮指針案」「技術指針案」を公表しています。上記環境影響評価課ホームページからダウンロードしていただけるほか、環境影響評価課、市庁舎1階市民情報センター及び各区役所広報相談係にて閲覧・配布を行っています。

(4) ご不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市環境創造局企画部環境影響評価課 電話: 045-671-2495

ご意見記入欄

規則に関するご意見

環境配慮指針に関するご意見

技術指針に関するご意見

横浜市環境影響評価条例施行規則改正案（新旧対照表）

※下線部分が改正箇所

現行規則	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 <u>準備書作成前の手続</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 <u>第2分類事業に係る判定（第5条・第6条）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 <u>方法書（第7条—第13条）</u></p> <p>第3章 <u>準備書（第14条—第19条）</u></p> <p>第4章 <u>評価書作成以後の手続（第20条—第29条）</u></p> <p>第5章 <u>対象事業の内容の修正等（第30条—第32条）</u></p> <p>第6章 <u>環境影響評価その他の手続の特例（第33条—第40条）</u></p> <p>第7章 <u>横浜市環境影響評価審査会（第41条—第45条）</u></p> <p>第8章 <u>法対象事業に対する措置（第46条）</u></p> <p>第9章 <u>雑則（第47条・第48条）</u></p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="padding-left: 20px;">（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、横浜市環境影響評価条例（平成10年10月横浜市条例第41号。第6条第1項第2号を除き、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">（定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。</p> <p style="padding-left: 20px;">（第1分類事業）</p> <p>第3条 条例第2条第2号の規則で定める事業は、別表第1の事業の種類のカラムに掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第1分類事業の要件のカラムに掲げる要件に該当する1の事業とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">（第2分類事業）</p> <p>第4条 条例第2条第3号の規則で定める事業は、</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 <u>方法書作成前の手続</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 <u>配慮書（第5条—第13条）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 <u>第2分類事業に係る判定（第14条・第15条）</u></p> <p>第3章 <u>方法書（第16条—第22条）</u></p> <p>第4章 <u>準備書（第23条—第32条）</u></p> <p>第5章 <u>評価書（第33条・第34条）</u></p> <p>第6章 <u>対象事業の実施（第35条）</u></p> <p>第7章 <u>事後調査（第36条—第38条）</u></p> <p>第8章 <u>対象事業の内容の修正等（第39条—第42条）</u></p> <p>第9章 <u>環境影響評価その他の手続の特例（第43条—第51条）</u></p> <p>第10章 <u>横浜市環境影響評価審査会（第52条—第56条）</u></p> <p>第11章 <u>法対象事業に対する措置（第57条）</u></p> <p>第12章 <u>雑則（第58条・第59条）</u></p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="padding-left: 20px;">（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号。第15条第1項第2号を除き、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">（定義）</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。</p> <p style="padding-left: 20px;">（第1分類事業）</p> <p>第3条 条例第2条第2号の規則で定める事業は、別表第1の事業の種類のカラムに掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第1分類事業の要件のカラムに掲げる要件に該当する1の事業とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">（第2分類事業）</p> <p>第4条 条例第2条第3号の規則で定める事業は、</p>

別表第1の事業の種類欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第2分類事業の要件の欄に掲げる要件に該当する1の事業とする。

第2章 準備書作成前の手続

別表第1の事業の種類欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第2分類事業の要件の欄に掲げる要件に該当する1の事業とする。

第2章 方法書作成前の手続

第1節 配慮書

(配慮書の記載事項等)

第5条 条例第8条第2項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業を実施するに当たり、許可等を要することとされている場合においては、当該許可等の内容

(2) その他市長が必要と認める事項

2 条例第8条第2項の配慮書(以下「配慮書」という。)は、計画段階配慮書提出書(第1号様式)に添付して提出しなければならない。また、当該配慮書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

(配慮書について公告する事項)

第6条 条例第9条の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第8条第2項の計画段階事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 事業の名称

(3) 事業を実施しようとする区域

(4) 配慮書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

(5) 条例第10条第1項の環境情報提供書(以下「環境情報提供書」という。)の提出期間

(環境情報提供書の記載事項等)

第7条 環境情報提供書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 事業の名称

(3) 条例第10条第1項の環境情報(以下「環境情報」という。)

2 環境情報は、日本語により記載するものとする。

(配慮市長意見書の作成期間)

第8条 市長は、条例第10条第2項の規定により

環境情報提供書の写し（同項の環境情報提供書の提出がなかったときは、その旨を記載した書面）を計画段階事業者に送付した日から2月以内に、条例第11条第1項の配慮市長意見書（以下「配慮市長意見書」という。）を作成するよう努めるものとする。

（配慮市長意見書について公告する事項）

第9条 条例第11条第3項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第6条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 配慮市長意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

（配慮市長意見見解書の記載事項等）

第10条 条例第12条第1項の配慮市長意見見解書（以下「配慮市長意見見解書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 配慮市長意見書についての第2分類事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。）の見解

(2) 環境情報の概要

(3) その他市長が必要と認める事項

2 配慮市長意見見解書は、配慮市長意見見解書提出書（第2号様式）に添付して提出しなければならない。また、当該配慮市長意見見解書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

（配慮市長意見見解書について公告する事項）

第11条 条例第12条第2項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第6条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 配慮市長意見見解書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

（第1分類事業の廃止等の届出）

第12条 条例第13条第1項の規定による届出は、事業廃止等届出書（第3号様式）により行わなければならない。

（事業の承継の届出）

第13条 条例第14条第1項の規定による届出は、事業承継届出書（第4号様式）により行わなければならない。

第1節 第2分類事業に係る判定

(第2分類事業の判定の届出)

第5条 条例第7条第1項の規定による第2分類事業の判定の届出は、第2分類事業判定届出書(第1号様式)により行わなければならない。

(第2分類事業の判定基準等)

第6条 第2分類事業に係る条例第7条第3項(同条第4項及び第32条第2項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第2分類事業が次の各号のいずれにも該当するときは、条例第2条第1号の環境影響(以下「環境影響」という。)の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(1) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第2分類事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の1以上の環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に係る環境影響を受けやすいと認められる対象が存在し、又は存在することが明らかであると判断され、かつ、当該第2分類事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ウ 自然度が高い植生の地域又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

(2) 当該第2分類事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の1以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令又は条例により指定された対象が存在し、かつ、当該第2分類事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第

第2節 第2分類事業に係る判定

(第2分類事業の判定の届出)

第14条 条例第15条第1項の規定による判定の届出は、第2分類事業判定届出書(第5号様式)により行わなければならない。

(第2分類事業の判定基準等)

第15条 条例第16条第1項(同条第2項及び第40条第2項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該判定に係る第2分類事業が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第2条第1号の環境影響(以下「環境影響」という。)の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(1) 環境情報及び地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第2分類事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の1以上の環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に係る環境影響を受けやすいと認められる対象が存在し、又は存在することが明らかであると判断され、かつ、当該第2分類事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ウ 自然度が高い植生の地域又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

(2) 当該第2分類事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の1以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令又は条例により指定された対象が存在し、かつ、当該第2分類事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第

101号)第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域

イ 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区の区域

ウ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区の区域

エ 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第2項第1号の規定により定められた森林の区域

オ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の規定により定められた農用地等として利用すべき土地の区域

カ 緑の環境をつくり育てる条例(昭和48年6月横浜市条例第47号)第7条第1項の規定により指定された保存すべき緑地(告示が行われた市民の森及びふれあいの樹林に限る。)

キ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

ク 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財(建造物に限る。)
又は同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。)

ケ 神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)第4条第1項の規定により指定された神奈川県指定重要文化財(建造物に限る。)
又は同条例第31条第1項の規定により指定された神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝若しくは神奈川県指定天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。)

コ 横浜市文化財保護条例(昭和62年12月横浜市条例第53号)第6条第1項の規定によ

101号)第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域

イ 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区の区域

ウ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区の区域

エ 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第2項第1号の規定により定められた森林の区域

オ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の規定により定められた農用地等として利用すべき土地の区域

カ 緑の環境をつくり育てる条例(昭和48年6月横浜市条例第47号)第7条第1項の規定により指定された保存すべき緑地(告示が行われた市民の森及びふれあいの樹林に限る。)

キ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

ク 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財(建造物に限る。)
又は同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。)

ケ 神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)第4条第1項の規定により指定された神奈川県指定重要文化財(建造物に限る。)
又は同条例第31条第1項の規定により指定された神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝若しくは神奈川県指定天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。)

コ 横浜市文化財保護条例(昭和62年12月横浜市条例第53号)第6条第1項の規定によ

り指定された横浜市指定有形文化財（建造物に限る。）又は同条例第40条第1項の規定により指定された横浜市指定史跡、横浜市指定名勝若しくは横浜市指定天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。）

- 2 前項に規定する場合のほか、第2分類事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該第2分類事業及び当該他の密接に関連する同種の事業が総体として、別表第1の第1分類事業の要件の欄に掲げる要件に該当する第1分類事業に相当する規模を有するものとなるときは、前項の規定にかかわらず、当該第2分類事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。
- 3 市長は、条例第7条第1項の規定による届出があった日から2月以内に、同条第3項に規定する措置をとるよう努めるものとする。

第2節 方法書

（方法書の記載事項等）

第7条 条例第8条第1項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業を実施するに当たり、許可等を要することとされている場合においては、当該許可等の内容
- (2) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行う場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) その他市長が必要と認める事項

- 2 条例第8条第1項に規定する方法書（第19条第5項を除き、以下「方法書」という。）は、環境影響評価方法書提出書（第2号様式）に添付して提出しなければならない。

（方法書の提出時期）

第8条 条例第8条第2項の方法書の提出時期は、別表第2の対象事業の種類欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の方法書の提出時期の欄に掲げる時期とする。

り指定された横浜市指定有形文化財（建造物に限る。）又は同条例第40条第1項の規定により指定された横浜市指定史跡、横浜市指定名勝若しくは横浜市指定天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。）

- 2 前項に規定する場合のほか、第2分類事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該第2分類事業及び当該他の密接に関連する同種の事業が総体として、別表第1の第1分類事業の要件の欄に掲げる要件に該当する第1分類事業に相当する規模を有するものとなるときは、前項の規定にかかわらず、当該第2分類事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。
- 3 市長は、条例第15条第1項の規定による届出があった日から2月以内に、条例第16条第1項に規定する措置をとるよう努めるものとする。

第3章 方法書

（方法書の記載事項等）

第16条 条例第17条第1項第10号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業を実施するに当たり、許可等を要することとされている場合においては、当該許可等の内容
- (2) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行う場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) その他市長が必要と認める事項

- 2 条例第17条第1項の方法書（以下「方法書」という。）は、環境影響評価方法書提出書（第6号様式）に添付して提出しなければならない。また、当該方法書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

（方法書の提出時期）

第17条 条例第17条第2項の方法書の提出時期は、別表第2の対象事業の種類欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の方法書の提出時期の欄に掲げる時期とする。

(方法書について公告する事項)

第9条 条例第9条第1項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業が実施されるべき区域

(4) 方法書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

(5) 条例第11条第1項に規定する意見書の提出期間

(方法書の周知の基準等)

第10条 条例第10条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 対象事業が実施されるべき区域を含む地域であること。

(2) 既に入手している情報によって1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を含む地域であること。

2 条例第10条第1項の規定による方法書の概要を周知する方法は、印刷物の配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の方法とする。

3 条例第10条第2項に規定する周知計画書は、方法書周知計画書(第3号様式)とする。

(方法書についての意見書の提出)

第11条 条例第11条第1項の規定により意見を述べようとする者は、意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称

(3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見

(方法意見書の作成期間)

第12条 市長は、条例第11条第2項の規定により意見書を事業者に送付した日から3月以内に、条例第12条第1項の方法意見書(以下「方法意見

(方法書について公告する事項)

第18条 条例第18条第1項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称

(3) 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)

(4) 方法書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

(5) 条例第20条第1項に規定する意見書の提出期間

(方法書の周知の基準等)

第19条 条例第19条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 対象事業実施区域を含む地域であること。

(2) 既に入手している情報によって1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を含む地域であること。

2 条例第19条第1項の規定により方法書の概要を周知する方法は、印刷物の配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の方法とする。

3 条例第19条第2項に規定する周知計画書は、方法書周知計画書(第7号様式)とする。

(方法書についての意見書の記載事項等)

第20条 条例第20条第1項の規定により意見を述べようとする者は、意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称

(3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により記載するものとする。

(方法市長意見書の作成期間)

第21条 市長は、条例第20条第2項の規定により意見書の写し(同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書面)を事業者に送付し

書」という。)を作成するよう努めるものとする。

(方法意見書について公告する事項)

第13条 条例第12条第2項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第9条第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 方法意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

第3章 準備書

(準備書の記載事項等)

第14条 条例第15条第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 第7条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 条例第15条の準備書(第19条第5項を除き、以下「準備書」という。)の作成に当たり用いた図書の名称
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 準備書は、環境影響評価準備書提出書(第4号様式)に添付して提出しなければならない。

(準備書について公告する事項)

第15条 条例第16条第1項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第9条第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
- (3) 条例第18条第1項に規定する意見書の提出期間
- (4) 条例第19条第1項に規定する環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出ることができる期間

(準備書の周知の基準等)

第16条 条例第16条第3項の規則で定める基準は、条例第11条第1項の規定により述べられた環境の保全の見地からの意見及び条例第14条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるお

た日から3月以内に、条例第21条第1項の方法市長意見書(以下「方法市長意見書」という。)を作成するよう努めるものとする。

(方法市長意見書について公告する事項)

第22条 条例第21条第2項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第18条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 方法市長意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

第4章 準備書

(準備書の記載事項等)

第23条 条例第24条第8号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 第16条第1項第1号から第3号までに掲げる事項

2 条例第24条の準備書(第30条第5項を除き、以下「準備書」という。)は、環境影響評価準備書提出書(第8号様式)に添付して提出しなければならない。また、当該準備書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

(準備書について公告する事項)

第24条 条例第25条第1項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第18条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
- (3) 条例第28条第1項に規定する意見書の提出期間

(準備書の周知の基準等)

第25条 条例第26条第1項の規則で定める基準は、条例第20条第1項の規定により述べられた環境の保全の見地からの意見及び条例第23条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるお

それがあると認められる地域を含む地域であることとする。

2 条例第 16 条第 3 項に規定する準備書の概要を周知する方法は、印刷物の配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の方法とする。

3 条例第 16 条第 4 項の規定により準用する条例第 10 条第 2 項の周知計画書は、準備書周知計画書（第 5 号様式）とする。

（説明会の開催等）

第 17 条 条例第 17 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業の名称
- (2) 対象事業の種類
- (3) 対象事業が実施されるべき区域

2 条例第 17 条第 3 項の規定により届け出る事項は、次のとおりとする。

- (1) 説明会を開催することができない理由
- (2) 準備書の記載事項を周知させる方法
- (3) その他市長が必要と認める事項

（準備書についての意見書の提出）

第 18 条 条例第 18 条第 1 項の規定により意見を述べようとする者は、意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 第 11 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
- (2) 準備書についての環境の保全の見地からの意見

それがあると認められる地域を含む地域であることとする。

2 条例第 26 条第 1 項の規定により準備書の概要を周知する方法は、印刷物の配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の方法とする。

3 条例第 26 条第 2 項の規定により準用する条例第 19 条第 2 項の周知計画書は、準備書周知計画書（第 9 号様式）とする。

（説明会の開催等）

第 26 条 条例第 27 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業の名称
- (2) 対象事業の種類
- (3) 対象事業実施区域

2 条例第 27 条第 3 項の規定により届け出る事項は、次のとおりとする。

- (1) 説明会を開催することができない理由
- (2) 準備書の記載事項を周知させる方法
- (3) その他市長が必要と認める事項

（準備書についての意見書の記載事項等）

第 27 条 条例第 28 条第 1 項の規定により意見を述べようとする者は、意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 第 20 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
- (2) 準備書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第 2 号の意見は、日本語により記載するものとする。

（準備書意見見解書の記載事項等）

第 28 条 条例第 29 条第 1 項の準備書意見見解書（以下「準備書意見見解書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 条例第 28 条第 1 項の意見の概要
- (2) 前号の意見についての事業者の見解
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 準備書意見見解書は、準備書意見見解書提出書（第 10 号様式）に添付して提出しなければならない。また、当該準備書意見見解書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

(意見陳述の申出等)

第 19 条 条例第 19 条第 1 項、第 46 条第 1 項又は第 49 条の規定により、横浜市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に対し、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出る者は、次に掲げる事項を記載した届出書を審査会に提出しなければならない。

(1) 第 11 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項

(2) 陳述しようとする意見の概要

2 審査会は、条例第 19 条第 2 項、第 46 条第 2 項又は第 49 条の規定に基づき意見の聴取を行う場合において、前項の届出書を提出した者のうちから、意見の聴取を行う者をあらかじめ選定することができる。

3 審査会は、条例第 19 条第 2 項、第 46 条第 2 項又は第 49 条の規定に基づき意見の聴取を行う場合において、当該意見の聴取を円滑に行うため必要があると認めるときは、前項の規定により選定された者から意見の聴取を行う時間をあらかじめ定めることができる。

4 審査会は、第 2 項の規定により意見の聴取を行う者を選定し、又は前項の規定により意見の聴取を行う時間を定めたときは、あらかじめ、その旨を第 1 項の規定により届出書を審査会に提出した者に通知するものとする。

5 第 2 項の規定により意見の聴取を行う者として選定された者は、審査会において意見を述べようとするときは、その意見を聴こうとする条例第 15 条の準備書、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の方

(準備書意見見解書について公告する事項)

第 29 条 条例第 29 条第 2 項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

(1) 第 18 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項

(2) 準備書意見見解書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

(3) 条例第 30 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出ることができる期間

(意見陳述の申出等)

第 30 条 条例第 30 条第 1 項又は第 59 条第 4 項の規定により、横浜市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に対し、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出る者は、次に掲げる事項を記載した申出書を審査会に提出しなければならない。

(1) 第 20 条第 1 項第 1 号に掲げる事項

(2) 対象事業又は法対象事業の名称

(3) 陳述しようとする意見の概要

2 審査会は、条例第 30 条第 2 項又は第 59 条第 5 項の規定に基づき意見の聴取を行う場合において、前項の申出書を提出した者のうちから、意見の聴取を行う者をあらかじめ選定することができる。

3 審査会は、条例第 30 条第 2 項又は第 59 条第 5 項の規定に基づき意見の聴取を行う場合において、当該意見の聴取を円滑に行うため必要があると認めるときは、前項の規定により選定された者から意見の聴取を行う時間をあらかじめ定めることができる。

4 審査会は、第 2 項の規定により意見の聴取を行う者を選定し、又は前項の規定により意見の聴取を行う時間を定めたときは、あらかじめ、その旨を第 1 項の規定により申出書を審査会に提出した者に通知するものとする。

5 第 2 項の規定により意見の聴取を行う者として選定された者は、審査会において意見を述べようとするときは、その意見を聴こうとする条例第 24 条の準備書、準備書意見見解書、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）

法書及び法第 14 条第 1 項の準備書について環境の保全の見地からの意見を述べなければならない。

- 6 第 2 項の規定により意見の聴取を行う者として選定された者は、代理人に意見を述べさせることができない。
- 7 前各項に定めるもののほか、条例第 19 条第 2 項、第 46 条第 2 項又は第 49 条の規定に基づく意見の聴取に関し必要な事項は、審査会が定める。

第 4 章 評価書作成以後の手続

(評価書の提出)

第 20 条 条例第 20 条の評価書(以下「評価書」という。)は、環境影響評価書提出書(第 6 号様式)に添付して提出しなければならない。

(評価書について公告する事項)

第 21 条 条例第 21 条第 1 項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 9 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
- (2) 評価書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
- (3) 条例第 22 条第 1 項に規定する意見書の提出期間

(評価書についての意見書の提出)

第 22 条 条例第 22 条第 1 項の規定により意見を述べようとする者は、意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

第 14 条第 1 項の準備書及び法第 19 条の規定により送付された事業者の見解について環境の保全の見地からの意見を述べなければならない。

- 6 第 2 項の規定により意見の聴取を行う者として選定された者は、代理人に意見を述べさせることができない。
- 7 前各項に定めるもののほか、条例第 30 条第 2 項又は第 59 条第 5 項の規定に基づく意見の聴取に関し必要な事項は、審査会が定める。

(審査書の作成期間)

第 31 条 市長は、条例第 29 条第 1 項の規定による準備書意見見解書の提出を受けた日(条例第 28 条第 1 項の規定による意見書が提出されなかったときは、その旨を記載した書面を事業者に送付した日)から 4 月以内に、条例第 31 条第 1 項の審査書(以下「審査書」という。)を作成するよう努めるものとする。

(審査書について公告する事項)

第 32 条 条例第 31 条第 2 項の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 18 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
- (2) 審査書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

第 5 章 評価書

(評価書の提出)

第 33 条 条例第 32 条の評価書(以下「評価書」という。)は、環境影響評価書提出書(第 11 号様式)に添付して提出しなければならない。また、当該評価書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

(評価書について公告する事項)

第 34 条 条例第 33 条の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 18 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
- (2) 評価書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

(1) 第 11 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項

(2) 評価書についての環境の保全の見地からの
意見

(審査書の作成期間)

第 23 条 市長は、条例第 20 条の規定により評価書
の提出があった日から 7 月以内に条例第 23 条第
1 項の審査書（以下「審査書」という。）を作成
するよう努めるものとする。

(審査書について公告する事項)

第 24 条 条例第 23 条第 2 項の規定により公告する
事項は、次のとおりとする。

(1) 第 9 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項

(2) 審査書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

(報告書の記載事項)

第 25 条 条例第 24 条の報告書（以下「報告書」と
いう。）には、次に掲げる事項を記載しなければ
ならない。

(1) 条例第 23 条第 1 項の審査書に対する事業者
の見解

(2) 条例第 22 条第 1 項の意見の概要

(3) 前号の意見についての事業者の見解

(4) その他市長が必要と認める事項

2 報告書は、環境影響評価報告書提出書（第 7 号
様式）に添付して提出しなければならない。

(工事着手の届出等)

第 26 条 条例第 27 条の規定による届出は、対象事
業に着手しようとするときにあっては対象事業
着手届出書（第 8 号様式）により、対象事業を完
了したときにあっては対象事業完了届出書（第 9
号様式）により、行わなければならない。

(事後調査を行う期間)

第 27 条 条例第 29 条第 4 号の事後調査を行う期間
は、対象事業に着手したときから対象事業を完了
した日以後 5 年を経過するまでの間において、事

第 6 章 対象事業の実施

(工事着手の届出等)

第 35 条 条例第 35 条の規定による届出は、対象事
業に係る工事に着手しようとするときにあって
は工事着手届出書（第 12 号様式）により、対象
事業に係る工事を完了したときにあっては工事
完了届出書（第 13 号様式）により、対象事業に
係る土地又は工作物の供用を開始したときにあ
っては供用開始届出書（第 14 号様式）により、
行わなければならない。

第 7 章 事後調査

(事後調査を行う期間)

第 36 条 条例第 38 条第 1 項第 4 号の事後調査を行
う期間は、対象事業に係る工事に着手したときか
ら対象事業に係る工事を完了した日以後 5 年を

業者が設定する期間とする。

(事後調査計画書の記載事項等)

第 28 条 条例第 29 条第 5 号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第 30 条第 2 項の規定により、事後調査の全部又は一部を事業者以外の者に行わせる場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 29 条の事後調査計画書は、事後調査計画書提出書（第 10 号様式）に添付して提出しなければならない。

(事後調査結果報告書の提出)

第 29 条 条例第 30 条第 3 項の事後調査結果報告書は、事後調査結果報告書提出書（第 11 号様式）に添付して提出しなければならない。

第 5 章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の届出)

第 30 条 条例第 31 条第 1 項の規定による届出は、事業内容等修正届出書（第 12 号様式）により行うものとする。

(事業内容の軽微な修正)

第 31 条 条例第 31 条第 1 項に規定する対象事業の修正が軽微な場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業規模の縮小

(2) 別表第 3 の対象事業の種類の欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事項の修正であって、同表の手続を経ることを要しない修正の要件の欄に掲げる要件に該当するもの（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）

(3) 別表第 3 の対象事業の種類の欄に掲げる事

経過するまでの間において、事業者が設定する期間とする。

(事後調査計画書の記載事項等)

第 37 条 条例第 38 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行う場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 38 条第 1 項の事後調査計画書は、事後調査計画書提出書（第 15 号様式）に添付して提出しなければならない。また、当該事後調査計画書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

(事後調査結果報告書の提出)

第 38 条 条例第 38 条第 3 項の事後調査結果報告書は、事後調査結果報告書提出書（第 16 号様式）に添付して提出しなければならない。また、当該事後調査結果報告書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。

第 8 章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の届出)

第 39 条 条例第 39 条第 1 項の規定による届出は、事業内容等修正届出書（第 17 号様式）により行わなければならない。

(事業内容の軽微な修正)

第 40 条 条例第 39 条第 1 項に規定する対象事業の修正が軽微な場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象事業の名称

(2) 事業規模の縮小

(3) 別表第 3 の対象事業の種類の欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事項の修正であって、同表の手続を経ることを要しない修正の要件の欄に掲げる要件に該当するもの（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）

(4) 別表第 3 の対象事業の種類の欄に掲げる事

業の種類ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事項以外の修正

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正

(対象事業の廃止等の届出)

第32条 条例第33条第1項の規定による届出は、対象事業廃止等届出書(第13号様式)により行わなければならない。

第6章 環境影響評価その他の手続の特例

(都市計画に定められる第2分類事業)

第33条 第2分類事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業(以下「市街地開発事業」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第2分類事業又は第2分類事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第2分類事業については、条例第7条第1項の規定による届出は、次項及び第3項に定めるところにより、同法第15条第1項の都道府県又は市町村(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市

業の種類ごとにそれぞれ同表の事業の諸元の欄に掲げる事項以外の修正

(5) 前4号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正

(対象事業の廃止等の届出)

第41条 条例第41条第1項の規定による届出は、対象事業廃止等届出書(第18号様式)により行わなければならない。

(対象事業の承継の届出)

第42条 条例第42条第1項の規定による届出は、対象事業承継届出書(第19号様式)により行わなければならない。

第9章 環境影響評価その他の手続の特例

(都市計画決定権者が計画段階配慮その他の手続を行う場合の読替え)

第43条 条例第44条第2項の規定による技術的読替えについては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

2 条例第44条第1項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮その他の手続を行う場合においては、第5条から第12条の規定を適用するものとする。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

(都市計画に定められる第2分類事業)

町村。以下「都市計画決定権者」という。)で、当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第2分類事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。

(読替え表 略)

2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における条例第7条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

3 第1項の規定により都市計画決定権者が条例第7条第1項の規定による届出を行う場合においては、第5条及び第6条の規定を適用するものとする。この場合において、第5条中「条例第7条第1項」とあるのは「第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第1項」と、第6条第1項中「(同条第4項及び第32条第2項)」とあるのは「(第33条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第4項及び第32条第2項)」と読み替えるものとする。

(都市計画に定められる対象事業等)

第34条 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第8条から第25条まで及び第31条から第33条まで(条例第25条の規定による公告を行うまでの間に条例第8条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合に限る。)の規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、第3項から第37条までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者¹に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第33条第1項第3号及び同条第3項の規定は、適用しない。

第44条 条例第45条第2項の規定による技術的読替えについては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

2 条例第45条第1項の規定により都市計画決定権者が条例第15条第1項の規定による届出を行う場合においては、第14条及び第15条の規定を適用するものとする。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

(都市計画に定められる対象事業等)

2 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第31条から第34条まで（条例第31条から第33条までの規定については、条例第25条の規定による公告を行った後に条例第8条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合に限る。）の規定により行うべき条例第8条から第25条までに規定する環境影響評価その他の手続については、市長は、都市計画決定権者及び事業者と協議して定めるものとする。

3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第8条から第25条まで及び第31条から第33条まで（第33条第1項第3号及び同条第3項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（読替え表 略）

4 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第7条から第25条までの規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（読替え表 略）

（都市計画に係る手続との調整）

第35条 条例第16条第1項又は条例第25条の規定による公告は、都市計画決定権者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公告又は同法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替え

第45条 条例第46条第2項の規定による技術的読替えについては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（読替え表 略）

2 条例第46条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第16条から第34条まで及び第39条から第41条までの規定を適用するものとする。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（読替え表 略）

て適用される場合を含む。)の規定による告示と併せて行うよう努めるものとする。

(第2分類事業を実施しようとする者及び事業者の行う環境影響評価との調整)

第36条 第2分類事業を実施しようとする者が条例第7条第1項の規定による届出を行ってから条例第7条第3項(同条第4項及び条例第32条第2項において準用する場合を含む。)の措置がとられるまでの間において、当該届出に係る第2分類事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該第2分類事業を実施しようとする者及び市長にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る第2分類事業についての第33条の規定は、当該第2分類事業を実施しようとする者がその通知を受けたときから適用する。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に第2分類事業を実施しようとする者が行った第2分類事業の判定に係る手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、第2分類事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 事業者が条例第7条第3項(同条第4項及び条例第32条第2項において準用する場合を含む。)の措置がとられてから条例第9条第1項の規定による公告が行われるまでの間において、当該方

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第46条 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第39条から第41条まで(条例第33条の規定による公告を行った後に条例第17条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合に限る。)及び条例第43条の規定により行うべき条例第17条から第33条までに規定する環境影響評価その他の手続については、市長は、都市計画決定権者及び事業者と協議して定めるものとする。

(計画段階事業者及び事業者の行う環境影響評価との調整)

第47条 計画段階事業者が条例第8条第2項の規定による配慮書の提出を行ってから条例第18条第1項の規定による公告が行われるまでの間において、当該配慮書に係る事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該計画段階事業者及び市長にその旨を通知したときは、当該計画段階事業者は、当該事業に係る方法書を作成していない場合にあつては当該配慮書を、方法書を既に作成している場合にあつては当該方法書を当該都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る第1分類事業又は第2分類事業については、条例第45条第1項及び第46条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該配慮書又は当該方法書の送付を受けたときから適用する。

法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び市長にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業等についての第 34 条の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに、当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

4 条例第 9 条第 1 項の規定による公告が行われてから条例第 16 条第 1 項の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び市長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、第 34 条の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

5 第 2 項の規定は、第 3 項又は前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。この場合において、第 2 項中「第 2 分類事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第 2 分類事業の判定に係る手続」とあるのは「環境影響評価その他の手続」と読み替えるものとする。

6 条例第 16 条第 1 項の規定による公告が行われてから条例第 25 条の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を定めた都市計画につき都市計画法第 17 条第 1 項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、事業者が引き続き条例第 3 章から第 4 章第 2 節までの規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、第 34 条の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第 25 条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該対象事業等に係る評価書及び報告書を送付しなければならない。

2 条例第 18 条第 1 項の規定による公告が行われてから条例第 25 条第 1 項の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び市長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、条例第 46 条の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

3 前 2 項の場合において、計画段階事業者が行った計画段階配慮その他の手続又は事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、計画段階事業者又は事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

4 条例第 25 条第 1 項の規定による公告が行われてから条例第 33 条の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を定めた都市計画につき都市計画法第 17 条第 1 項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、事業者が引き続き条例第 5 章及び第 6 章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第 46 条第 1 項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第 33 条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該対象事業等に係る評価書を送付しなければならない。

5 前項の規定により評価書の送付を受けた都市

(事業者等の協力)

第 37 条 都市計画決定権者は、第 2 分類事業を実施しようとする者又は事業者に対し、第 33 条、第 34 条及び第 36 条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

(港湾計画に係る港湾環境影響評価の要件)

第 38 条 条例第 37 条第 1 項の規則で定める要件は、港湾計画の変更（法第 48 条第 1 項の規定の適用を受けるものを除く。）であって、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域の面積の合計が 150 ヘクタール以上であるものとする。

(港湾環境影響評価に対する準用)

第 39 条 第 14 条第 1 項、第 15 条から第 19 条まで及び第 21 条から第 25 条第 1 項までの規定は、条例第 37 条第 1 項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

(港湾計画に係る軽微な修正等)

第 40 条 条例第 37 条第 2 項において準用する条例第 31 条第 1 項に規定する軽微な修正は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第 37 条第 1 項の対象港湾計画の区域の位置の変更で、かつ、当該変更により新たに対象港湾区域となる部分の面積が当該変更前の対象港湾区域の面積の合計の 30 パーセント未満であるもの（条例第 36 条の港湾環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると

計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに都市計画同意を要するものである場合にあっては、都市計画同意を行う国土交通大臣又は都道府県知事に当該評価書を送付しなければならない。

(事業者等の協力)

第 48 条 都市計画決定権者は、計画段階事業者又は事業者に対し、条例第 44 条から第 46 条までに規定する計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

(港湾計画に係る港湾環境影響評価の要件)

第 49 条 条例第 50 条第 1 項の規則で定める要件は、港湾計画の変更（法第 48 条第 1 項の規定の適用を受けるものを除く。）であって、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（変更前の港湾計画に定められたものを除く）の面積の合計が 150 ヘクタール以上であるものとする。

(港湾環境影響評価に対する準用)

第 50 条 第 23 条から第 34 条（第 25 条第 3 項及び第 26 条第 1 項第 2 号を除く。）までの規定は、条例第 50 条第 1 項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(読替え表 略)

(港湾計画に係る軽微な修正等)

第 51 条 条例第 50 条第 2 項において準用する条例第 39 条第 1 項に規定する軽微な修正は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第 50 条第 1 項の対象港湾計画の区域の位置の変更で、かつ、当該変更により新たに対象港湾区域となる部分の面積が当該変更前の対象港湾区域の面積の合計の 30 パーセント未満であるもの（条例第 49 条の港湾環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると

認めるべき特別な事情があるものを除く。)

(2) 前号に規定する区域の位置の変更以外の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更

第7章 横浜市環境影響評価審査会

(審査会の会長)

第41条 審査会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第42条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第43条 審査会に、環境影響評価、事後調査その他の手続（港湾環境影響評価その他の手続を含む。）に関する事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審査会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(審査会の庶務)

第44条 審査会の庶務は、環境創造局において処理する。

(審査会の運営)

第45条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第8章 法対象事業に対する措置

認めるべき特別な事情があるものを除く。)

(2) 前号に規定する区域の位置の変更以外の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更

第10章 横浜市環境影響評価審査会

(審査会の会長)

第52条 審査会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第53条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第54条 審査会に、環境影響評価、事後調査その他の手続（港湾環境影響評価その他の手続を含む。）に関する事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審査会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める

(審査会の庶務)

第55条 審査会の庶務は、環境創造局において処理する。

(審査会の運営)

第56条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第11章 法対象事業に対する措置

<p>(法対象事業に対する準用)</p> <p><u>第46条</u> <u>第26条から第29条</u>までの規定は、法対象事業に係る事後調査等の手続について準用する。</p> <p>第9章 雑則</p> <p>(手続の併合の届出)</p> <p><u>第47条</u> 条例<u>第51条第3項</u>の規定による届出は、<u>手続併合届出書(第14号様式)</u>により行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第48条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、<u>平成11年6月12日</u>から施行する。 (経過措置 略)</p>	<p>(法対象事業に対する準用)</p> <p><u>第57条</u> <u>第35条から第38条</u>までの規定は、法対象事業に係る事後調査等の手続について準用する。</p> <p>第12章 雑則</p> <p>(手続の併合の届出)</p> <p><u>第58条</u> 条例<u>第60条第3項</u>の規定による届出は、<u>手続併合届出書(第20号様式)</u>により<u>行わなければならない</u>。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第59条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、<u>平成23年8月1日</u>から施行する。 (経過措置 略)</p>
---	---

備考

- (1) 施行の際に、既に方法書が提出されている対象事業については準備書からなど、段階的に新しい規定を適用することとします。
- (2) 別表第2(方法書提出時期)及び別表第3(軽微な修正)は、別表第1(第1分類事業及び第2分類事業)を踏まえて規定します。

横浜市環境影響評価条例施行規則 別表第1(第1分類事業及び第2分類事業)改正案の概要 《新旧対照表》

現 行			改正案		
事業の種類	第1分類事業	第2分類事業	事業の種類	第1分類事業	第2分類事業
1 道路の建設			1 道路の建設		
高速自動車国道	全事業		高速自動車国道(改築のみ)	全事業	
自動車専用道路	全事業		自動車専用道路	全事業	
自動車道	全事業		—	—	
その他の道路	4車線かつ3km以上	4車線かつ2.5~3km	その他の道路	4車線かつ3km以上	4車線かつ2.5~3km
2 鉄道及び軌道の建設	全事業		2 鉄道及び軌道の建設	全事業	
3 工場及び事業場の建設	平均排水量1,000m ³ /日以上 燃料使用量4kl/h以上 又は敷地面積3ha以上	750~1,000m ³ /日 3~4kl/h 2.5~3ha	3 工場及び事業場の建設	平均排水量1,000m ³ /日以上 燃料使用量4kl/h以上 又は敷地面積3ha以上	750~1,000m ³ /日 3~4kl/h 2.5~3ha
4 電気工作物の建設			4 電気工作物の建設		
一般電気事業	火力	出力10万kW以上	事業用電気工作物(火力)	出力2万kW以上	
卸電気事業	原子力	全事業			
特定電気事業	火力	敷地面積3ha以上 燃料使用量4kl/h以上			
特定規模電気事業					
卸供給	原子力	全事業			
変電所		敷地面積3ha以上	変電所	敷地面積3ha以上	2.5~3ha
5 自然科学研究所の建設	敷地面積3ha以上かつ 化学物質等を使用する施設	2.5~3ha	5 自然科学研究所の建設	敷地面積3ha以上かつ 化学物質等を使用する施設	2.5~3ha
6 廃棄物処理施設の建設			6 廃棄物処理施設の建設		
ごみ処理施設	処理能力200t/日以上	150~200t/日	焼却施設	処理能力100t/日以上	75~100t/日
一般廃棄物最終処分場	埋立面積3ha以上	2.5~3ha	最終処分場	埋立面積2ha以上	1.5~2ha
産業廃棄物中間処理施設	敷地面積9,000m ² 以上 建築面積3,000m ² 以上	7,000~9,000m ² 2,500~3,000m ²	その他の施設	敷地面積9,000m ² 以上	7,500~9,000m ²
産業廃棄物最終処分場	埋立面積2ha以上	1.5ha~2ha			
7 下水道終末処理場の建設	敷地面積2ha以上	2.5~3ha	7 下水道終末処理場の建設	敷地面積3ha以上	2.5~3ha
8 飛行場の建設	全事業		8 飛行場の建設	全事業	
9 公有水面の埋立て	埋立面積15ha以上	12~15ha	9 公有水面の埋立て	埋立面積15ha以上	12~15ha
10 高層建築物の建設	高さ100m以上かつ 延べ面積5万m ² 以上	75~100mかつ5万m ² 以上 ※①適用除外地区あり	10 高層建築物の建設	高さ100m以上かつ 延べ面積5万m ² 以上 ※②特定の区域は高さ180m以上 かつ延べ面積15万m ² 以上	75~100mかつ5万m ² 以上 特定の区域は100~180m かつ5万m ² 以上
11 運動施設、レクリエーション施設等の建設			11 運動施設、レクリエーション施設等の建設		
第2種特定工作物	市街化区域内20ha以上 市街化調整区域内10ha以上	市街化区域 15~20ha 調整区域 7.5~10ha	第2種特定工作物	市街化区域内20ha以上 市街化調整区域内10ha以上	市街化区域 15~20ha 調整区域 7.5~10ha
都市公園	敷地面積20ha以上かつ 形質変更面積10ha以上	15~20haかつ7.5ha以上	都市公園	敷地面積20ha以上かつ 形質変更面積10ha以上	15ha以上かつ7.5~10ha
12 工業団地の造成	造成面積10ha以上	7.5~10ha	12 工業団地の造成	造成面積10ha以上	7.5~10ha
13 流通業務団地の造成	造成面積10ha以上	7.5~10ha	13 流通業務団地の造成	造成面積10ha以上	7.5~10ha
14 土地区画整理事業	土地区画整理事業の面積40ha 以上(森林区域を10ha以上含 む場合は20ha以上)	30~40ha(森林区域を7.5ha以 上含む場合は15~20ha)	14 土地区画整理事業	土地区画整理事業の面積40ha以上 (森林区域を10ha以上含む場合は 20ha以上)	30~40ha(森林区域を7.5ha以 上含む場合は15~20ha)
15 開発行為に係る事業	市街化区域内20ha以上 市街化調整区域内10ha以上	15~20ha 7.5ha~10ha	15 開発行為に係る事業	市街化区域内20ha以上 市街化調整区域内10ha以上	15~20ha 7.5ha~10ha

①適用除外地区：建築物の高さの最低限度を14mかつ最高限度を75m以上に指定した区域

②特定の区域：都市基盤が整備され、環境に配慮しつつ土地の高度利用を図るとして市長が告示する区域

横浜市環境配慮指針

資料編

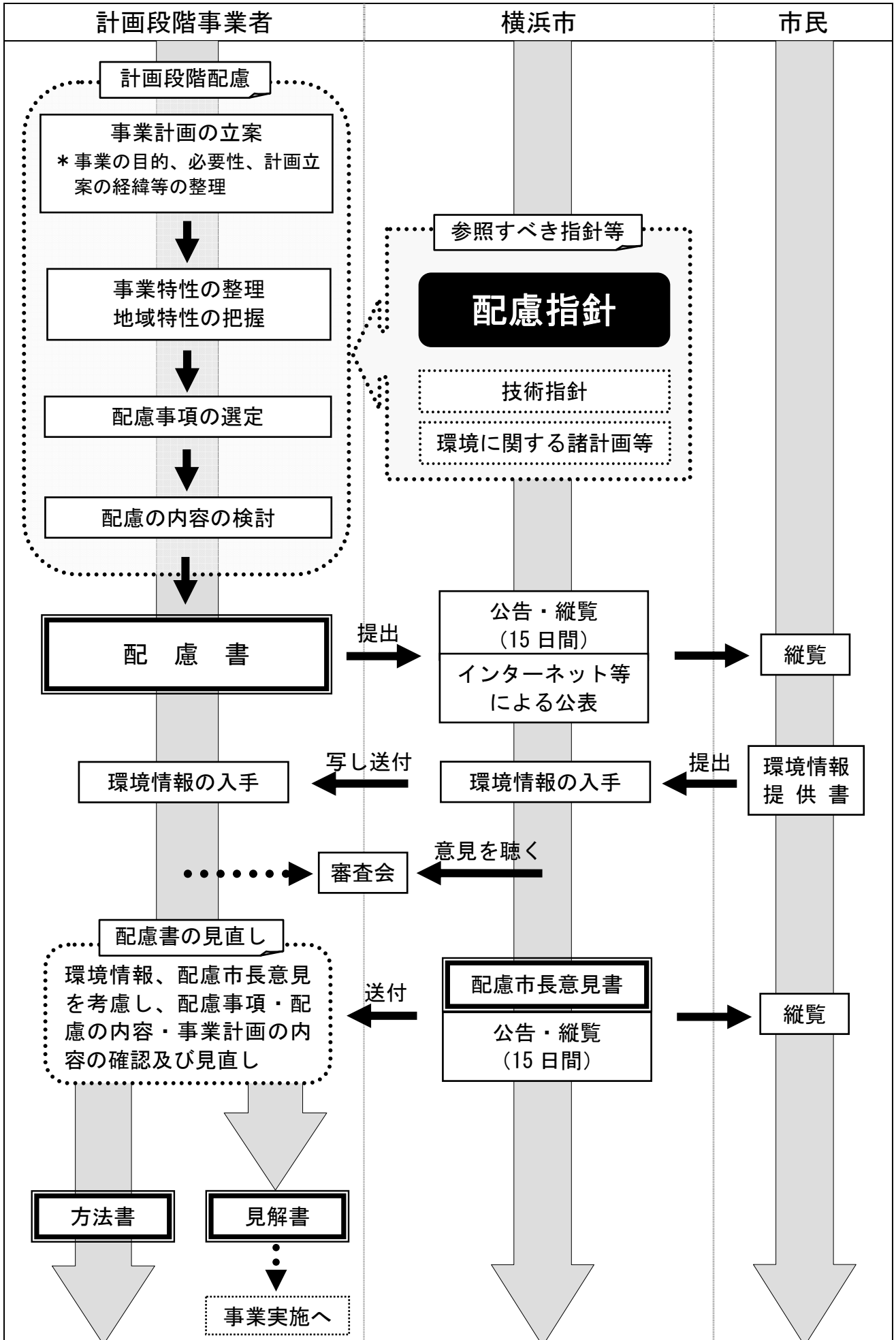
(案)

平成23年2月

横浜市

資料1	計画段階配慮の検討手順	資-1
資料2	配慮事項および配慮の内容の記載方法	資-2
資料3	ミティゲーション	資-3
資料4	横浜市地域環境情報	資-4
資料5	用語集	資-9

資料 1 計画段階配慮の検討手順

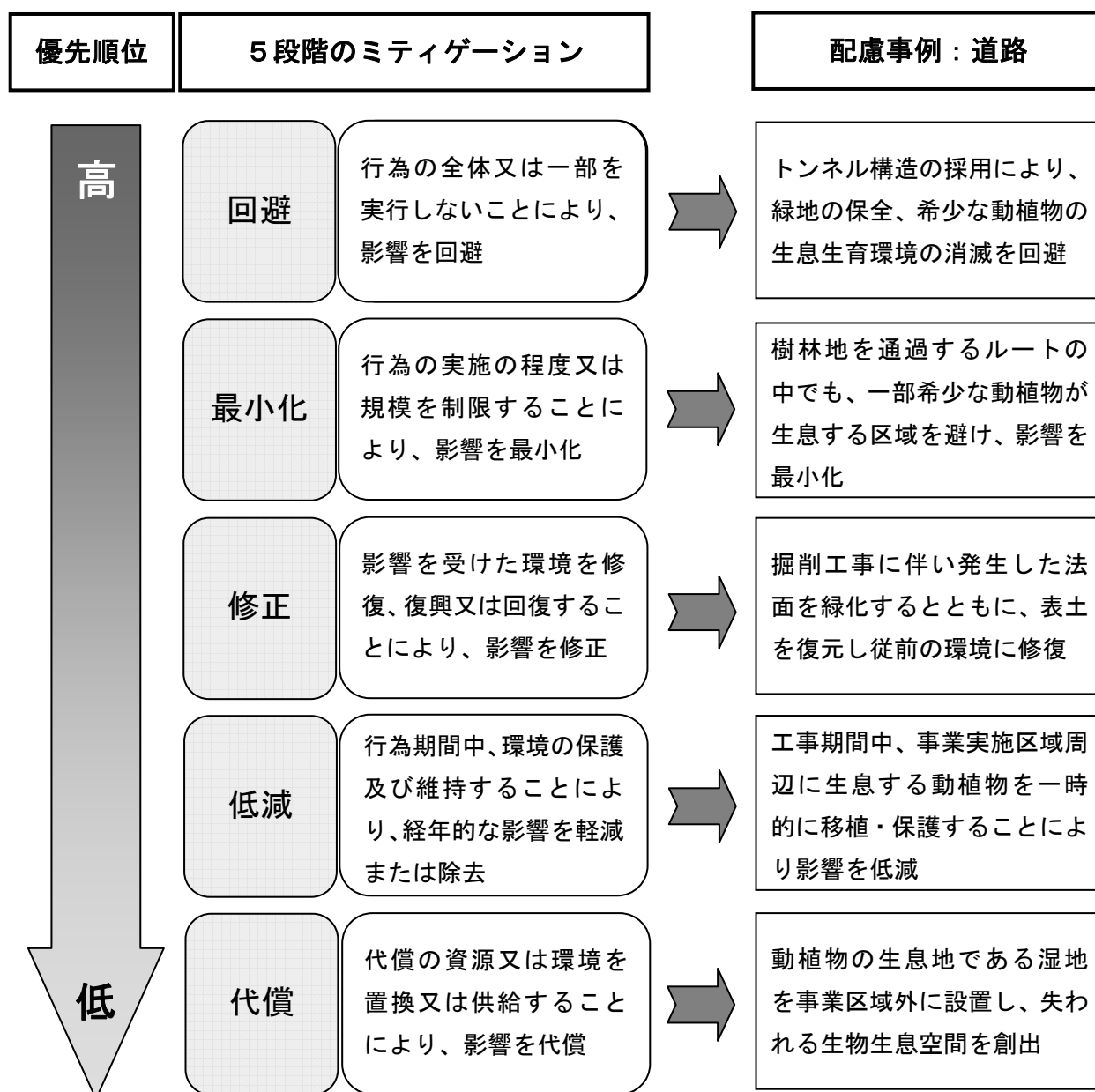


資料3 ミティゲーション

ミティゲーションとは、開発事業による環境に対する影響を軽減するための、すべての保全行為を表す概念です。ミティゲーションの考え方は、もともと1970年代後半にアメリカ合衆国において、国家環境政策法 (NEPA) の中で環境政策の一つとして導入され、今日では広く各国でも導入されてきています。

ミティゲーションの検討順序は、まず自然環境への影響をできる限り「回避」、「最小化」し、その上でやむを得ず損なわれる環境については、「修正」、「低減」による対応を考え、最後の手段として「代償」による方法を考えることが必要となります。

以下に、5段階のミティゲーションとその優先順位、そして道路の建設事業を例とした具体的配慮事例を示します。



資料 4 横浜市地域環境情報

(平成 23 年 2 月 現在)

以下に示す環境情報は、法令、条例以外の代表的な計画等を掲げておりますが、すべてを網羅しているものではありません。

①地域の将来像

地域環境情報の種類	名称	提供元
環境施策	横浜市環境管理計画【改訂中】 【概要】環境目標等	横浜市環境創造局企画課
	横浜市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)【策定中】	横浜市地球温暖化対策事業本部
	横浜スマートシティプロジェクトマ スタープラン 【概要】みなとみらい 21 地区、港北ニュータ ウン、横浜グリーンバレー(金沢区)の3エリ アを中心とし、再生可能エネルギー導入や地域 でのエネルギー需給最適化などを推進する計 画	横浜市地球温暖化対策事業本部HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/ondan/press/h22/100811/100811m.pdf)
	横浜グリーンバレー実行計画 【概要】省エネの実践、再生可能エネルギーの 利活用や環境関連産業の振興による環境啓発 拠点(金沢区)の形成構想	横浜市地球温暖化対策事業本部HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/ondan/ygv/)
	生物多様性横浜行動計画【策定中】	横浜市環境創造局企画課
	横浜市環境エコアップマスタープラ ン 【概要】人と自然が共生できる街づくりのため の環境整備を推進するための基本方針	横浜市環境創造局企画課HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/ecoup/)
	横浜市水と緑の基本計画	横浜市環境創造局企画課HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/mizumidori/)
	横浜市みどりアップ計画 (新規・拡充施策)	横浜市環境創造局企画課HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/midori-up/midori-up-plan/about-midori-up/about-midoriup.html)
	横浜市一般廃棄物処理基本計画 ～ ヨコハマ3R夢プラン～	横浜市資源循環局資源政策課HP (http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/keikaku/3rmpplan/)
	第6次横浜市産業廃棄物処理指導計 画【策定中】	横浜市資源循環局産業廃棄物対策課
	横浜市景観ビジョン	横浜市都市整備局都市デザイン室HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/design/keikan/vision/)
	まちづくり方針	横浜市都市計画マスタープラン・区 プラン
臨港地区のあらまし		横浜市港湾局港湾経営課HP (http://www.city.yokohama.jp/me/port/business/rinkouchiku/)
街づくり協議地区制度		横浜市都市整備局地域まちづくり課HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/machi-kyogi/)

②環境に関する目標（環境基準、指針、指定地域等）

地域環境情報の種類	名称	提供元
温暖化対策等	エネルギーの使用の合理化に関する基本方針	経済産業省HP (http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm)
	温室効果ガス排出抑制等指針	環境省HP (http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/index.html)
	エネルギー利用者に対する新エネルギー利用等に関する指針	経済産業省HP (http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/enetai/shinene_data/23jigyousyashien_18fy_riyoukeikaku_sisin.pdf)
	特定開発事業温暖化対策指針	神奈川県HP (http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/05/0514/keikakusyo/develop/top.html)
	温室効果ガスの排出の抑制に関する指針	地球温暖化対策事業本部HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/ondan/jourei/keikakusyo-kaisei.html)
	再生可能エネルギー利用設備の導入検討マニュアル	地球温暖化対策事業本部HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/ondan/saiene/)
	横浜市地域冷暖房推進指針 地域冷暖房推進指針実施細目	地球温暖化対策事業本部
	横浜市ヒートアイランド対策取組方針	地球温暖化対策事業本部HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/ondan/heat/heat-houshin-gaiyou.pdf)
	横浜市ヒートアイランド対策アクションプラン ～行動計画策定の手引き～	地球温暖化対策事業本部HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/ondan/heat/a-plan.pdf)
	横浜市ヒートアイランド対策の手引き	地球温暖化対策事業本部HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/ondan/heat/tebiki.pdf)
二酸化炭素排出量の算定方法	地球温暖化対策事業本部HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/snisanaka.pdf)	
生物多様性	横浜市生物多様性保全再生指針	横浜市環境創造局企画課HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/tayou/shishin.html)
	横浜市公園緑地配置図	横浜市環境創造局みどりアップ推進課 (横浜市市民情報センターにて販売)
	横浜市農業施策現況図	横浜市環境創造局農地保全課 (横浜市市民情報センターにて販売)
	神奈川県森林図	神奈川県環境農政局水源環境保全課
	神奈川県鳥獣保護区等位置図	神奈川県自然環境保全課HP (http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/ysi/syuryoup3.html)
	神奈川県オオタカ保護指導指針	神奈川県自然環境保全課HP (http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/ysi/ootakasisin.html)
生活環境全般	環境基準	環境省HP (http://www.env.go.jp/kijun/)
	環境への負荷の低減に関する指針 (事業所の配慮すべき事項)	横浜市環境創造局HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/jigyosyoshishin.pdf)

化学物質	化学物質の適正な管理に関する指針	横浜市環境創造局環境管理課HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/kagakushishin.pdf)
	フロン類の排出抑制に関する配慮指針	横浜市環境創造局環境管理課HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/huron.pdf)
光害	光害対策ガイドライン	環境省HP (http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=9158&hou_id=8023)
景観	横浜市景観計画 都市景観協議地区	横浜市都市整備局都市デザイン室HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/design/keikan/list/)
	山手地区景観風致保全要綱 (区域図)	横浜市都市整備局都市再生推進課HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/tosai/yamate/yoko.html)
	景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (概要)	国土交通省道路局環境安全課HP (http://www.mlit.go.jp/road/road/bougosaku/guideline0402.htm)
安全	地下空間における浸水対策ガイドライン	国土交通省HP (http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/sagai/tisiki/chika/index.html)
まちづくり方針	地区計画 建築協定	横浜市都市整備局地域まちづくり課HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/tikukeikaku/) (http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/ken-kyoutei/)

③地域の環境の現況を示すデータ

地域環境情報の種類	名称	提供元
温暖化対策	カーシェアリング拠点案内	横浜市都市整備局都市交通課HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/toshiko/parking/carshare/)
生物多様性	神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006 神奈川県レッドデータブック 2006WEB版	神奈川県立生命の星・地球博物館 神奈川県自然環境保全センター HP (http://www.e-tanzawa.jp/rdb06/)
	自然環境情報 GIS	環境省生物多様性センターHP (http://www.biodic.go.jp/trialSystem/top.html)
	市民協働生き物調査	横浜市環境創造局公園緑地管理課HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/rikuiki/)
	市内水域生物相調査 (河川編・海域編)	横浜市環境創造局環境科学研究所HP (横浜市市民情報センターにて販売) (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/kenkyu/shiryu/pub/d0006/)
	源流域水環境基礎調査	横浜市環境創造局環境科学研究所HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/kenkyu/shiryu/pub/pub0162/)
	名木古木指定樹木一覧	横浜市環境創造局みどりアップ推進課HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/area-green/meiboku/ichiran/)
	よこはまの自然エコティブマップ	横浜市環境創造局企画課HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kyouiku/fieldmap/)
生活環境全般	横浜の環境 (横浜市環境管理計画年次報告書)	横浜市環境創造局企画課 (横浜市市民情報センターにて販売)

	環境の常時監視結果 【概要】大気汚染、水質汚濁、交通騒音等の状況	横浜市環境創造局環境監視センターHP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/kanshi/)
水循環	横浜市洪水ハザードマップ	横浜市消防局危機管理室HP (http://www.city.yokohama.jp/me/shobo/kikikanri/hmap/)
	神奈川県浸水想定区域図	神奈川県河川課河川調査班HP (http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kasen/suibo/shinsui.htm)
大気質	横浜市大気汚染調査報告書	横浜市環境創造局環境監視センター (横浜市市民情報センターにて販売)
水質	横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書	横浜市環境創造局環境監視センター (横浜市立図書館にて貸出)
	汚染井戸追跡調査結果	横浜市環境創造局規制指導課HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kaihatsu/kisei/dojo/joho-chikasui.html)
土壌	土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域	横浜市環境創造局規制指導課HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kaihatsu/kisei/dojo/hou-shitei/)
地盤	土壌情報閲覧システム	農業環境技術研究所HP (http://agrimesh.dc.affrc.go.jp/soil_db/index.phtml)
	水準測量成果閲覧サービス	横浜市環境創造局規制指導課HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/data/suijun/)
	横浜市地盤地図情報(地盤View) 【内容】ボーリング柱状図	横浜市環境創造局環境科学研究所HP (http://www.city.yokohama.jp/kankyo/)
騒音・振動	横浜市における騒音・振動の定点測定結果報告書	横浜市環境創造局環境監視センター (横浜市立図書館にて貸出)
地域社会	道路交通センサス	国土交通省関東地方整備局道路部HP (http://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/road_shihon00000047.html)
	小中学校通学区域	横浜市教育委員会学校計画課HP (http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/gakku/index1.html)
	横浜市立学校分布図	横浜市教育委員会学校計画課 (横浜市市民情報センターにて販売)
触れ合い活動の場	小川の散歩道紹介	横浜市道路局河川管理課HP (http://www.city.yokohama.jp/me/douro/kasenkanri/ogawasanpo/ogawasanpo.html)
	区民生活マップ 【内容】公共施設等の状況	横浜市各区区政推進課HP
	横浜観光プロモーション 【内容】観光施設、イベント等の情報	横浜市経済観光局観光振興課HP (http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/kankou/kanko/)
文化財	横浜市文化財地図	横浜市教育委員会生涯学習文化財課 (横浜市市民情報センターにて販売)
	横浜市認定歴史的建造物	横浜市都市整備局都市デザイン室HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/design/m09/building/)
安全	わいっわい防災マップ 【内容】災害危険マップ、危険回避マップ、応急対応マップ	横浜市消防局危機管理室HP (http://www.city.yokohama.jp/bousaimap/about_bousai.html)
各種統計情報	横浜市統計GIS 【内容】統計情報を含む地理情報システム	横浜市都市経営局政策課HP (http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/seisaku/gistat/)
	横浜市統計書	横浜市都市経営局政策課HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/stat/toukeisho/new/)

■横浜市環境影響評価条例等

横浜市環境影響評価条例	横浜市環境創造局環境影響評価課HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/eikyou/kaisei/shinkyu.pdf)
横浜市環境影響評価技術指針【改訂中】	横浜市環境創造局環境影響評価課HP (http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/eikyou/kaisei/iken.html)

資料5 用語集

本指針で使用する用語は、次のとおりとする。

あ行

雨水浸透施設

都市化による雨水流出量の増加に起因する浸水を防止や地下水の涵養を目的として、雨水の流出を抑制し雨水を地下に浸透させる施設であり、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、雨水浸透側溝、透水性舗装などがある。

沿道の土地利用状況等

沿道の土地利用状況の他、道路規格、幅員、交通状況、騒音・振動レベル、生物の生息状況なども含まれる。

汚泥消化ガス

下水汚泥を発酵させた際に発生するガスで、メタンを60%ほど含み、都市ガスの約半分の熱量を持っている。

汚泥焼却炉廃熱

下水汚泥を焼却処分する工程で発生する熱

か行

環境資源

緑地、名木・古木、水路・湧水、貴重な動植物、文化財、自然土壌など

自然土壌（表土）は微生物や小動物、腐食などの栄養物を含むほか、多くの植物の種子も含まれている。多くの腐食を含んだ豊かな土壌は、長い時間をかけて生成された貴重な環境資源といえる。

環境施設帯

道路においては、幹線道路の沿道の生活環境を保全するために確保する道路施設であり、横断面構成要素（植樹帯、路肩、歩道、副道など）、のり等の組合せで構成される。

鉄道においては、一般的に植樹帯、路肩、歩道、副道など

緩衝緑地帯

緩衝機能、遮蔽機能に加えて、景観、生物の生育・生息空間としての機能を有する緑地

貴重な動植物

主に環境省レッドデータブックや神奈川県レッドデータブックに記載された、オオタカなどの希少な生物や、本市の環境エコアップマスタープランに示す「ふるさと生物候補種」とする。

郷土種

シイ、タブ、カンなどの常緑広葉樹（潜在自然植生）や、クヌギ、コナラなどの雑木林の構成種など、横浜に古くから自生する植物を指す。本指針では、エコアップマスタープランに示す「ふるさと生物候補」を参考とする。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への配慮を考え、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること

グリーン電力

再生可能エネルギーなど、発電に際して二酸化炭素を排出しないエネルギーを使用するシステムによって発電された環境付加価値を有する電力。

景観機能等

景観法では、良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであるとされ、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成され、観光その他の地域間の交流の促進、地域の活性化に資する機能を有するとされる。

景観機能等とは、これらの景観機能の他、水源涵養機能、水循環、緩衝作用、遮蔽機能、大気浄化機能、防音機能など

工作物

建築物をはじめ、土地に定着する人工物のすべて

高性能な省エネルギー型機器

エアコン、貨物自動車、ルーティング機器など、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）では、23の機器（特定機器）を指定している。

構造等

構造の他、縦断線形（勾配）など

後背地との調和

中景域、遠景域から工作物を眺めた場合、その背景にある山並み、海岸線、都市景観などとの調和

さ行

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し持続的に取り出すことができるエネルギーの総称

次世代自動車

電気自動車、圧縮天然ガス自動車（CNG）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、メタノール自動車等

石油エネルギーの有効利用と依存度低下及び石油代替エネルギーの導入促進、大都市圏における窒素酸化物、粒子状物質等に関する環境改善効果がある。

社会文化環境等

文化財、地域社会、埋蔵文化財、名木・古木、神社、仏閣、地域のしきたりの他、通学路、各種公害、自動車走行量、日照、電波等の状況など

周辺環境への影響

施設等の建設、存在、供用によって周辺住民などに、悪臭、大気汚染、騒音、電波障害、日照障害などの影響を与えること

周辺の土地利用状況等

周辺の土地利用状況の他、自動車走行量、文化財等

人工排熱

建物や自動車の空調機器などから面的に排出される熱、工場・火力発電所・ごみ焼却場からの排熱など

生育地等

生育地の他、湧水、水辺（湿地、アシ原、湖沼、池を含む。）など

製造工程等

製造工程の他、研究所における試験や研究など

生物多様性

すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）間の変異性と定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。1992年（平成4年）に国際的な枠組みとして生物多様性条約を締結。

多孔質構造など生態系に配慮した護岸

空隙の多い自然石風護岸、緩傾斜護岸などをいう。

多様な植物

単一の種類だと、景観も単調となり、病気等にも弱いため、目的に合わせた種類の組み合わせや、中高木、低木、草本、地被植物等の組み合わせが望ましい。

地域の住民に親しまれた施設

病院、学校など福祉施設や公共施設、公共的空間

地域の分断

工作物の設置によって変化する地域の組織上の一体性、または地域住民の日常的な交通経路の分断

窒素・りん

富栄養化物質

湖沼、海で植物が生育するうえで必要とする栄養物質の代表的なもの。これらの物質の高濃度化により、湖沼ではアオコが繁殖し、海では赤潮が発生したりすることで、魚介類などに悪影響を及ぼす。

土壤汚染物質等

土壤汚染物質のほか、騒音、振動、低周波音など

土地利用状況等

住宅の張り付き、工場・事業場の位置、幹線道路・鉄道の位置、緑地や公園などの他、大気汚染、水質、土壌、騒音・振動レベル、自動車走行量などの環境現況、交通状況、緑地の質や文化財等の存在など

は行

バイオハザード

遺伝子組み換えなどでつくり出した、本来自然生態系に存在しない有害なバクテリア等が実験室から漏れて動植物に被害を及ぼすことなど

廃棄物等

伐採樹木、建設廃材、供用後に施設から排出される廃棄物の他、建設発生土のこと

ばい煙発生施設等

ボイラーなどのばい煙を発生させるすべての施設

光害

良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響
屋外照明が居住者や歩行者、交通機関など人間の諸活動や生態系、家畜、野生動植物、農作物などへ悪影響を及ぼすこと

微気候

地表付近の気候をいう。ふつう地物・植生の影響を受けることが多く、また、人工的に変化することもできる。一般の気候を大気候とすれば小気候は局所気候で、微気候はそれより小さな地点での気候的变化を対象とする。

ヒートアイランド現象

自然の気候と異なる都市独自の局地的な気候のことで、都市に人口や経済活動、都市機能が集中した結果、空調機器による人工排熱、コンクリート建物による蓄熱などにより、気温が下がりにくくなる現象のこと。都市の周辺部に比べ気温が高い状態にあり、都心ほど気温が高くなる。等温線を描くと島のような形になることからヒートアイランド現象と呼ばれている。

風害

異常に強い風によって生じる被害の総称
気象現象の他、高層建築物の周辺に局地的に発生するビル風による被害も含む

文化財

文化財保護法で定める文化財
指定・登録文化財の他、名木・古木や、神社、仏閣、史跡等歴史的建造物、地域の習慣、祭りなど

ま行

未利用エネルギー

太陽熱、太陽光、風力などの自然エネルギーや、工場排熱など、利用されていないエネルギー

や行

有害化学物質

重金属類、ダイオキシン類、有機塩素系化合物など、人または動物等に有害な作用を及ぼす化学物質

A～Z

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量

水の中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

COD (Chemical Oxygen Demand)

化学的酸素要求量

水の中に含まれている有機物が酸化剤によって酸化されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

SS (Suspended Solids)

水中に浮遊している粒子状物質の量

水の汚れの程度を示す

横浜市環境配慮指針

(案)

平成23年2月

横浜市

目 次

本文	1
別記 事業別の配慮事項	
1 道路の建設	4
2 鉄道及び軌道の建設	5
3 工場及び事業場等の建設	6
4 廃棄物処理施設の建設	7
5 下水道終末処理場の建設	8
6 飛行場の建設	9
7 公有水面の埋立て	10
8 高層建築物の建設	11
9 運動施設、レクリエーション施設等の建設	12
10 開発行為等に係る事業	13

第1 趣旨

環境配慮指針（以下「指針」という。）は、横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、環境影響について計画段階事業者が配慮すべき事項に関する指針を定めたものである。

計画段階事業者は、指針に基づき、あらかじめ環境の保全について自ら十分に配慮し、事業計画を立案する。その際、指針に基づき行う計画段階配慮については、指針の配慮事項に限らず、本市の最新の環境に関する諸計画等を踏まえて、より環境への負荷を低減できる内容を追求するとともに、水とみどりによる環境創造に努めるものとする。

また、条例第16条第1項第2号の措置をとられた、第2分類事業を実施しようとする者は、自ら事業の実施段階においても、本指針や最新事例等を参考にして具体的な環境影響についての配慮を行うものとする。

なお、本指針は、小規模な開発事業等から広くまちづくりにおいても活用され、環境と調和・共生した魅力ある都市となることを期待するものである。

第2 基本的事項

1 指針の対象とする事業

指針の対象は、条例第2条第1項第2号及び第3号に規定する事業とする。

2 計画段階配慮を行う主体

計画段階配慮を行う主体は、計画段階事業者とする。ただし、条例第44条第1項の規定に該当する場合、計画段階配慮を行う主体は、都市計画決定権者とする。

3 計画段階配慮を行う時期

計画段階配慮を行う時期は、事業の内容や規模、事業を実施しようとする区域（以下「計画区域」という。）の選定など、事業計画の見直しが可能な時期とする。

第3 用語

この指針で使用する用語は、指針で定めるもののほか、条例で使用する用語の例による。

第4 計画段階配慮の検討手順

条例に基づく計画段階配慮書（以下「配慮書という。」）の作成にあたっての検討手順は次の通りとする。

1 事業計画の立案

事業計画の立案に当たっては、事業の目的や必要性を整理し、本指針のほか、地球温暖化対策、生物多様性などの環境に関する本市の最新の計画や指針、基準等を幅広く把握し、環境負荷の低減、低炭素型まちづくりや生物の生息生育環境の保全と創造を検討する。

2 事業特性の整理及び地域特性の把握

(1) 事業特性の整理

事業特性は、事業の目的や必要性、事業の種類、計画区域、事業の内容・規模について、計画の具体性の程度に応じて環境影響について考慮しながら整理する。

(2) 地域特性の把握

地域特性は、計画区域及び環境に影響が生じると想定される周辺地域について、技術指針別表 1 に掲げる地域の概況のうち、(1) で整理した事業特性と関連のある項目について調査して得られた結果に考察を加えて把握する。

3 配慮事項の選定

計画段階事業者は、第 5 に示す事業の分類に従い、別記に掲げる事業別の配慮事項の中から、事業特性と地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定する。

また、事業特性や地域特性において特筆すべき内容があり、事業別の配慮事項に記載がない事項への配慮を行う場合は、項目を追加する。

4 計画段階配慮の内容検討

事業別の配慮事項として選定、あるいは追加した項目ごとに、環境影響について配慮すべき内容を検討し、整理する。

選定しなかった項目については、事業計画をさらに検討し、選定しなかった理由又は選定できなかった理由を整理する。

第5 事業の分類

次の表の左欄に掲げる条例別表に掲げる事業の種類について、本指針においては同表の右欄の事業の分類に読み替えるものとする。

条例別表に掲げる事業の種類と本指針の事業の分類対応表

条例別表に掲げる事業の種類	指針において適用する事業の分類
1 道路の建設	1 道路の建設
2 鉄道及び軌道の建設	2 鉄道及び軌道の建設
3 工場及び事業場の建設	3 工場及び事業場等の建設
4 電気工作物の建設	
5 自然科学研究所の建設	
6 廃棄物処理施設の建設	4 廃棄物処理施設の建設
7 下水道終末処理場の建設	5 下水道終末処理場の建設
8 飛行場の建設	6 飛行場の建設
9 公有水面の埋立て	7 公有水面の埋立て
10 高層建築物の建設	8 高層建築物の建設
11 運動施設、レクリエーション施設等の建設	9 運動施設、レクリエーション施設等の建設
12 工業団地の造成	10 開発行為等に係る事業
13 流通業務団地の造成	
14 土地区画整理事業	
15 開発行為に係る事業	

第6 配慮書提出後の検討

環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成する者は、提出した配慮書についての市民からの環境情報提供書や配慮市長意見書の内容を十分考慮し、必要に応じて配慮書の内容の見直しを行い、その結果を方法書に記載する。

なお、条例第16条第1項第2号の措置をとられた、第2分類事業を実施しようとする者は、事業計画の修正も含めて検討を行った上で、計画段階配慮の内容の見直しを行い、配慮市長意見見解書（以下「見解書」という。）に記載するものとする。

第7 配慮書等の作成方法

計画段階事業者は、横浜市環境影響評価技術指針で定めるところにより配慮書、方法書または見解書を作成する。

別記 事業別の配慮事項

1 道路の建設

基本的な配慮事項	(1) ルート・構造等の選定に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業内容のあらゆる場面で計画段階から検討する。
	(2) ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 緩衝帯、法面、区域内の未利用地は緑化を図るとともに、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(6) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図るとともに、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの積極的な活用に努める。
	(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入に努める。
	(8) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して排出される温室効果ガスの低減に配慮するとともに、工作物の長寿命化に努める。
	(9) ルート・構造等の選定に当たっては、地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避けるよう努める。
	(10) 道路の構造・色彩等については、街の個性や街並みの特徴を把握するとともに、郊外部においては、まとまった樹林地や農地等の水と緑の景観資源を活用した景観形成を目指し、周辺建物や後背地との調和を図る。
	(11) 沿道の土地利用状況等に応じて、環境施設帯（植樹帯、歩道、自転車道等）を設置するよう努める。
	(12) 騒音・振動・大気等の環境影響を低減するために、最新の技術を用いた保全対策の実施に努める。
	(13) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。

2 鉄道及び軌道の建設

<p>基本的な配慮事項</p>	<p>(1) ルート・構造等の選定に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業内容のあらゆる場面で計画段階から検討する。</p>
	<p>(2) ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現況把握を行う。</p>
	<p>(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。</p>
	<p>(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。</p>
<p>本事業に係る配慮事項</p>	<p>(5) 緩衝帯、法面、区域内の未利用地は緑化を図るとともに、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。</p>
	<p>(6) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。</p>
	<p>(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。</p>
	<p>(8) 省エネルギー型車両の積極的な導入により、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。</p>
	<p>(9) 人工排熱の抑制や緑化、地表面の改良など微気候への配慮により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。</p>
	<p>(10) ルート・構造等の選定に当たっては、地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避けるよう努める。</p>
	<p>(11) 駅舎等の構造や色彩、形態等については、街の個性や街並みの特徴を把握するとともに、郊外部においては、まとまった樹林地や農地等の水と緑の景観資源を活用した景観形成を目指し、周辺建物や後背地との調和を図る。</p>
	<p>(12) 沿線の土地利用状況等に応じて、環境施設帯（植樹帯等）を設置するよう努める。</p>
	<p>(13) 駅舎等の施設については、混雑時の安全性の確保や、利便性の向上に努める。大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。</p>
	<p>(14) 騒音・振動等の環境影響を低減するために、最新の技術を用いた保全対策の実施に努める。</p>
	<p>(15) 廃棄物等の発生抑制、再利用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。また、工作物の長寿命化に努める。</p>

3 工場及び事業場等の建設 (電気工作物の建設、自然科学研究所の建設を含む)

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業内容のあらゆる場面で計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 建物屋上や壁面、遊水池などの工作物や、緩衝帯などの敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(6) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。
	(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、調達が可能なのはグリーン電力の導入に努める。
	(8) 次世代自動車の積極的な導入や充電器等のインフラ整備などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。
	(9) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して排出される温室効果ガスの低減に配慮するとともに、工作物の長寿命化に努める。
	(10) 人工排熱の抑制や緑化、地表面の改良など微気候への配慮により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
	(11) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。
	(12) 火災、爆発、バイオハザードの発生を防止するとともに、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備に努める。
	(13) 製品の製造に用いる原材料には、無害な原材料又は有害性の低い原材料を選択する。
	(14) 燃料・熱源は、電気又はガスを使用する。
	(15) 最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、製造工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壌汚染物質等を抑制する。
	(16) ばい煙発生施設等を更新あるいは増設する場合には、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出量（年間排出量）を極力現状以下にする。
	(17)
	(18) 排水を排出する施設を更新あるいは増設する場合には、COD、BOD、SSの排出負荷量（年間排出量）を極力現状以下にする。
	(19) 体育館やテニスコートなどの厚生施設や広場等は、可能な限り市民開放を行う。
	(20) 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。
	(21) 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養や河川水量の確保を図る。
	(22) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。

4 廃棄物処理施設の建設

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業内容のあらゆる場面で計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 建物屋上や壁面、遊水池などの工作物や、緩衝帯などの敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(6) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。
	(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、調達可能な場合はグリーン電力の導入に努める。
	(8) 次世代自動車の積極的な導入や充電器等のインフラ整備などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。
	(9) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して排出される温室効果ガスの低減に配慮するとともに、工作物の長寿命化に努める。
	(10) 人工排熱の抑制や緑化、地表面の改良など微気候への配慮により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
	(11) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。
	(12) 火災、爆発等の発生を防止するとともに、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備に努める。
	(13) 最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、廃棄物処理工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壤汚染物質等を抑制する。
	(14) 焼却ごみ以外の燃料・熱源は、電気又はガスを使用する。
	(15) ばい煙発生施設等を更新あるいは増設する場合には、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出量（年間排出量）を極力現状以下にする。
	(16) 排水を排出する施設の更新あるいは増設する場合には、COD、BOD、SSの排出負荷量（年間排出量）を極力現状以下にする。
	(17) 最終処分場については、レクリエーション施設等を設置し、市民開放を行うよう努める。
	(18) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。

5 下水道終末処理場の建設

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業内容のあらゆる場面で計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 建物屋上や壁面、遊水池などの工作物や、緩衝帯などの敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(6) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、汚泥焼却炉廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。
	(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、調達が可能な場合はグリーン電力の導入に努める。
	(8) 建設、運用、更新、解体処分などライフサイクルを通して排出される温室効果ガスの低減に配慮するとともに、工作物の長寿命化に努める。
	(9) 人工排熱の抑制や緑化、地表面の改良など微気候への配慮により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
	(10) 最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、下水処理工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壌汚染物質等を抑制する。
	(11) 下水は、窒素・りん除去などの高度処理を行うとともに、処理水の有効利用を図る。
	(12) 燃料・熱源は、電気又はガスを使用する。
	(13) 汚泥消化ガス等の有効利用を図る。
	(14) レクリエーション施設等を設置し、市民開放を行うよう努める。
	(15) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。

6 飛行場の建設

<p>基本的な配慮事項</p>	<p>(1) 計画地や飛行ルートを選定に当たっては、周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業内容のあらゆる場面で計画段階から検討する。</p>
	<p>(2) 計画地や飛行ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現況把握を行う。</p>
	<p>(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。</p>
	<p>(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。</p>
<p>本事業に係る配慮事項</p>	<p>(5) 陸上飛行場周辺においては緩衝緑地帯を十分に確保し、舗装面以外の空地については緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。</p>
	<p>(6) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。</p>
	<p>(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、調達可能な場合はグリーン電力の導入に努める。</p>
	<p>(8) 省エネルギー型航空機の導入により、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。</p>
	<p>(9) 人工排熱の抑制や緑化、地表面の改良など微気候への配慮により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。</p>
	<p>(10) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。</p>

7 公有水面の埋立て

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業内容のあらゆる場面で計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 多孔質構造など生態系に配慮した護岸や人工干潟の整備、水生植物の植栽により、生物多様性に配慮した生物の生息生育空間の確保に努める。
	(6) 埋立地周辺における水質、潮流や水生生物等及びその生息生育環境への影響の低減に努める。
	(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(8) 人工排熱の抑制や緑化、地表面の改良など微気候への配慮により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
	(9) 最新の技術を用いた低公害な工法の導入により、周辺水域への影響の低減に努める。

8 高層建築物の建設

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業内容のあらゆる場面で計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 低層部の屋上や壁面、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(6) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。
	(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、調達可能な場合はグリーン電力の導入に努める。
	(8) 次世代自動車に対応した充電器等のインフラ整備により、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。
	(9) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して排出される温室効果ガスの低減に配慮するとともに、工作物の長寿命化に努める。
	(10) 人工排熱の抑制や緑化、地表面の改良など微気候への配慮により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
	(11) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。
	(12) 大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において建物に地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。
	(13) 公共交通の利用促進に協力するとともに、駐車場の出入口の位置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。
	(14) 風害、光害等の影響を少なくする。
	(15) 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。
	(16) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。

9 運動施設、レクリエーション施設等の建設

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業内容のあらゆる場面で計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(6) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。
	(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、調達が可能な場合はグリーン電力の導入に努める。
	(8) 人工排熱の抑制や緑化、地表面の改良など微気候への配慮により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
	(9) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。
	(10) 公共交通の利用促進に協力するとともに、駐車場の配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。
	(11) 光害や騒音等の影響を少なくする。
	(12) 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。
	(13) 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養や河川水量の確保を図る。
	(14) 廃棄物等の発生抑制、再利用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。また、工作物の長寿命化に努める。

10 開発行為等に係る事業

(工業団地の造成、流通業務団地の造成、土地区画整理事業を含む)

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業内容のあらゆる場面で計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(6) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。さらに、これらによる地域単位での最適なエネルギー需給システムの導入に努める。
	(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、調達が可能なのはグリーン電力の導入に努める。
	(8) 次世代自動車の積極的な導入や充電器等のインフラ整備などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。
	(9) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して排出される温室効果ガスの低減に配慮するとともに、工作物の長寿命化に努める。
	(10) 人工排熱の抑制や緑化、地表面の改良など微気候への配慮により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
	(11) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。
	(12) 大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において建物に地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。
	(13) 公共交通の利用促進に協力するとともに、駐車場の配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。
	(14) 風害、光害、日照障害等の影響を少なくする。
	(15) 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。
	(16) 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養や河川水量の確保を図る。
	(17) 廃棄物等の発生抑制、再利用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。

横浜市環境影響評価技術指針 (案)

平成 23 年 2 月

横 浜 市

目 次

第 1 章	技術指針策定の趣旨等	1
第 1 節	技術指針策定の趣旨	1
第 2 節	技術指針で使用する用語	2
第 3 節	基本的事項	6
1	技術指針の構成	6
2	図書を作成するにあたっての留意点	6
第 2 章	計画段階配慮	8
第 1 節	配慮書	8
1	配慮書の作成	8
2	配慮書の構成	8
第 2 節	配慮市長意見見解書	10
1	配慮市長意見見解書の作成	10
2	配慮市長意見見解書の構成	10
第 3 章	環境影響評価	11
第 1 節	方法書	11
1	方法書の作成	11
2	方法書の構成	14
第 2 節	準備書	16
1	準備書の作成	16
2	準備書の構成	19
第 3 節	準備書意見見解書	21
1	準備書意見見解書の作成	21
2	準備書意見見解書の構成	21
第 4 節	評価書	22
1	評価書の作成	22
2	評価書の構成	22

第4章 事後調査	24
第1 事後調査の実施	24
第2 事後調査計画書	25
1 事後調査計画書の作成	25
2 事後調査計画書の構成	25
第3 事後調査結果報告書	25
別表1 地域の概況	26
別表2 環境影響評価項目	27
別表3 環境影響要因と環境影響評価の関連表	41

別記 環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法並びに事後調査の方法

第 1	温室効果ガス	42
第 2	生物多様性（動物）	44
第 3	生物多様性（植物）	47
第 4	生物多様性（生態系）	50
第 5	水循環	52
第 6	廃棄物・建設発生土	55
第 7	大気質	58
第 8	水質・底質	62
第 9	土壌	65
第 10	騒音	68
第 11	振動	71
第 12	地盤	74
第 13	悪臭	77
第 14	低周波音	80
第 15	電波障害	83
第 16	日照阻害	86
第 17	風害	88
第 18	安全	90
第 19	地域社会	92
第 20	景観	95
第 21	触れ合い活動の場	97
第 22	文化財等	99

第1章 技術指針策定の趣旨等

第1 技術指針策定の趣旨

技術指針は、条例第7条第1項の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査の適切かつ円滑な実施を図るため、その技術的な事項に関する指針を定めたものである。

また、本技術指針は、条例第7条第3項に基づき、常に適切な科学的判断を加え、必要があると認めるときは、改定を行うものとする。

なお、条例第6条第1項の規定に基づき策定された配慮指針で取り扱う内容のうち、配慮書の記載事項については、本技術指針で取り扱う。

【解説】

条例に基づいて技術指針に記載すべき事項は、方法書の作成等（第17条）、環境影響評価項目の選定（第22条）、環境影響評価の実施（第23条）、準備書の作成等（第24条）、事後調査計画書の作成等（第38条）です。

したがって技術指針で取り扱う事項は、

- (1) 環境影響評価項目
 - (2) 調査、予測及び評価の手法
 - (3) 事後調査の方法
 - (4) 環境影響評価及び事後調査に関し必要な事項
- となります。

条例の規定に基づいて、事業者は事業の特性、地域特性を把握のうえ、技術指針で示す手順に沿って以下のことを行うものとします。

- ① 配慮指針に基づく計画段階での環境への配慮
- ② 環境影響評価項目を選定し、その項目に対して調査、予測及び評価の手法を選定
- ③ 選定した環境影響評価項目ごとの調査、予測及び評価の実施
- ④ 事後調査の計画及び実施

なお、条例第4条第2項に記されているように、事業者は、自らの負担と責任において、手続を適切に行い、環境負荷の低減を図り、周辺環境の保全に十分配慮することを心がけてください。

第2 技術指針で使用する用語

本技術指針で使用する用語は、次のとおりとする。

用語の名称 (法令等の根拠、出典)	用語の定義、省略前語句などの説明
法対象事業 (条例第2条第2号)	環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業
環境影響 (条例第2条第1号)	当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響
環境影響評価 (条例第2条第1号)	環境影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
対象事業 (条例第2条第4号)	第1分類事業又は条例第16条第1項第1号の措置がとられた第2分類事業（同条第2項及び第40条第2項において準用する条例第16条第1項第2号の措置がとられたものを除く。）をいう。
事業者 (条例第2条第5号)	対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をし、又は委託をしようとする者）をいう。
計画段階配慮 (条例第2条第6号)	事業の計画の立案に当たり、環境の保全の見地から、その計画に係る環境影響について、配慮することをいう。
事後調査 (条例第2条第7号)	対象事業に係る工事の着手後に当該対象事業が及ぼす環境影響を把握するために行う調査をいう。
計画段階事業者 (条例第4条第1項)	第1分類事業又は第2分類事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者）。
配慮指針 (条例第6条第1項)	「横浜市環境配慮指針」の略語
環境影響評価項目 (条例第7条第2項第1号)	環境影響評価を行うための項目
配慮書 (条例第8条第2項)	「計画段階配慮書」の略語
環境情報 (条例第10条第1項)	配慮書についての環境の保全に関する情報
環境情報提供書 (条例第10条第1項)	環境情報を記載した書面
配慮市長意見書 (条例第11条第1項)	環境情報に配慮して、環境の保全の見地からの意見を記載した書面
配慮市長意見見解書 (条例第12条第1項)	配慮市長意見書についての見解を記載した書類

用語の名称 (法令等の根拠、出典)	用語の定義、省略前語句などの説明
環境要素 (規則第 15 条第 1 項第 1 号)	環境の構成要素
方法書 (条例第 17 条第 1 項)	「環境影響評価方法書（第58条を除く）」の略語
対象事業実施区域 (条例第 17 条第 1 項第 2 号)	「対象事業が実施されるべき区域」の略語
方法書対象地域 (条例第19条第 1 項)	対象事業の実施により環境に著しい影響があると見込まれ、方法書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域
方法市長意見書 (条例第21条第 1 項)	当該方法書について、条例第 20 条第 1 項の意見に配慮して、環境の保全の見地からの意見を記載した書面
準備書 (条例第24条第 1 項)	「環境影響評価準備書（第 59 条を除く）」の略語
対象地域 (条例第26条第 1 項)	準備書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域
対象市民等 (条例第26条第 1 項)	対象地域内に居住する者及び対象地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。）
説明会 (条例第27条第 1 項)	対象地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会
準備書意見見解書 (条例第29条第 1 項)	条例第28条第 1 項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての見解を記載した書類
審査書 (条例第31条第 1 項)	条例第28条第 1 項の意見及び条例第29条第 1 項の見解に配慮して、準備書について環境の保全の見地からの意見を記載した書面
評価書 (条例第32条第 1 項)	「環境影響評価書」の略語
事後調査計画書 (条例第38条第 1 項)	条例第38条第 1 項に掲げる事項を記載した書類
事後調査結果報告書 (条例第38条第 3 項)	条例第38条第 3 項に掲げる事項を記載した書類
土地の改変	切土、盛土、掘削又は整地が伴う土地の変更
計画区域 (配慮指針)	「事業を実施しようとする区域」(条例第 8 条第 2 項第 2 号)の略語

用語の名称 (法令等の根拠、出典)	用語の定義、省略前語句などの説明
事業特性 (環境影響評価法に基づく基本的事項(環境庁告示第八十七号))	当該事業の内容(事業の目的及び必要性、事業の種類、計画区域並びに事業の内容及び規模)のうち、環境影響に係るもの 事業特性に関する情報の把握に当たっての留意事項として、当該事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容についても把握することが含まれるものとする
地域特性 (配慮指針)	計画区域及び環境に影響が生じると想定される周辺地域について、別表1に掲げる地域の概況のうち、事業特性と関連のある項目について調査して得られた結果に考察を加えたもの 環境影響評価手続の段階においては、「計画区域」を「対象事業実施区域」と読み替えるものとする
工作物 (配慮指針)	建築物をはじめ、土地に定着する人工物のすべて
周辺地域等 (技術指針)	対象事業実施区域及び環境に影響が生じると想定される周辺地域
環境影響要因 (技術指針)	環境に影響を及ぼすと想定される行為
環境保全目標 (技術指針)	環境負荷を低減するために設定する目標。

文化財等 (技術指針)	環境影響評価項目で取り扱う文化財等とは次のものをいう。	
重要文化財 (建造物に限る)	文化財保護法第2条第1項第1号の有形文化財のうち建造物であって、同法第27条第1号の規定により重要文化財に指定されたもの	
県指定重要文化財 (建造物に限る)	神奈川県文化財保護条例第2条第1号の有形文化財のうち建造物であって、同条例第4条第1項の規定により県指定重要文化財に指定されたもの	
市指定有形文化財 (建造物に限る)	横浜市文化財保護条例第2条第1号の有形文化財のうち建造物であって、同条例第6条第1項の規定により市指定有形文化財に指定されたもの	
史跡名勝天然記念物(動物、植物を除く)	文化財保護法第2条第4号の記念物のうち動物、植物を除くものであって、同法第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定されたもの	
県指定史跡名勝天然記念物(動物、植物を除く)	神奈川県文化財保護条例第2条第4号の記念物のうち動物、植物を除くものであって、同条例第31条第1項の規定により県指定史跡名勝天然記念物に指定されたもの	
市指定史跡名勝天然記念物(動物、植物を除く)	横浜市文化財保護条例第2条第4号の記念物のうち動物、植物を除くものであって、同条例第40条第1項の規定により市指定史跡名勝天然記念物に指定されたもの	
埋蔵文化財	文化財保護法第93条第1項に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地に包蔵されている埋蔵文化財	
【解説】ここでいう「文化財等」とは、文化財保護法や文化財保護条例で規定される文化財ではなく、環境影響評価項目の対象となる次のものを総称して呼ぶこととします。		
<ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財のうち法や条例で指定された建造物 ・史跡名勝天然記念物のうち貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの ・史跡名勝天然記念物のうち庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの ・史跡名勝天然記念物のうち(、)地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの ・周知の埋蔵文化財包蔵地に包蔵されている埋蔵文化財 		

第3 基本的事項

1 技術指針の構成

条例では、配慮書から事後調査結果報告書まで、一連の手続における図書の作成が必要となるため、技術指針では、これらの図書を作成するうえで必要な技術的事項について系統的にまとめた。

計画段階配慮手続から事後調査までの流れは、別図1に示すとおりである。

【解説】

計画段階配慮の趣旨、手順等については、配慮指針に記載していますが、一連の図書の作成・構成に統一性をもたせるため、「配慮書の作成」、「配慮書の構成」については、技術指針第2章に記載しています。

環境影響評価については第3章を、事後調査については第4章を参照してください。

なお、各環境影響評価項目ごとの調査、予測及び評価の手法については、別記を参照してください。

2 図書の作成にあたっての留意点

図書の作成にあたっては、できるだけ表や図を用いて、わかりやすく平易に作成するものとする。

図書は、印刷物及び電子データで提出するものとする。

【解説】

配慮書から事後調査結果報告書までの一連の図書は、市民等へ計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査の内容を示すための資料です。図書（配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書、事後調査結果報告書）はインターネット等を使って公表しますので、市民がわかりやすい説明や視覚的表現をすることが大切です。

図書の作成にあたっては、次の事項に留意して作成してください。

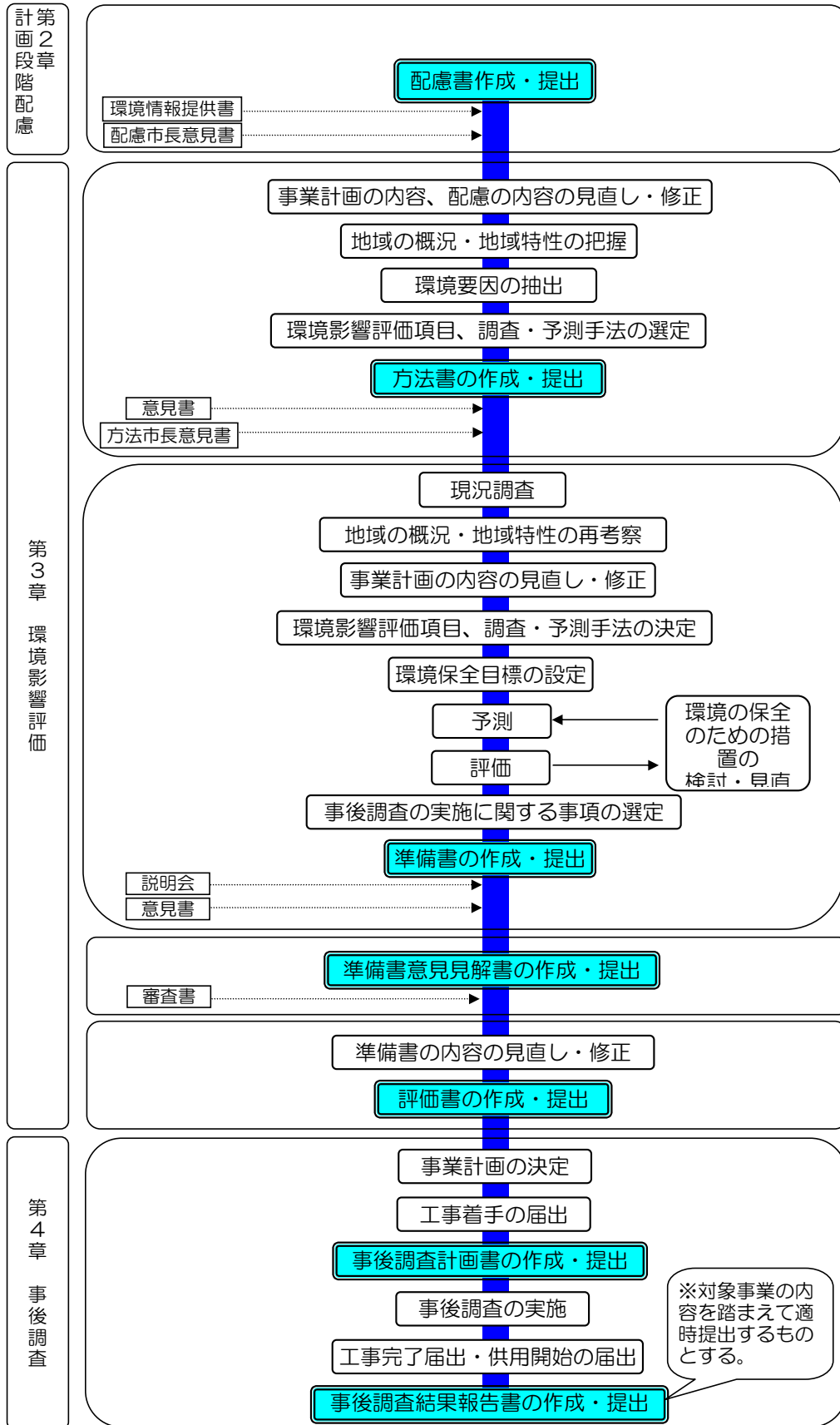
- (1) 市民がわかりやすい簡潔で平易な表現とし、視覚的表現を活用して、理解しやすい内容とします。
- (2) 記述内容については、十分な検討を行い、配慮書から事後調査結果報告書まで一貫性のある内容としてください。
- (3) 図書に用いる資料については、その出典を明らかにしなければなりません。また、技術的、専門的な分析資料、計算過程などの膨大な資料は、原則として目次を付けた付属資料とし、本文中では脚注で参照するものとします。

なお、資料の引用を行う場合には、著作権の保護について、十分注意してください。

- (4) 図書の体裁は、ISO216のA4規格を縦長に用い、文字は横書きで左とじとします。
- (5) 調査において、貴重な生物等が確認された場合には、これらの保護に十分配慮した図書の記載方法としてください。
- (6) 図書の電子化については、「環境影響評価図書の電子公開に係る実施要領」を参照してください。

別図1 計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査の図書作成の基本的な流れ

※ 本フローは、第1分類事業又は第16条第1項第1号の措置がとられた第2分類事業を対象としたものである。



第2章 計画段階配慮

第1 配慮書

1 配慮書の作成

配慮書の作成にあたっては、事業の目的、必要性、事業特性の整理及び地域特性の把握を行ったうえで、配慮指針に定める事項について必要な対策を検討したうえでその内容を記載する。

【解説】

配慮書は、計画段階事業者が事業の計画を立案するにあたり、環境への配慮が必要な事項について、配慮指針に従って行った計画段階配慮の内容を具体的に示した図書です。

配慮書の作成にあたっては、計画段階において事業特性の整理、地域特性の把握を行ったうえで、環境に関する計画や指針等との十分な整合を図りつつ検討を行ってください。

配慮書には、環境負荷の低減及び生物の生息生育環境の保全と創造など環境への配慮の内容を記載してください。

事業計画について複数の案がある場合は、原則として各複数案について各々配慮書を作成することとします。ただし、事業の規模や工法、施設配置など、部分的に複数案がある場合は、比較表形式で配慮書を作成することができます。

2 配慮書の構成

配慮書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 事業計画の概要

- ア 計画段階事業者の氏名及び住所
- イ 事業の名称
- ウ 事業の種類、規模
- エ 計画区域
- オ 事業計画に係る許可等の内容
- カ 事業の目的及び必要性
- キ 事業計画の内容
- ク 事業計画を立案した経緯
- ケ 図書作成の受託者

(2) 地域の概況及び地域特性

(3) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

(4) その他必要な事項

(5) 資料

【解説】

(1) 事業計画の概要

事業計画の概要には、計画段階事業者の氏名、事業の名称、目的、内容などの事項を記載します。

事業の種類は、条例の別表に掲げる事業の種類とするものとします。事業の規模は、条例対象事業の第1分類事業、第2分類事業の区別を行うために必要な事項です。

事業計画に係る許可等の内容を記載することは、どのような法的な根拠で許可を得て、事業の実施が可能となるのかを明らかにするためです。

事業計画を立案した経緯については、「どのように環境影響の回避、低減等の措置を検討したか」「どのような考え方で計画区域を設定したか」「どうしてこのような施設の構造や規模になったか」という点を記載します。複数案から単一案に絞った経緯や理由についても、可能な限り明らかにしてください。

図書作成の受託者については、氏名及び住所を記載してください。

(2) 地域の概況及び地域特性の把握

地域の概況は、別表 1 に掲げる事項から、環境への配慮を行ううえで必要なものを把握します。地域の概況の調査範囲は、周辺地域等が含まれるように設定し、原則として最新の既存資料（経年変化も含む）の収集整理により行います。

計画段階の環境への配慮を検討するうえで、既存資料を補足する必要がある場合は、専門家等へのヒアリングや目視による調査を行ってください。

なお、事業の計画段階で行う現地での地域の概況の調査結果は、既存資料として取り扱うことができます。地域特性の把握は、地域の概況のうち事業特性と関連のある項目について調査し、考察を加えることによって行うものとします。

(3) 配慮指針に基づいて検討した計画段階配慮の内容

配慮指針第 5 に掲げる事業の分類に従い、配慮指針別記に掲げる事業別の配慮事項の中から、事業特性や地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定します。選定した項目に関しては配慮内容を、選定しなかった項目については、選定しなかった理由を記載します。

第2 配慮市長意見見解書

1 配慮市長意見見解書の作成

配慮市長意見見解書は、配慮市長意見及び事業者の見解を対比できるように作成する。

【解説】

配慮市長意見見解書は、条例第16条第1項第2号の措置をとった、第2分類事業を実施しようとする者が、配慮市長意見書についての見解を示した書類であり、今後、環境影響評価を行わない事業についても、以後の事業実施段階において環境への配慮を求めるものです。

2 配慮市長意見見解書の構成

配慮市長意見見解書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 事業の概要

- ア 計画段階事業者の氏名及び住所
- イ 事業の名称
- ウ 事業概要

(2) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

- ア 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容
- イ 環境情報の概要
- ウ 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

【解説】

(2) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮の内容は、配慮書の作成の時点で示した内容に加えて、市民等から提供された環境情報や、配慮市長意見を十分に考慮して、見直した結果を記載します。また、事業計画の変更に伴い再検討した配慮の内容も記載します。

市民からの地域の環境情報とは、計画地やその周辺の生物の分布や生息状況、故事来歴のある場所・施設、樹木などの自然物の状況、地盤沈下や出水、土砂崩れ等の自然災害の状況、地域特有の優れた眺望や景観の状況等を指します。

環境に関する情報以外のものは「その他の情報」として配慮市長意見見解書に概要を記載します。

第3章 環境影響評価

第1 方法書

1 方法書の作成

方法書の作成にあたっては、配慮書に対して提供された環境情報や、配慮市長意見書で指摘された事項を踏まえるとともに、事業特性及び地域特性を勘案して、環境影響要因を抽出する。

環境影響評価項目は、別表2に掲げる項目のうち、事業特性及び地域特性を勘案して選定し、抽出した環境影響要因ごとに、別表3に示す「環境影響要因と環境影響評価項目の関連表」を用いて適切に選定するものとする。

選定した環境影響評価項目については、調査、予測及び評価の手法を別記の内容の中から必要に応じて適切に選択し提示する。

【解説】

方法書は、環境影響評価を行うにあたっての調査、予測の手法を示す図書です。方法書の作成は、この手続を実施することで、あらかじめ環境影響評価項目の選定や調査、予測の手法を選択することにより、環境影響評価の手続きを円滑に進めるために行うものです。

方法書の作成手順は、次のとおりです。

- (1) 対象事業の計画内容を明らかにします。
- (2) 対象事業を実施する事業特性と地域特性を把握します。
- (3) 把握した事業特性や地域特性を考慮して環境影響要因を抽出します。
- (4) 抽出した環境影響要因から調査、予測及び評価を実施する環境影響評価項目を別表2から適切に選定します。
- (5) 選定した環境影響評価項目について調査、予測及び評価の手法を適切に選択します。

(1) 対象事業の計画内容

対象事業の計画内容には、事業の種類や規模等諸元の他に、その対象事業の目的及び計画を策定した経緯等を記載するものとする。

その際、配慮指針に基づいて行った配慮の内容のうち、「地球温暖化対策」「生物多様性の保全」「緑の保全と創造」の内容については、この項に記載するものとする。

【解説】

対象事業の計画内容について記載するときには、次の点について留意してください。

ア 対象事業の計画を策定した経緯については、配慮書に記載した事業計画を立案した経緯に、環境情報提供書や配慮市長意見書の内容を踏まえ、再検討した事項を加え、検討の経過を明らかにします。

イ 配慮書において、事業計画についての複数の案があった場合は、事業者自らが総合的な評価を実施し、単一案に絞り込んだ対象事業の内容及びその理由を記載するものとします。

ウ 方法書段階では、「環境影響評価項目が選定できる」「調査や予測、評価の手法が選択できる」程度の内容が固まっている必要があります。この段階では、工事の施工計画が決まっていない場合もありますが、類似事例を参考にして、影響が大きい場合などを想定して環境影響評価項目を選定するものとします。

エ 対象事業の内容と密接に関係し、環境影響評価を行ううえで考慮に入れる計画がある場合や、将来、施設の増設等が検討されている場合には、その内容を対象事業の内容と併せて明らかにします。

オ 「地球温暖化対策」、「生物多様性の保全」と「緑の保全と創造」は、「横浜が目指す将来の環境の姿」を実現するために重要な3つの施策分野です。これらは、本市の環境行政を総合的に推進する環境管理計画の中でも重点分野として取り上げていますので、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなる恐れのある事業では、環境影響評価においても事業者の自主的、積極的な取り組みで、その推進を図っていくものとします。

「配慮指針に基づいて行った配慮」のうち、これらの重要な3つの施策に関する事項については、新たに別項目として対象事業の計画内容に記載し、事業者の環境配慮に対する取り組みや姿勢を明らかにするものです。

(2) 地域の概況及び地域特性の把握

地域の概況は、別表 1 に掲げる事項から環境影響評価を行ううえで必要なものを把握する。地域特性は、地域の概況を考察し必要に応じ現地調査で補完し把握する。

【解説】

地域の概況を把握するときは、周辺地域等が含まれるように調査範囲を設定します。地域特性は、地域の概況を調査し考察を加えることによって、ある程度の情報を得ることができますが、それでは資料が十分収集できない場合には、現地調査を行うことも大切です。

対象事業の計画の立案段階で現地調査を行った場合は、その結果を既存資料として取り扱うことができます。資料を収集するときには、原則として最新の既存資料（経年変化も含む）を使うものとしします。

(3) 環境影響要因の抽出

環境影響要因の抽出は、事業特性及び地域特性を考慮のうえ、適切に行うものとする。

【解説】

環境影響要因の抽出は、過去の類似事例などから考えられる要因を、工事中と存在・供用時の 2 つの局面で捉えることにより行います。工事の施工方法や施設の供用に伴い、どのような環境影響要因がどのような環境影響評価項目に影響を及ぼすかを念頭において、要因を具体的に示し、わかりやすく整理するものとしします。

対象事業と密接に関係し、環境影響評価を行ううえで考慮に入れる計画があれば、必要に応じて、その計画を含めて環境影響要因の抽出を行います。

(4) 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、事業特性及び地域特性を勘案し、別表 2 の中から適切なものを選定する。

【解説】

環境影響評価項目を選定する際は、事業特性と地域特性を勘案して、別表 3 に示す「環境影響要因と環境影響評価項目の関連表」を用いて適切な関連づけを行うようにしてください。

なお、環境影響評価項目については、「選定する」「選定しない」の明確な理由を記載するものとしします。

(5) 環境影響評価項目に関する調査、予測及び評価の手法の選択

選定した環境影響評価項目に関する調査の手法は、環境影響評価項目ごとに別記の内容の中から適切なものを選択する。

2 方法書の構成

方法書の構成は、原則として次のとおりとする。

- (1) 対象事業の計画内容
 - ア 事業者の氏名及び住所
 - イ 対象事業の名称
 - ウ 対象事業の種類、規模
 - エ 対象事業実施区域
 - オ 対象事業に係る許可等の内容
 - カ 対象事業の目的
 - キ 計画を策定した経緯
 - ク 対象事業の内容
 - ケ 地球温暖化対策
 - コ 生物多様性の保全
 - サ 緑の保全と創造
 - シ 工事計画
 - ス 環境影響評価の受託者
- (2) 地域の概況及び地域特性
 - ア 調査対象地域の設定
 - イ 地域の概況
 - ウ 地域特性
- (3) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容
 - ア 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容
 - イ 環境情報の概要
 - ウ 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解
- (4) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
 - ア 環境影響要因の抽出
 - イ 環境影響評価項目の選定
- (5) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法の選択
- (6) 方法書対象地域
- (7) その他環境影響評価に必要な事項
- (8) 資料

【解説】

(1) 対象事業の計画内容

対象事業の名称が、図書を作成する時点で決まっていなかったものについては、仮称で記載してください。

対象事業実施区域は、図面などに区域を記入し明示します。

対象事業の種類と規模は、条例の対象となる事業の種類と規模を記載します。

対象事業に係る許可等の内容は、許可事項が複数ある場合にはすべて記載します。

工事計画は、施工期間や施工方法を記載するものとし、施工方法がわかりにくい場合には、施工ス

トップ図で説明するなど、工夫してください。また、工事中の使用機械や工事用車両の走行ルート、工事の施工時間なども環境影響が明らかになるよう、工夫してください。

ここでいう、環境影響評価の受託者は、環境影響評価の調査、予測を受託して実施した者をいいます。

【解説】

(3) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮の内容は、配慮書の作成の時点で示した内容に加えて、市民等から提供された環境情報提供書の情報や配慮市長意見書の意見を十分に考慮して再検討を行った事項を記載します。また、事業計画の変更に伴い再検討した事項も記載します。

【解説】

(6) 方法書対象地域

方法書対象地域を設定する際には、範囲の設定の考え方を明記するものとします。

第2 準備書

1 準備書の作成

準備書の作成にあたっては、条例第21条第1項に規定する方法市長意見書で指摘された事項を勘案するとともに、市民等からの意見書に配慮して、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法について検討を加え、これらについて確定した後、調査を実施し、予測、評価する。

【解説】

準備書は、事業者が環境影響評価を行うにあたって、環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行い、その結果を記載する図書で、最終評価となる評価書の準備のための図書（評価書の案）です。準備書は、環境影響の予測、評価の結果を初めて公表するものですので、市民が内容を理解できるようにわかりやすい表記に努めてください。

準備書の作成手順は、次のとおりです。

- (1) 調査を実施し、その調査結果を、予測、評価に利用できるように整理します。
- (2) 調査結果を基に、方法書で明らかにした地域特性に再度考察を加え、必要に応じて事業計画の諸元の見直しを行います。
- (3) 方法書で抽出した環境影響要因を勘案して環境影響評価項目ごとに、環境保全目標を設定します。
- (4) 方法書で選定した環境影響評価項目に基づき予測を行い、環境影響評価項目ごとに結果を整理します。
- (5) 環境保全目標と予測結果を対比して、評価を行います。
- (6) 評価を行った結果、新たに環境の保全のための措置が必要となる場合は、その検討経緯と環境の保全のための措置を記載します。
- (7) 予測の不確実性などが見込まれる環境影響評価項目については、事後調査の実施に関する事項について検討し記載します。

(1) 調査結果の整理

調査は、環境影響評価項目として選定したそれぞれの項目について、地域の概況で把握した内容に加え、地域特性を把握し、予測、評価等に必要な資料を得るために行うものである。

環境影響評価項目ごとの調査、予測及び評価の手法については、別記に掲げるとおりとする。
調査結果は、予測に用いられるよう整理する。

【解説】

環境影響評価に関する調査の方法は、原則として国、神奈川県、横浜市などの公共機関で発行する資料や各種文献など最新の既存資料（経年変化も含む）の収集、整理によるものとし、不足するものについては、現地調査、専門家へのヒアリング等で補完するものとします。

既存資料を収集、整理する場合には、地域特性が類似している地域の資料であること、既存資料の観測地点が周辺地域等に含まれること、調査時期がなるべく新しいものであることなどに留意するものとします。

また、現地調査を行う場合には、既存の調査結果と客観的に相関関係がみられるような地点を選んで調査を行うものとします。その際には、希少な生物の生息環境、生育環境を損傷しないよう、十分に配慮して行ってください。

(2) 対象事業の計画内容の再検討

地域特性は、方法書の地域の概況と調査結果を比較し、再度考察を加え、地域特性を明確にする。必要に応じて事業計画の諸元の見直しを行う。

【解説】

準備書段階の地域特性は、方法書段階で把握した地域特性に方法市長意見書や市民等の意見を勘案して、もう一度考察を加えることが求められています。再考察を加え環境影響を考慮して、記載の充実に心がけてください。

(3) 環境保全目標の設定

環境保全目標は、環境影響評価項目ごとに別記の中から適切なものを選択し設定する。

【解説】

環境保全目標の設定は、事業特性と地域特性を考慮のうえ、横浜市の策定した計画等における目標や環境基準、現在の環境の状況に著しい影響を及ぼさない水準など、別記に掲げる指標を参考に適切に行ってください。

(4) 予測結果の整理

予測は、調査によって把握された現在の環境の状況が、対象事業の実施によって、将来どのように変化することになるかを明らかにするために行うものである。

予測結果は、調査結果や環境保全目標と対比できるよう整理する。

【解説】

予測は、数理モデル、模型実験、類似事例からの推定などの手法の中から適切なものを選択して行い、定量的予測を基本とします。それが著しく困難な場合は、定性的な予測を行うものとします。

予測のモデルは、その特性を十分に理解し、再現性の確認を行うなどモデルの適合性について十分に検討するものとします。

環境影響が著しいと想定される環境影響評価項目については、より精度の高い手法を採用することが必要ですが、それが困難な場合は、2種類以上の予測手法を用いて相互に精度の不足を補完するように努めるものとします。

(5) 評価

評価は、原則として、設定した環境保全目標と予測結果を対比することにより行う。そのため、環境保全目標は原則として、定量的な評価ができるよう設定するものとする。

予測結果が環境保全目標を満足する場合でも、対象事業の計画内容が環境影響の回避、低減等を図っているか考察することも必要である。

また、環境の保全のための措置を講じる場合には、環境負荷の低減を図っているかどうかを考察し、評価する。

【解説】

評価は、対象事業の実施により、周辺地域等への環境影響の程度について、予測結果に基づいて客観的に判断するために行うものです。客観的な判断をするためにも、環境保全目標は定量的な目標とすることが必要ですが、環境影響評価項目によっては定量的な評価が難しいものもあります。そのような場合には、定性的な評価を行うことができます。

環境影響評価項目によっては、環境の保全のための措置を実施することも考えられますが、その際には、環境負荷の低減を図っているか考察を加えて、評価するものとします。

詳しくは、別記の各環境影響評価項目に記してありますので、参照してください。

(6) 環境の保全のための措置の検討

評価を行った結果、新たな環境の保全のための措置が必要となる時は、その検討の経緯と環境の保全のための措置を行ったことにより予測される結果を記載する。

【解説】

環境の保全のための措置は、対象事業の計画策定段階において十分検討するものですが、予測結果が環境保全目標を満足できないと評価された場合には、環境の保全のための措置の内容を見直してください。

また、見直した環境の保全のための措置に基づき予測・評価を再度実施してください。

将来、環境の保全のための措置が必要となる場合、「どのようにしてその判断をしたのか」についても、判断理由を説明してください。

(7) 事後調査の実施に関する事項の策定

事後調査は、条例第 37 条の規定に基づき、対象事業に係る工事の施行中及び工事の完了後に実施するものであるが、準備書においては事後調査に関する事項として、次の事項を記載する。

- ア 事後調査の実施にあたっての事業者の考え方
- イ 事後調査を実施する環境影響評価項目
- ウ 環境影響評価項目の選定、非選定の理由
- エ 事後調査の実施内容に関する事項
 - a 環境影響評価項目の工事中、供用時の区分
 - b 環境影響要因
 - c 調査項目
 - d 調査の頻度及び実施時期
 - e 調査範囲又は調査地点
 - f 調査方法
 - g その他必要と認める事項

【解説】

「c 調査項目」「e 調査範囲又は調査地点」「f 調査方法」については、各環境影響評価項目ごとに別記の「5 事後調査」に記載しましたので、こちらを参照してください。

工事の期間が長期にわたる事業については、工事中に数回に分けて事後調査結果を公表することが

望ましいので「d 調査の頻度及び実施時期」の中で、回数や実施時期について記載してください。

2 準備書の構成

準備書の構成は、原則として次のとおりとする。

- (1) 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項
- (2) 対象事業の計画内容
 - ア 事業者の氏名及び住所
 - イ 対象事業の名称
 - ウ 対象事業の種類、規模
 - エ 対象事業実施区域
 - オ 対象事業に係る許可等の内容
 - カ 対象事業の目的
 - キ 計画を策定した経緯
 - ク 対象事業の内容
 - ケ 地球温暖化対策
 - コ 生物多様性の保全
 - サ 緑の保全と創造
 - シ 施工計画
 - ス 環境影響評価の受託者
- (3) 地域の概況及び地域特性
 - ア 調査対象地域の設定
 - イ 地域の概況
 - ウ 地域特性
- (4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容
- (5) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
 - ア 環境影響要因の抽出
 - イ 環境影響評価項目の選定
- (6) 環境影響評価の予測及び評価
 - ア 調査
 - イ 環境保全目標の設定
 - ウ 予測
 - エ 評価
 - オ 将来、環境の保全のための措置が必要となった場合の状況把握の方法
- (7) 環境の保全のための措置
 - ア 環境の保全のための措置
 - イ 環境の保全のための措置を講じることとなった検討経緯及びその理由
- (8) 環境影響の総合的な評価
- (9) 事後調査の実施に関する事項
- (10) 対象地域
- (11) 方法書に対する意見、見解等

- ア 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解
- イ 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解
- ウ 方法書の内容を周知した際に出された意見の概要及び事業者の見解

(12) その他環境影響評価に必要な事項

(13) 資料

【解説】

- (1) 方法書段階手続で出された方法市長意見書などで指摘された事項については、準備書を作成する段階で十分な検討を行い、方法書の内容を変更した事項について比較できるよう記載するものとします。

【解説】

- (2) ここでいう、環境影響評価の受託者は、環境影響評価の調査、予測及び評価並びに環境の保全のための措置の検討を受託して実施した者をいいます。

【解説】

- (6) 選択した環境影響評価項目は、項目ごとに調査の手法、調査結果、環境の保全のための措置と措置を講じることになった検討の経緯、環境保全目標、予測の手法と予測結果、評価結果を記載します。

【解説】

- (9) 事後調査は、準備書を作成する段階で、予測、評価を行った結果に基づいて検討し、「事後調査の実施に関する事項」として準備書に記載します。この内容は、事後調査計画書の基になりますので、事後調査の実施を念頭において十分に検討してください。

なお、図書のページ数が多く、取り扱いが不便な場合には、(11)から(13)の項目を別冊とすることもできます。

【解説】

- (10) 対象地域

対象地域を設定する際には、範囲の設定の考え方を明記するものとします。

第3 準備書意見見解書

1 準備書意見見解書の作成

準備書意見見解書は、準備書の説明会における意見の概要と事業者の見解、準備書に対する意見書の概要と事業者の見解を対比できるように作成する。

【解説】

準備書意見見解書は、説明会や意見書を通じて寄せられた市民等からの意見に対して、事業者として環境の保全の観点から見解を示した図書です。このような目的から事業者は、市民等の意見に対して、その意見の主旨を適切に把握し、真摯に見解を示すものとします。

なお、意見の概要は、同様な主旨の意見内容を環境影響評価項目ごとにまとめ、整理するものとします。

2 準備書意見見解書の構成

準備書意見見解書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 対象事業の概要

ア 事業者の氏名及び住所

イ 対象事業の名称

ウ 事業概要

(2) 準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解

【解説】

「(1) ウ 事業概要」は、準備書の周知として使用した資料等を用いても構いません。

なお、準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解を補足するものとして、説明会の概要についても記載することが望ましいです。

第4 評価書

1 評価書の作成

評価書の作成にあたっては、条例第31条第1項に規定する審査書で指摘された事項を勘案するとともに、市民等からの意見書等に配慮して、環境の保全のための措置、事後調査計画等、準備書の内容を総合的に検討し作成する。

【解説】

評価書は、準備書に対して、市民等の意見や審査書の市長の意見の内容を十分勘案して、環境影響評価の最終的な評価をとりまとめた図書です。

この図書は、一連の環境影響評価の全容をとりまとめたものであるため、わかりやすい図書とするよう心がけてください。

評価書を作成する段階で、準備書に記載した事項を変更する場合は、変更した内容とその理由を明確に記載するものとします。

2 評価書の構成

評価書の構成は、原則として次のとおりとする。

- (1) 審査書等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項
- (2) 対象事業の計画内容
 - ア 事業者の氏名及び住所
 - イ 対象事業の名称
 - ウ 対象事業の種類、規模
 - エ 対象事業実施区域
 - オ 対象事業に係る許可等の内容
 - カ 対象事業の目的
 - キ 計画を策定した経緯
 - ク 対象事業の内容
 - ケ 地球温暖化対策
 - コ 生物多様性の保全
 - サ 緑の保全と創造
 - シ 施工計画
 - ス 環境影響評価の受託者
- (3) 地域の概況及び地域特性
 - ア 調査対象地域の設定
 - イ 地域の概況
 - ウ 地域特性
- (4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容
- (5) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
 - ア 環境影響要因の抽出

イ 環境影響評価項目の選定

(6) 環境影響評価の予測及び評価

ア 調査

イ 環境保全目標の設定

ウ 予測

エ 評価

オ 将来、環境の保全のための措置が必要となった場合の状況把握の方法

(7) 環境の保全のための措置

ア 環境の保全のための措置

イ 環境の保全のための措置を講じることとなった検討経緯及びその理由

(8) 環境影響の総合的な評価

(9) 事後調査の実施に関する事項

(10) 対象地域

(11) 準備書に対する意見、見解等

ア 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解

イ 準備書についての意見書の概要及び事業者の見解

ウ 審査書に記載された市長の意見及び事業者の見解

(12) 審査会に提出した資料等

(13) 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項

(14) 方法書に対する意見、見解等

ア 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解

イ 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

ウ 方法書の内容を周知した際に出された意見の概要及び事業者の見解

(15) その他環境影響評価に必要な事項

(16) 資料

【解説】

評価書を作成する際に留意する事項は、次のとおりです。

事業者の見解を作成するときは、審査書の内容と事業者の見解とを対比して比較できるように表などを使って表記してください。

横浜市環境影響評価審査会に提出した補足資料等は、最終評価に至るまでの経緯として重要な資料です。そのため評価書には補足資料等を、環境影響評価項目又は時系列ごとにわかりやすく整理してください。

なお、図書のページ数が多く、取り扱いが不便な場合には、(11)から(16)の項目を別冊とすることもできます。

第4章 事後調査

第1 事後調査の実施

事後調査は、予測、評価や環境の保全のための措置を検証するために行うものであり、実施の方法は次のとおりである。

(1) 事後調査の実施時期

事後調査の実施時期は、評価書に記載した予測時期とするが、施工計画や供用後の施設の稼働状況によっては、環境への負荷が最大となる時期とする。

(2) 事後調査の範囲及び地点

事後調査の範囲及び地点は、原則として、評価書に記載した調査範囲、調査地点とするが、計画した調査範囲以外に影響が及ぶことが明らかに認められる場合には、その箇所も調査範囲に含め、必要に応じて調査地点を追加する。

(3) 事後調査の方法

事後調査の方法は、原則として、評価書に記載した方法とする。ただし、評価書に記載した方法によることが困難な場合には、同等以上の結果が得られる方法を用いることができる。

(4) 事後調査を行う際の留意点

ア 事後調査は、評価書に記載した事後調査に関する事項に従って行う。

イ 事後調査の結果は、評価書に記載した予測結果と比較できるように記載する。

また、事後調査実施時における予測条件及び環境の保全のための措置の実施状況も記載する。

【解説】

事後調査を実施する目的は、予測結果や評価及び環境の保全のための措置を検証することです。その理由は、環境影響評価では、予測手法等に起因する予測の不確実性や、環境の保全のための措置の効果に係る科学的知見が乏しいなどの不確定要素が潜在しているためです。

事後調査の実施時期は、工事中については、実際に事業に着手する段階で着手届を提出し、事後調査計画書を作成するものとします。その後、工事中の事後調査の結果が明らかになった時点で、事後調査結果報告書を提出するものとします。

また、供用後については、工事が完了して完了届を提出した後、施設の供用に伴う事後調査計画書を作成するものとします。施設の供用開始後、環境影響の状況が定常化した段階で、供用後の事後調査を実施し、その結果を取りまとめ、事後調査結果報告書を提出するものとします。

ただし、毎年モニタリングを行う場合などは、数年分をまとめた事後調査結果報告書を出すこともできます。その際には、あらかじめ事後調査計画書で回数や、時期を記載するものとします。

事業の種類によっては、工事期間が大変長いものもあり、事後調査の実施状況を把握することが難しい場合もあるので、着手後は定期的に打ち合わせを行うなど、適宜、事業の進捗状況を報告してください。

この場合、工事中の調査結果がまとまった段階で、事後調査結果を市民に公表できるよう、積極的な情報提供に努めてください。

なお、事業着手から供用開始までが比較的短い事業については、完了届の提出後、速やかに工事中及び供用後の調査結果を取りまとめて、提出するよう努めてください。

事後調査計画書（工事中、供用後）と事後調査結果報告書（工事中、供用後）は、提出した後に公

表しますので、作成にあたっては市民にわかりやすい図書となるよう心がけてください。

事後調査の項目は、原則として、予測の不確実性が高いと考えられる環境影響評価項目として評価書に記載したものとします。

事後調査は、原則として現地調査により行うものですが、必要に応じて公的機関の調査結果を利用する方法を選択することもできます。また、現地調査で環境影響の程度の把握が困難な場合は、負荷量の把握や環境の保全のための措置の実施状況を調査するなどの方法を使って回避、低減等の状況を確認するものとします。

第2 事後調査計画書

1 事後調査計画書の作成

事後調査計画書は、評価書に記載した事後調査の実施に関する事項の内容を踏まえて、事後調査を実施しようとするときに作成する。

2 事後調査計画書の構成

事後調査計画書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 対象事業の計画内容

- ア 事業者の氏名及び住所
- イ 対象事業の名称
- ウ 対象事業の種類、規模
- エ 対象事業実施区域
- オ 対象事業の概要
- カ 対象事業の実施経過

(2) 工事の施工計画又は供用後の運用計画

- (3) 評価書に記載した事後調査を実施する環境影響評価項目及びその調査手法
- (4) 評価書に記載した事後調査の実施内容に関する事項に検討を加えたもの
- (5) 事後調査の実施時期
- (6) 事後調査結果報告書を提出する時期
- (7) 事後調査の受託者

【解説】

(7) 事後調査の受託者は、事後調査を受託して実施した者をいいます。

第3 事後調査結果報告書

調査結果は、評価書に記載した予測結果及び環境保全目標と対比するとともに、予測条件の状況なども合わせて対比して整理する。

調査結果の考察は、環境保全目標との対比、評価書の予測結果を検証することなどにより行う。

これらの内容が著しく異なり、周辺地域等への環境に著しい影響を与える恐れがある場合には、新たな環境の保全のための措置を検討し、予測、評価を行ったうえで環境の保全のための措置を講じるよう努めるものとする。

別表 1 地域の概況

項目	内容
気象の状況	気温、降水量、風向、風速等
地形、地質、地盤の状況	地形、地質、土の物理・化学的性質等
水循環の状況	河川の位置・流域・流量、地下水及び湧水の状況、 海域の水深・潮流等
植物、動物の状況	植生、動物の生息環境、農地等
人口、産業の状況	行政区域別の面積・人口等、 産業分類別事業所数・従業員数・生産量等
土地利用状況	用途地域、土地利用等
交通、運輸の状況	道路ネットワーク・交通量、鉄道路線・乗降客数、 入港船舶数等
公共施設等の状況	教育施設、福祉施設、病院、公園緑地の分布等
文化財等の状況	文化財の分布、埋蔵文化財包蔵地等
公害等の状況	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭、地盤沈下 などの公害の状況、公害による苦情の内容等
災害の状況	急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、浸水のおそれのあ る区域、液状化の可能性が高いと想定される地域等
法令等の状況	環境関連法令・条例・指針・要綱、環境関連計画、対象事業関 連法令、地域指定及び規制の状況等
その他事業特性、地域特性により必要となる事項	

別表2 環境影響評価項目

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目		細目	環境影響評価項目の内容
地球環境への負荷の低減	温室効果ガス		温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する温室効果ガス ※上記の物質については、解説別表1を参照
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	動物	土地の改変又は工作物の設置によって影響を受ける動物種及び生息地
		植物	植物	土地の改変又は工作物の設置によって影響を受ける植物種及び植生
		生態系	生態系	植物・動物の食物連鎖を軸とした一団の生育環境及び生息環境
	水循環	地下水位及び湧水の流量		(1) 地下水の揚水、排除又はしゃ断によって変化する地下水の水位 (2) 地下水の揚水、排除又はしゃ断によって変化する湧水の流量
		河川の形態、流量		(1) 土地の改変によって変化する河川の形態及び流量 (2) 排水によって変化する河川の流量
		海域の流況		土地の改変又は工作物の設置・撤去によって変化する海域の流向、流速及び波浪
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物		廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に規定する一般廃棄物
		産業廃棄物		廃棄物処理法に規定する産業廃棄物
		建設発生土		土地の改変又は工作物の設置・撤去によって発生する土砂
	大気質	大気汚染		(1) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法(以下「ダイオキシン特措法」という。)に基づく環境基準が設定されている物質 (2) 大気汚染防止法に規定され、排出基準が定められている物質 (3) 横浜市生活環境の保全等に関する条例(以下「生活環境保全条例」という。)に規定され、規制基準が定められている物質 (4) 大気汚染防止法に規定する有害大気汚染物質のうち、人の健康に係る被害が生ずるおそれがある程度高いと考えられる物質 ※上記の物質については、解説別表2を参照
	水質・底質	公共用水域の水質		(1) 環境基本法及びダイオキシン特措法に基づく環境基準が設定されている物質 (2) 水質汚濁防止法に規定する排水基準及び生活環境保全条例に規定する規制基準が定められている物質
		地下水の水質		(3) その他人の健康を損なうおそれがある物質 (4) 水質汚濁の状況に変化を及ぼすおそれのある指標
		公共用水域の底質		(5) 底質の暫定除去基準が定められている物質 ※上記の物質については、解説別表3を参照
	土壌	土壌汚染		(1) 環境基本法及びダイオキシン特措法に基づく環境基準が設定されている物質 (2) 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質 (3) 生活環境保全条例に規定する土壌汚染有害物質 ※上記の物質については、解説別表4を参照
騒音	騒音		(1) 環境基本法に基づく環境基準が設定されている騒音 (2) 騒音規制法に基づく規制基準及び許容限度が定められている騒音 (3) 生活環境保全条例に基づく規制基準が定められている騒音 (4) 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等の騒音	
振動	振動		(1) 振動規制法に基づく規制基準及び許容限度が定められている振動 (2) 生活環境保全条例に基づく規制基準が定められている振動 (3) 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等の振動	

別表2 環境影響評価項目

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目	細目	環境影響評価項目の内容
安心して快適に生活できる生活環境の保全	地盤	地盤沈下	地下水の揚水、排除又は遮断による地下水位の低下によって発生する地盤沈下
	悪臭	悪臭	(1) 悪臭防止法に規定する特定悪臭物質 (2) 生活環境保全条例に基づき臭気指数で表示される悪臭 ※(1)の物質については、解説別表5を参照
	低周波音	低周波音	人の活動に伴って生じ、相当範囲にわたって人の健康又は生活環境に被害を生じる低周波音(1Hz～80Hz)
	電波障害	テレビジョン電波障害	工作物の設置又は供用開始後に運行する鉄道もしくは航空機によって発生するテレビジョン放送(地上放送及び衛星放送)の受信障害
	日照阻害	日照阻害	工作物の設置によって発生する日照阻害
	風害	局地的な風向・風速	土地の改変又は工作物の設置・撤去によって変化する局地的な風向、風速
	安全	斜面崩壊	土地の改変又は地震等の自然災害によって発生する傾斜地の崩壊
		浸水	(1) 土地の改変に伴う水量の変化によって発生する洪水・浸水 (2) 不特定多数が利用する施設の浸水
		火災・爆発	(1) 施設、設備の稼動に伴う火災・爆発 (2) 地震等の自然災害によって発生する火災・爆発等の二次災害
		有害物漏洩	(1) 施設、設備の稼動に伴う有害物の漏洩 (2) 地震等の自然災害によって発生する危険物の漏洩等の二次災害
快適な地域環境の確保	地域社会	地域分断	土地の改変又は工作物の設置・撤去によって変化する地域の組織上の一体性又は地域住民の日常的な交通経路の分断
		交通混雑	土地の改変又は工作物の設置による自動車の発生・集中によって変化する次の交通の状況 (1) 主要な道路の交通の状況 (2) 主要交差点での交通の状況
		歩行者の安全	(1) 土地の改変又は工作物の設置によって発生・集中する自動車と歩行者との交通の安全 (2) 工作物の設置・撤去によって影響を及ぼす不特定多数の通行の安全
	景観	景観	土地の改変又は工作物の設置・撤去によって影響を受ける景観
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	土地の改変又は工作物の設置・撤去によって影響を受ける触れ合い活動の場
	文化財等	文化財等	土地の改変又は工作物の設置によって影響を受ける文化財等

※ 解説別表の内容については、関係法令等が改正された場合、改正後の最新の内容とする。

解説別表1 温室効果ガス

物 質 名		根拠法例等		
温室効果ガス	二酸化炭素		地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項	
	メタン			
	一酸化二窒素			
	ハイドロフルオロカーボン	トリフルオロメタン(別名HFC-23)		
		ジフルオロメタン(別名HFC-32)		
		フルオロメタン(別名HFC-41)		
		1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン(別名HFC-125)		
		1,1,2,2-テトラフルオロエタン(別名HFC-134)		
		1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HFC-134a)		
		1,1,2-トリフルオロエタン(別名HFC-143)		
		1,1,1-トリフルオロエタン(別名HFC-143a)		
		1,1-ジフルオロエタン(別名HFC-152a)		
		1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン(別名HFC-227ea)		
		1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン(別名HFC-236fa)		
		1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(別名HFC-245ca)		
		1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン(別名HFC-43-10mee)		
	パーフルオロカーボン	パーフルオロメタン(別名PFC-14)		
		パーフルオロエタン(別名PFC-116)		
		パーフルオロプロパン(別名PFC-218)		
		パーフルオロブタン(別名PFC-31-10)		
パーフルオロシクロブタン(別名PFC-c318)				
パーフルオロペンタン(別名PFC-41-12)				
パーフルオロヘキサン(別名PFC-51-14)				
六ふっ化硫黄		地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定めるパーフルオロカーボン7物質		

解説別表2 大気質

	物質名	根拠法例等	
(1) 環境基準が設定されている物質	二酸化硫黄	環境基本法第16条	
	一酸化炭素		
	浮遊粒子状物質		
	二酸化窒素		
	光化学オキシダント		
	ベンゼン		
	トリクロロエチレン		
	テトラクロロエチレン		
	ジクロロメタン		
	微小粒子状物質		
	ダイオキシン類	ダイオキシン特措法第7条	
(2) 大気汚染防止法に定められている物質	硫黄酸化物	大気汚染防止法第2条第1項第1号	
	ばいじん	大気汚染防止法第2条第1項第2号	
	カドミウム及びその化合物	大気汚染防止法第2条第1項第3号 (有害物質)	
	塩素及び塩化水素		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素		
	鉛及びその化合物		
	窒素酸化物	大気汚染防止法第2条第4項	
	揮発性有機化合物(非メタン炭化水素)		
(3) 生活環境保全条例に規定され、規制基準が定められている物質	ベンゼン	生活環境保全条例第2条第10号ウ 炭化水素系物質	
	トルエン		
	キシレン		
	トリクロロエチレン		
	テトラクロロエチレン		
	ジクロロメタン		
	ホルムアルデヒド		
	フェノール		
	カドミウム及びその化合物		生活環境保全条例第2条第10号オ 排煙指定物質
	塩素及び塩化水素		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素		
	鉛及びその化合物		
	アンモニア		
	シアン化合物		
	窒素酸化物		
	二酸化硫黄		
	硫化水素		
	粒子状物質 (ばいじん・窒素酸化物・硫黄酸化物・塩化水素)	生活環境保全条例第2条第10号キ	

解説別表2 大気質

	物質名	根拠法例等
(4) 生大 ず気 る汚 お染 そ防 れ止 が法 ある 規に 程定 度す 高い と有 考害 え大 ら気 れ汚 る染 物質 の うち、 人の 健康 に係 る被 害が	アクリロニトリル	大気汚染防止法第2条第13項 有害大気汚染物質のうち優先取組物質 「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」平成9年02月12日(環大規31号) ※中央環境審議会「第2次答申」(平成8年10月)において、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」として234物質、うち「優先取組物質」として22物質が掲げられた
	アセトアルデヒド	
	塩化ビニルモノマー	
	クロロホルム	
	クロロメチルメチルエーテル	
	酸化エチレン	
	1, 2-ジクロロエタン	
	ジクロロメタン	
	水銀及びその化合物	
	タルク(アスベスト様繊維を含むもの)	
	ダイオキシン類	
	テトラクロロエチレン	
	トリクロロエチレン	
	ニッケル化合物	
	ヒ素及びその化合物	
	1, 3-ブタジエン	
	ベリリウム及びその化合物	
	ベンゼン	
ベンゾ[a]ピレン		
ホルムアルデヒド		
マンガン及びその化合物		
六価クロム化合物		

解説別表3 水質・底質

	物質名	根拠法例等	
(1) 環境基準が設定されている物質	カドミウム	環境基本法第16条 (人の健康の保護に関する環境基準)	
	全シアン		
	鉛		
	六価クロム		
	砒素		
	総水銀		
	アルキル水銀		
	PCB		
	ジクロロメタン		
	四塩化炭素		
	1,2-ジクロロエタン		
	1,1-ジクロロエチレン		
	シス-1,2-ジクロロエチレン		
	1,1,1-トリクロロエタン		
	1,1,2-トリクロロエタン		
	トリクロロエチレン		
	テトラクロロエチレン		
	1,3-ジクロロプロペン		
	チウラム		
	シマジン		
	チオベンカルブ		
	ベンゼン		
	セレン		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
	ふっ素		
	ほう素		
	1,4-ジオキサン		ダイオキシン特措法第7条
	ダイオキシン類		
	水素イオン濃度(pH)		環境基準法第16条 (生活環境の保全に関する環境基準)
	生物学的酸素要求量(BOD)		
	化学的酸素要求量(COD)		
	浮遊物質(SS)		
	溶存酸素量(DO)		
	大腸菌群数		
	ノルマルヘキサン抽出物質		
	全窒素		
	全磷		
	全亜鉛		
	カドミウム	環境基本法第16条 (地下水の水質汚濁に係る環境基準)	
	全シアン		
	鉛		
	六価クロム		
砒素			
総水銀			
アルキル水銀			
PCB			
ジクロロメタン			
四塩化炭素			
塩化ビニルモノマー			
1,2-ジクロロエタン			
1,1-ジクロロエチレン			
1,2-ジクロロエチレン			
1,1,1-トリクロロエタン			
1,1,2-トリクロロエタン			
トリクロロエチレン			
テトラクロロエチレン			
1,3-ジクロロプロペン			
チウラム			
シマジン			
チオベンカルブ			
ベンゼン			
セレン			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			
ふっ素			
ほう素			
1,4-ジオキサン			

解説別表3 水質・底質

	物質名	根拠法例等	
(2) 水質汚濁防止法に規定する排水基準及び生活環境保全条例に規定する規制基準が定められている物質	カドミウム及びその化合物		
	シアン化合物		
	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)		
	鉛及びその化合物		
	六価クロム化合物		
	砒素及びその化合物		
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		
	アルキル水銀化合物		
	ポリ塩化ビフェニル		
	トリクロロエチレン		
	テトラクロロエチレン		
	ジクロロメタン		
	四塩化炭素		
	1,2-ジクロロエタン		
	1,1-ジクロロエチレン		
	シス-1,2-ジクロロエチレン		
	1,1,1-トリクロロエタン		
	1,1,2-トリクロロエタン		
	1,3-ジクロロプロペン		
	チウラム		水質汚濁防止法第3条 排水基準
	シマジン		生活環境保全条例第28条第1項 排水基準
	チオベンカルブ		
	ベンゼン		
	セレン及びその化合物		
	ほう素及びその化合物		
	ふっ素及びその化合物		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
	水素イオン濃度(pH)		
	生物学的酸素要求量(BOD)		
	化学的酸素要求量(COD)		
	浮遊物質(SS)		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		
フェノール類含有量			
銅含有量			
亜鉛含有量			
溶解性鉄含有量			
溶解性マンガン含有量			
クロム含有量			
大腸菌群数			
窒素含有量			
燐含有量			
ニッケル及びその化合物	生活環境保全条例第28条第1項 排水基準		
外観			
臭気			

解説別表3 水質・底質

	物質名	根拠法例等
(3) その他人の健康を損なうおそれがある物質	アセフェート	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」 平成2年5月24日環水土77号環境庁水質保全局長通知
	イソキサチオン	
	イソフェンホス	
	エトフェンブロックス	
	クロルピリホス	
	ダイアジノン	
	チオジカルブ	
	トリクロルホン (DEP)	
	ピリダフェンチオン	
	フェニトロチオン (MEP)	
	アゾキシストロビン	
	イソプロチオラン	
	イプロジオン	
	イミノクタジン酢酸塩	
	エトリジアゾール (エクロメゾール)	
	オキシシン銅 (有機銅)	
	キャブタン	
	クロタロニル (TPN)	
	クロネブ	
	チウラム (チラム)	
	トルクロホスメチル	
	フルトラニル	
	プロピコナゾール	
	ベンシクロン	
	ホセチル	
	ポリカーバメート	
	メタラキシル	
	メプロニル	
	アシュラム	
	ジチオピル	
	シデュロン	
	シマジン (CAT)	
	テルブカルブ (MBPMC)	
トリクロピル		
ナプロバミド		
ハロスルフロンメチル		
ピリプチカルブ		
ブタミホス		
フラザスルフロン		
プロピザミド		
ベンスリド (SAP)		
ベンディメタリン		
ベンフルラリン (ベスロジン)		
メコプロップ (MCP)		
メチルダイムロン		

解説別表3 水質・底質

	物質名	根拠法例等
(3) 其他人の健康を損なうおそれがある物質	イプロジオン	「公共用水域における農薬の水質評価指針」 平成6年4月15日環水土86号
	イミダクロプリド	
	エトフェンブロックス	
	エスプロカルブ	
	エディフェンホス(EDDP)	
	カルバリル(NAC)	
	クロルピリホス	
	ジクロフェンチオン(ECP)	
	シメトリン	
	トルクロホスメチル	
	トリクロルホン	
	トリシクラゾール	
	ピリダフェンチオン	
	フサライド	
	ブタミホス	
	ブプロフェジン	
	プレチラクロール	
	プロベナゾール	
	プロモブチド	
	フルトラニル	
	ベンシクロン	
	ベンスリド(SAP)	
	ペンディメタリン	
	マラチオン(マラソン)	
	メフェナセト	
	メプロニル	
	モリネート	
	クロロホルム	
	1,2-ジクロロプロパン	「人の健康の保護に関する要監視項目」 平成5年3月8日環水管第21号通知 平成21年11月30日改正
	p-ジクロロベンゼン	
	イソキサチオン	
	ダイアノジン	
	フェニトロチオン(MEP)	
	イソプロチオラン	
オキシ銅(有機銅)		
クロロタロニル(TPN)		
プロピザミド		
EPN		
ジクロロボス(DDVP)		
フェノブカルブ(BPMC)		
イプロベンホス(IPP)		
クロルニトロフェン(CNP)		
トルエン	公共用水域と地下水共通項目	
キシレン		
フタル酸ジエチルヘキシル		
ニッケル		
モリブデン		
アンチモン		
エビクロロヒドリン		
全マンガン		
ウラン		
トランス-1,2-ジクロロエチレン		
塩化ビニルモノマー	要監視項目 公共用水域のみ指定	

解説別表3 水質・底質

	物質名	根拠法例等
(4) 水質汚濁その状態にある変化を及ぼすおそれのある指標を及	水温	公共用水域の水質汚濁の状況に変化を及ぼすおそれのある指標
	透明度及び外観	
	陰イオン界面活性剤	
	塩素イオン	
	塩分	
	クロロフィルa	
	電気伝導率	
(5) 底質の暫定除去基準が定められる	水銀	「底質の暫定除去基準について」 昭和50年10月28日環水管第119号
	PCB	

解説別表4 土壌

	物質名	根拠法例等
(1) 環境基準が設定されている物質	カドミウム	環境基本法第16条 (土壌の汚染に係る環境基準)
	全シアン	
	有機燐	
	鉛	
	六価クロム	
	砒素	
	総水銀	
	アルキル水銀	
	PCB	
	銅	
	ジクロロメタン	
	四塩化炭素	
	1,2-ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	
	1,1,1-トリクロロエタン	
	1,1,2-トリクロロエタン	
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	1,3-ジクロロプロペン	
	チウラム	
	シマジン	
	チオベンカルブ	
	ベンゼン	
セレン		
ふっ素		
ほう素		
ダイオキシン類	ダイオキシン特措法第7条	

解説別表4 土壌

	物質名	根拠法例等
(2) 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質	カドミウム及びその化合物	土壌汚染対策法に規定する特定有害物質
	六価クロム化合物	
	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(シマジン)	
	シアン化合物	
	N,N-ジエチルチオカルバミン酸s-4-クロロベンジル(チオベンカルブ)	
	四塩化炭素	
	1,2-ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	
	1,3-ジクロロプロペン	
	ジクロロメタン	
	水銀及びその化合物	
	セレン及びその化合物	
	テトラクロロエチレン	
	テトラメチルチウラムジスルフィド(チウラム)	
	1,1,1-トリクロロエタン	
	1,1,2-トリクロロエタン	
	トリクロロエチレン	
	鉛及びその化合物	
	砒素及びその化合物	
	ふっ素及びその化合物	
	ベンゼン	
	ほう素及びその化合物	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)		
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメントン及びEPNに限る。)		

解説別表4 土壌

	物質名	根拠法例等
(3) 生活環境保全条例に規定する土壌汚染有害物質	カドミウム及びその化合物	生活環境保全条例第65条の3第1項 土壌汚染有害物質
	シアン化合物	
	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメントン及びEPNに限る。)	
	鉛及びその化合物	
	六価クロム化合物	
	砒素及びその化合物	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
	ポリ塩化ビフェニル	
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	ジクロロメタン	
	四塩化炭素	
	1,2-ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	
	1,1,1-トリクロロエタン	
	1,1,2-トリクロロエタン	
	1,3-ジクロロプロペン	
	チウラム	
	シマジン	
	チオベンカルブ	
ベンゼン		
セレン及びその化合物		
ほう素及びその化合物		
ふっ素及びその化合物		
ダイオキシン類		

解説別表5 悪臭

	物質名	根拠法例等
特定悪臭物質	アンモニア	悪臭防止法第2条第1項 特定悪臭物質
	メチルメルカプタン	
	硫化水素	
	硫化メチル	
	二硫化メチル	
	トリメチルアミン	
	アセトアルデヒド	
	プロピオンアルデヒド	
	ノルマルブチルアルデヒド	
	イソブチルアルデヒド	
	ノルマルバレルアルデヒド	
	イソバレルアルデヒド	
	イソブタノール	
	酢酸エチル	
	メチルイソブチルケトン	
	トルエン	
	スチレン	
	キシレン	
	プロピオン酸	
	ノルマル酪酸	
ノルマル吉草酸		
イソ吉草酸		

別表3 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全及び 創造に向けた 基本的な考え方	環境影響評価項目		細目	区分		供用時								
				工事中		施設の存在		施設の供用						
地球環境への 負荷の低減	温室効果ガス		温室効果ガス											
	身近な 自然環境の 保全・再生・創出	生物多様性	動物	動物										
植物			植物											
生態系			生態系											
水循環			地下水位及び湧水の流量											
			河川の形態、流量											
			海域の流況											
安心して 快適に生活できる 生活環境の保全	廃棄物・ 建設発生土		一般廃棄物											
			産業廃棄物											
			建設発生土											
	大気質		大気汚染											
	水質・底質		公共用水域の水質											
			公共用水域の底質											
			地下水の水質											
	土壌		土壌汚染											
	騒音		騒音											
	振動		振動											
	地盤		地盤沈下											
	悪臭		悪臭											
	低周波音		低周波音											
	電波障害		テレビジョン電波障害											
	日照阻害		日照阻害											
風害		風害												
安全		斜面崩壊												
		浸水												
		火災・爆発												
		有害物漏洩												
快適な 地域環境の確保	地域社会		地域分断											
			交通混雑											
			歩行者の安全											
景観		景観												
触れ合い活動の場		触れ合い活動の場												
文化財等		文化財等												

別記 環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法並びに事後調査の方法

第1 温室効果ガス

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 温室効果ガスに係る原単位の把握

別表2に掲げる温室効果ガスに係る物質のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な物質を選択し、対象事業と同種又は類似の事業を対象に、温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量に係る原単位を把握する。

イ 排出抑制対策の実施状況

対象事業と同種又は類似の事業を対象に、次の事項を把握する。

(7) 温室効果ガスの排出を回避又は抑制するための対策

(イ) エネルギーの使用量を抑制するための対策の内容とその効果等

ウ 地域内のエネルギー資源の状況

対象事業実施区域における地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等を把握する。

エ その他の必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を、次に掲げる中から選択し調査する。

(7) 温室効果ガスを使用する既存の設備機器等の状況

(イ) 関係法令、計画等

(ウ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 調査地域

調査地域は、特に設定しない。ただし、地域内のエネルギー資源の地域特性を有する事項については、対象事業実施区域及びその周辺とする。

イ 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理、解析によるものとし、必要に応じて関係機関へのヒアリング等を行うものとする。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した温室効果ガスに関する事項等を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等

(2) 温室効果ガスの排出量が地球環境に著しい影響を及ぼさない水準

(3) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びそれらの削減の程度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域とする。

イ 予測時期

(7) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、原則として対象事業の供用後、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる以下に掲げる事項について、必要なものを整理する。

- a 温室効果ガスを排出する施設の種類、規模、能力
- b 燃料の種類、消費量
- c 稼働時間
- d 排出ガス量
- e 排出方法等
- f その他必要な事項

(4) 予測方法

予測方法は、次に掲げる方法のうちから適切なもの組み合わせで選択する。

- a 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の原単位を基に算出する方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

なお、温室効果ガスの排出量の算定にあたっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」等による。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点、調査時期は予測時期とする。なお、調査方法は、対象事業により排出される温室効果ガスの量、使用されるエネルギーの量の程度及びそれらの削減の程度について、施設の稼働実績から算定を行う方法によるものとする。

第2 生物多様性（動物）

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 動物の状況

動物の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 陸生動物の状況

- a 動物相
- b 生息環境の特性
- c 注目すべき動物種及び生息地（群集）の状況
- d 動物の生息環境からみた地域環境特性

(イ) 水生生物の状況

- a 水生生物の状況
- b 付着生物の状況
- c 注目すべき水生生物の状況

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

- (7) 地形、地質の状況
- (イ) 土壌の状況
- (ウ) 水質、底質の状況
- (エ) 水循環の状況
- (オ) 土地利用の状況
- (カ) 関係法令、計画等
- (キ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 動物の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により、動物の生息環境に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び既存資料、現地踏査結果等を参考に設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間及び調査時期は、動物の生息環境の状況を把握するのに適した時期及び季節的変動を把握し得る期間とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理及び現地調査とする。

なお、現地調査については、調査対象種に応じた学術的に一般に用いられている次の方法を用いる。

- a 陸生動物
動物相調査、聞き取り調査、アンケート調査

- b 水生生物
目視観察調査、ネット法、方形枠法等の調査、聞き取り調査

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 動物の状況」の調査地域とする。

(1) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した周辺地域等の動物の状況等を勘案のうえ、生物多様性の保全を念頭に置いて保全対象を選定し、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等
- (2) 注目すべき動物種、生息地（群集）を保全する水準
- (3) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により状況が変化する次に掲げる項目から、必要なものを選択する。

ア 陸生動物の動物相の変化の内容及びその程度

イ 水生生物相の変化の内容及びその程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 動物の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、動物の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測期間、予測時期

(7) 工事中

工事中の予測期間は、工事期間全体とする。

(1) 存在・供用時

存在・供用時の予測期間は、対象事業に係る工事の完了後、動物の生息環境が安定するまでの期間とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる以下に掲げる事項について、必要なものを整理する。

- a 工事施工計画
- b 土地の改変計画
- c 樹木の伐採計画
- d 土地利用計画
- e 植生保全計画
- f 緑化計画

- g その他必要な事項
- (1) 予測方法
 - 次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。
 - a 対象事業の内容から推定する方法
 - b 類似事例から推定する方法
 - c その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

なお、調査方法は、住民等への聞き取りによる方法も検討する。

第3 生物多様性（植物）

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 植物の状況

植物の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 陸生植物の状況

- a 植物相
- b 生育環境の特性
- c 注目すべき植物種及び植物群落の状況

(イ) 水生植物の状況

- a 水生植物の状況
- b 付着植物の状況
- c 注目すべき水生植物の状況

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

- (7) 地形、地質の状況
- (イ) 土壌の状況
- (ウ) 水質、底質の状況
- (エ) 水循環の状況
- (オ) 土地利用の状況
- (カ) 関係法令、計画等
- (キ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 植物の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により、植物の生育環境に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び既存資料、現地踏査結果等を参考に設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間及び調査時期は、植物の生育の状況を把握するのに適した時期及び季節的変動を把握し得る期間とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理及び現地調査とする。

なお、現地調査については、調査対象種に応じた学術的に一般に用いられている次の方法を用いる。

a 陸生植物

植物相調査、植生調査（組成表、群落断面模式図）、毎木調査、活力度調査、聞き取り調査

- b 水生植物
目視観察調査、方形枠法等の調査、聞き取り調査

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 植物の状況」の調査地域とする。

(4) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した植物の状況等を勘案のうえ、生物多様性の保全を念頭に置いて保全対象を選定し、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等
- (2) 注目すべき植物種、植物群落を保全する水準
- (3) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により状況が変化する次に掲げる項目から、必要なものを選択する。

ア 陸生植物の植物相の変化の内容及びその程度

イ 水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 植物の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、植物の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測期間

(7) 工事中

工事中の予測期間は、工事期間全体とする。

(4) 存在・供用時

存在・供用時の予測期間は、対象事業に係る工事の完了後、植物の生育環境が安定するまでの期間とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる以下に掲げる事項について、必要なものを整理する。

- a 工事施工計画
- b 土地の改変計画
- c 樹木の伐採計画
- d 土地利用計画
- e 植生保全計画
- f 緑化計画

- g その他必要な事項
- (1) 予測方法
 - 次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。
 - a 対象事業の内容から推定する方法
 - b 類似事例から推定する方法
 - c その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

なお、調査方法は、住民等への聞き取りによる方法も検討する。

第4 生物多様性（生態系）

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 生態系の状況

生態系の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 生態系の状況

a 生態系を構成する要素の状況

b 食物連鎖の状況

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

(7) 地形、地質の状況

(イ) 土壌の状況

(ウ) 水質、底質の状況

(エ) 水循環の状況

(オ) 土地利用の状況

(カ) 関係法令、計画等

(キ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 生態系の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により、生態系に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び既存資料、現地踏査結果等を参考に設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間及び調査時期は、生態系の状況を把握するのに適した時期及び季節的変動を把握し得る期間とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理及び現地調査とする。

なお、現地調査については、調査対象種に応じた学術的に一般に用いられている調査、解析等を用いる。

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 生態系の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した周辺地域等の生物の状況等を勘案のうえ、生物多様性の

保全を念頭に置いて保全対象を選定し、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等
- (2) 動物種、植物種の多様性を保全する水準
- (3) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により、生態系の状況の変化の内容及びその程度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 生態系の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、生態系の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測期間・予測時期

(7) 工事中

工事中の予測期間は、工事期間全体とする。

(4) 存在・供用時

存在・供用時の予測期間は、対象事業に係る工事の完了後、一定期間をおいた時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる以下に掲げる事項について、必要なものを整理する。

- a 工事施工計画
- b 土地の改変計画
- c 樹木の伐採計画
- d 土地利用計画
- e 植生保全計画
- f 緑化計画
- g その他必要な事項

(4) 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 対象事業の内容から推定する方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

なお、調査方法は、住民等への聞き取りによる方法も検討する。

第5 水循環

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 水循環の状況

水循環の状況は、次に掲げる事項のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な状況を把握する。

(7) 地下水の状況

- a 地下水の水位及び流動
- b 湧水の分布及び流量
- c 帯水層の状況

(イ) 河川の状況

- a 河川の形態
- b 河川の流量及び水位
- c 洪水及び浸水の履歴

(ウ) 海の状況

- a 海域の流向及び流速
- b 波浪、潮汐、潮流等の状況
- c 海岸及び海底の地形の状況

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

- (7) 地形、地質の状況
- (イ) 水域利用の状況
- (ウ) 航路の状況
- (エ) 降水量の状況
- (オ) 関係法令、計画等
- (カ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 水循環の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により水循環の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される公共用水域、地下水帯水層とする。

調査地点は、対象事業の内容及び河川の状況、水域利用の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間及び調査時期は、水循環の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理によるものとし、現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いるものとする。

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、対象事業の実施により水循環の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される地域とする。

(1) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で資料を補完するものとする。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した水循環の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 水循環の状況に著しい影響を及ぼさない水準

(2) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施に伴い変化する流況、流量、地下水位等とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 水循環の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、水循環の変化の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、原則として工事に起因する影響が最大となる時期とする。

(1) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる以下に掲げる事項について、必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 樹木の伐採計画
- (b) 土地の改変計画
- (c) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 地下水の揚水計画
- (b) 遊水池の設置計画
- (c) 分水嶺の変更状況
- (d) 埋立事業の面積、位置
- (e) 排水路の位置、規模、構造等
- (f) その他必要な事項

(イ) 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 理論的解析による方法
- b 水理模型実験による方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測範囲の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

なお、調査日の決定にあたっては、当日までの降水量に留意する必要がある。

第6 廃棄物・建設発生土

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況

廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 廃棄物に関する事項

- a 種類別発生量
- b 資源化の状況
- c 収集運搬の状況
- d 中間処理施設及び処分場の状況

(4) 建設発生土に関する事項

- a 建設発生土の発生量
- b 再利用の状況
- c 処分場の状況

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

- (7) 土地利用の状況
- (4) 交通の状況
- (ウ) 関係法令、計画等
- (E) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域、調査地点は、対象事業実施区域及びその周辺とする。

(4) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理による。

また、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等により資料を補完する。

イ その他必要事項

(7) 調査地域、調査地点

調査地域、調査地点は、原則として対象事業実施区域及びその周辺とする。

(4) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理を行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した廃棄物・建設発生土の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 廃棄物・建設発生土の発生抑制、再利用等により、最終処分量を最小限にとどめる水準

(2) 廃棄物・建設発生土の処理体制が、最終処分まで有害物質等による二次公害の発生がなく、適正に確保される水準

(3) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土が、対象事業の実施により、環境に及ぼす影響の程度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、原則として工事期間全体とする。

(1) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象事業が供用され、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる以下に掲げる事項について、必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 工事施工計画
- (b) 廃棄物・建設発生土の運搬計画
- (c) 減量化、減容化、無害化、資源化計画
- (d) 自己処理計画
- (e) 委託処理計画
- (f) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 計画人口
- (b) 生産工程
- (c) 減量化、減容化、無害化、資源化計画
- (d) 自己処理計画
- (e) 委託処理計画
- (f) その他必要な事項

(1) 予測方法

予測方法は、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

a 発生量、排出量

- (a) 類似事例から推定する方法
- (b) 発生原単位又は排出原単位から推定する方法
- (c) その他適切な方法

b 処理、処分方法等

- (a) 類似事例から推定する方法
- (b) 対象事業の内容から推定する方法
- (c) その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は実態調査によるものとする。

第7 大気質

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 大気質の状況

別表2に掲げる大気質に係る物質のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な物質を選択し、濃度及びその変動の状況を把握する。

イ 気象の状況

気象の状況は、大気質の移流や拡散に影響を及ぼす、次に掲げる事項を把握する。

- (ア) 風向
- (イ) 風速
- (ウ) 気温
- (エ) 日射量
- (オ) 放射収支量
- (カ) 雲量
- (キ) その他予測、評価に必要な事項

ウ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

- (ア) 地形の状況
- (イ) 工作物の状況
- (ウ) 土地利用の状況
- (エ) 大気汚染物質の主要な発生源の状況
- (オ) 関係法令、計画等
- (カ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 大気質の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により大気質の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

年間の大気質の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

必要に応じて経年変化等を把握する。

(ウ) 調査方法

既存資料の収集整理又は現地調査によるものとする。現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ 気象の状況

(ア) 調査地域、調査地点

大気質の予測、評価を行うために必要な気象状況を適切に把握し得る調査地域、調査

地点とする。

なお、風向、風速及び気温については、必要に応じて鉛直分布の調査も行う。

(イ) 調査期間、調査時期

大気質の予測、評価を行うために必要な気象状況を適切に把握し得る調査期間、調査時期とする。

(ロ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理又は現地調査による。

なお、現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

ウ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 大気質の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した大気質の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等
- (2) 環境基準、法令等の基準
- (3) 大気質の状況に著しい影響を及ぼさない水準
- (4) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

別表2に掲げる大気質に係る物質のうち、対象事業の実施により大気質の状況に変化を与える物質の濃度等を予測項目とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1(2)ア 大気質の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象となる大気質の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

工事中の予測時期は、原則として工事に起因する汚染物質排出量が最大となる時期とする。

(イ) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、次に掲げる前提条件について、必要なものを整理する。

- a 工事中
 - (a) 建設機械に係る条件
 - ・ 種類、台数、配置
 - ・ 稼働条件
 - ・ 汚染物質排出量
 - ・ その他必要な事項
 - (b) 工事用車両に係る条件
 - ・ 工事用車両の台数
 - ・ 走行ルート
 - ・ 稼働条件
 - ・ 汚染物質排出量
 - ・ 工事用船舶の配置
 - ・ その他必要な事項
 - b 存在・供用時
 - (a) 固定発生源
 - ・ 汚染物質排出量
 - ・ 排出ガス量
 - ・ 稼働条件
 - ・ 煙源条件
 - ・ その他必要な事項
 - (b) 移動発生源
 - ・ 汚染物質排出量
 - ・ 交通計画
 - ・ 道路構造
 - ・ その他必要な事項
- (イ) 予測方法

予測方法については、対象事業の内容、地形及び工作物の状況等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 模型実験による方法
- c 類似事例から推定する方法
- d 野外拡散実験による方法
- e その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として、予測結果を環境保全目標と対比することにより行うものとする。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」

の方法によるものとする。

なお、次の事項に留意して事後調査を実施するものとする。

- (1) 固定発生源からの影響濃度の把握が困難なものについては、発生源における汚染物質排出量を把握する方法による。
- (2) 環境濃度の測定にあたっては、対象事業の実施に起因する濃度とバックグラウンド濃度を区別できる方法を検討する。
- (3) 環境濃度の測定にあたっては、発生源状況の把握、気象調査等も併せて行い、調査結果と予測結果の検証を行う必要がある。

第8 水質・底質

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 水質・底質の状況

水質・底質の状況は、次に掲げる項目のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な状況を把握する。

(7) 公共用水域の水質の状況

対象事業に係る別表2に掲げる公共用水域中の水質に規定する物質等の濃度及びその変動の状況

(イ) 公共用水域の底質の状況

対象事業に係る別表2に掲げる底質に規定する物質の濃度及びその変動の状況

(ウ) 地下水の水質の状況

対象事業に係る別表2に掲げる地下水の水質に規定する物質等の濃度及びその変動の状況

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げる中から選択し調査する。

(7) 地形、地質の状況

(イ) 水質汚濁物質の主要な発生源の状況

(ウ) 降水量の状況

(エ) 利水の状況

(オ) 関係法令、計画等

(カ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 水質・底質の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により水質・底質の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される公共用水域、地下水帯水層とする。

調査地点は、対象事業の内容及び河川の状況、水域利用の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間及び調査時期は、年間の水質・底質の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。また、必要に応じて経年変化等を把握する。

(ウ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理による方法とし、必要に応じて現地調査を実施するものとする。現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いるものとする。

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 水質・底質の状況」の調査地域とする。

(4) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理によるものとし、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等によるものとする。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した水質・底質の状況を勘案した上で、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等
- (2) 環境基準、法令等の基準
- (3) 水質・底質の状況に著しい影響を及ぼさない水準
- (4) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、調査項目に掲げる水質・底質の状況に規定する物質で、対象事業の実施により、水質・底質の状況に変化を与える物質の濃度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 水質・底質の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象となる水質・底質の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、原則として工事に起因する排出水の負荷量が最大となる時期とする。

(4) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、次に掲げる前提条件について、必要なものを整理する。

a 工事中

- ・ 水質汚濁物質の排出量
- ・ 稼働条件
- ・ 排水口条件
- ・ その他必要な事項

b 存在・供用時

- ・ 水質汚濁物質の排出量
- ・ 稼働条件
- ・ 排水口条件
- ・ その他必要な事項

(イ) 予測方法

予測方法については、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 水理模型実験による方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

なお、これらについて留意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 環境濃度の測定にあたっては、対象事業の実施に起因する濃度とバックグラウンド濃度を区別できる方法を検討する。
- (2) 環境濃度の測定にあたっては、発生源状況の把握、水循環の調査等も併せて行う。

第9 土壌

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 地歴の状況

地歴の状況は、対象事業が予定されている範囲の過去の土地利用の履歴、過去において別表2に掲げる物質（以下「土壌汚染物質」という。）を取り扱っていた事業場の設置状況、汚染物質の取扱い履歴状況等を把握する。

イ 土壌汚染の状況

土壌汚染の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な土壌汚染物質を選択し濃度を把握する。

ウ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を、次に掲げる中から選択し調査する。

- (ア) 地形、地質の状況
- (イ) 地下水及び帯水層の状況
- (ウ) 利水の状況
- (エ) 土壌汚染の主要な発生源の状況
- (オ) 関係法令、計画等
- (カ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 地歴の状況

(ア) 調査地域

調査地域は、原則として対象事業が予定されている範囲を中心に、土壌汚染物質の汚染が予想される場合は適宜広く設定するものとする。

(イ) 調査方法

調査方法は、過去の土地利用図、社史等の既存資料の収集整理によるものとし、必要に応じて関係者等へのヒアリングを行うものとする。

イ 土壌汚染の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により土壌の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び土壌中の対象物質の濃度、分布状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間、調査時期は、土壌の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理又は現地調査により行うものとする。

なお、現地調査を行う場合は公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

ウ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「イ 土壤汚染の状況」の調査地域とする。

(1) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理によるものとし、必要に応じて関係機関へのヒアリング等を行うものとする。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した土壤の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等
- (2) 環境基準、法令等の基準
- (3) 土壤の状況に著しい影響を及ぼさない水準
- (4) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、土壤に係る土壤汚染物質のうち、対象事業の実施により土壤の状況に変化を与える物質の濃度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2)イ 土壤の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象となる土壤汚染の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、原則として工事期間全体とする。

(1) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる以下に掲げる事項について、必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 建設発生土の量と質
- (b) 建設発生土の処理、処分の方法
- (c) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 事業活動による土壤汚染物質の排出濃度、排出量
- (b) 土壤汚染に対する保全対策
- (c) その他必要な事項

(イ) 予測方法

予測方法については、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 類似事例から推定する方法
- b 土壤汚染物質の排出量又は排出濃度と土壤の状況等から予測する方法
- c その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は実態調査によるものとする。なお、環境濃度の測定にあたっては、発生源状況の把握、地質調査等も併せて行う。

第10 騒音

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 騒音の状況

別表2に掲げる騒音のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な総合騒音、特定騒音の騒音レベル及びその変動の状況を把握する。

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

- (ア) 地形の状況
- (イ) 工作物の状況
- (ウ) 土地利用の状況
- (エ) 騒音の主要な発生源の状況
- (オ) 関係法令、計画等
- (カ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 騒音の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により騒音の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。
なお、必要に応じて高さ方向の地点も調査する。

(イ) 調査期間、調査時間帯

調査期間は、騒音の状況を適切に把握し得る期間とする。

調査時間帯は、騒音の状況を適切に把握し得る時間帯又は事業特性及び地域特性を勘案し、騒音の影響が大きいと想定される時間帯とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として現地調査とする。

また、必要に応じて既存資料の収集整理を実施することにより、現地調査結果を補完する。

なお、現地調査は公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ その他必要事項

(ア) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 騒音の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等によるものとする。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した騒音の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等
- (2) 環境基準、法令等の基準
- (3) 騒音の状況に著しい影響を及ぼさない水準
- (4) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により騒音の状況に変化を与える、騒音の発生源による総合騒音及び特定騒音の騒音レベルとする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 騒音の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象事業による騒音の影響が適切に把握し得る地域、地点とする。

なお、保全対象の居住空間が高さ方向にある場合は、必要に応じて高さ方向の地点も予測する。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、原則として工事に起因する騒音の影響が最大となる時期、時間帯とする。

(4) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期、時間帯とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、次に掲げる前提条件について、必要なものを選択し、整理するものとする。

a 工事中

(a) 建設機械に係る条件

- ・ 使用する機械
- ・ 対象事業の工法
- ・ 工事に係る音源の位置とその数
- ・ 建設機械の稼働条件
- ・ 騒音に対する保全対策
- ・ その他必要な事項

(b) 工事用車両

- ・ 工事用車両の走行ルート
- ・ 車種、台数
- ・ 稼働条件
- ・ その他必要な事項

- b 存在・供用時
 - (a) 道路交通騒音
 - ・ 道路構造
 - ・ 計画交通量
 - ・ 設計速度
 - ・ 騒音に対する保全対策
 - ・ その他必要な事項
 - (b) 鉄道騒音
 - ・ 軌道の構造
 - ・ 運行本数
 - ・ 運行速度
 - ・ 騒音に対する保全対策
 - ・ その他必要な事項
 - (c) 航空機騒音
 - ・ 就航機種
 - ・ 飛行計画
 - ・ その他必要な事項
 - (d) 工場、事業場騒音
 - ・ 建物の構造
 - ・ 供用に伴う音源の位置とその数
 - ・ 稼働条件
 - ・ その他必要な事項
- (イ) 予測方法

予測方法については、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 経験的モデルによる方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

なお、次の事項に留意して事後調査を実施するものとする。

- (1) 騒音レベルの測定にあたっては、対象事業の実施に起因する騒音レベルとその他の騒音レベルを区別できる方法を検討する。
- (2) 騒音レベルの測定にあたっては、気象、音源の稼働状況等の調査も併せて行う。

第11 振動

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要なものを選択する。

ア 振動の状況

別表2に掲げる振動のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な振動レベル及びその変動の状況を把握する。

(7) 振動規制法に規定する振動

(4) 生活環境保全条例に規定する振動

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げる中から選択し調査する。

(7) 振動の主要発生源の状況

(4) 関係法令、計画等

(ウ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 振動の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により振動の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする

調査地点は、対象事業の内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。

(4) 調査期間、調査時間帯

調査期間は、振動の状況を適切に把握し得る期間とする。

調査時間帯は、振動の状況を適切に把握し得る時間帯又は事業特性及び地域特性を勘案し、振動の影響が大きいと想定される時間帯とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として現地調査とする。

また、必要に応じて既存資料の収集整理を実施することにより、現地調査結果を補完する。

なお、現地調査は公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 振動の状況」の調査地域とする。

(4) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じ現地調査、関係機関へのヒアリング等によるものとする。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した振動の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等
- (2) 法令等の基準
- (3) 振動の状況に著しい影響を及ぼさない水準
- (4) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により振動の状況に変化を与える、振動の発生源による環境振動及び特定振動の振動レベルとする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 振動の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象調査範囲のうちから当該地域の振動を代表すると予想される地点又は振動の発生源に近接する地点など、対象事業による振動の影響が適切に把握できる地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、原則として工事に起因する振動の影響が最大になる時期、時間帯とする。

(4) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期、時間帯とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、次に掲げる前提条件について、必要なものを選択し、整理するものとする。

a 工事中

(a) 建設機械に係る条件

- ・ 使用する機械
- ・ 対象事業の工法
- ・ 工事に係る振動源の位置及び数
- ・ 建設機械の稼働条件
- ・ 振動に対する保全対策
- ・ その他必要な事項

(b) 工事用車両

- ・ 工事用車両の走行ルート
- ・ 車種、台数
- ・ 稼働条件
- ・ その他必要な事項

- b 存在・供用時
 - (a) 道路交通振動
 - ・ 道路構造
 - ・ 計画交通量
 - ・ 設計速度
 - ・ 振動に対する保全対策
 - ・ その他必要な事項
 - (b) 鉄道振動
 - ・ 軌道の構造
 - ・ 運行本数
 - ・ 運行速度
 - ・ 振動に対する保全対策
 - ・ その他必要な事項
 - (c) 工場、事業場
 - ・ 建物の構造
 - ・ 供用に伴う振動源の位置とその数
 - ・ 稼働条件
 - ・ その他必要な事項

(イ) 予測方法

予測方法については、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 経験的モデルによる方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

なお、次の事項に留意して事後調査を実施するものとする。

- (1) 振動レベルの測定にあたっては、対象事業の実施に起因する振動レベルとその他の振動レベルを区別できる方法を検討する。
- (2) 振動レベルの測定にあたっては、振動源の稼働状況等の調査も併せて行う。

第12 地盤

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 地盤変状の状況

地盤変状の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な地盤変状の状況を把握する。

イ 地質及び地下水の状況

地質の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次に掲げる事項を把握する。

(ア) 地盤変状の要因と密接に関連する地質及び地質構造の状況

(イ) 土の工学的特性

(ウ) 地下水位の状況、地下水の流向

ウ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を、次に掲げる中から選択し調査する。

(ア) 土地利用の状況

(イ) 地下水利用の状況

(ウ) 降水量の状況

(エ) 関係法令、計画等

(オ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 地盤変状の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により地盤の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の実施による影響を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間及び調査時期は、地盤変状の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

現地で測量する場合の頻度は、周辺地域の変動状況を考慮して設定する。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理による。

なお、現地調査を行う場合は水準測量や沈下計による方法を用いる。

イ 地質及び地下水の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域、調査地点は、「ア 地盤変状の状況」の調査地域、調査地点に準じて設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

地質の状況の調査時期は、一般的には時間的変化が少ないことから、可能な時期に一回実施すればよい。

地下水の状況は年間の変化を適切に把握し得る期間、時期とし、調査期間に豊水期、渇水期を含むように設定する。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理を行い、現地調査を行う場合は次に掲げる方法による。

- a 地形については、現地踏査、空中写真、測量等による方法
- b 地質、土質については、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法
- c 地下水位の状況については、観測井等を用いる方法、豊水期と渇水期の地下水の実測値により、地下水面図を作成し推定する方法等
- d 地下水の流向については、流向流速計による方法等

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した地盤の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針の中で設定している目標等
- (2) 地下水障害等の地下環境の状況に著しい影響を及ぼさない水準
- (3) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により地盤の状況に変化を与える地盤の変位量とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 地盤変状の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象となる地盤変状の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

工事中の予測時期は、工事期間全体とする。

(イ) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象事業に係る工事の完了後、適切な期間が経過した時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる以下に掲げる事項について、必要なものを整理する。

a 工事中、存在・供用時

- (a) 掘削工法（補助工法を含む）
- (b) 掘削深度
- (c) 地下水揚水計画
- (d) その他必要な事項

(イ) 予測方法

予測方法は、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

なお、調査にあたっては、家屋等の損傷の有無を把握することについても併せて行う。

第13 悪臭

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 悪臭の状況

別表2に掲げる特定悪臭物質及び臭気指数で表示される臭気の程度のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な悪臭物質の濃度又は臭気の程度を把握する。

イ 気象の状況

気象の状況は、悪臭物質の移流や拡散に影響を及ぼす、次に掲げる事項を把握する。

- (ア) 風向
- (イ) 風速
- (ウ) 気温
- (エ) 日射量
- (オ) 放射収支量
- (カ) 雲量
- (キ) その他予測、評価に必要な事項

ウ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

- (ア) 地形の状況
- (イ) 工作物の状況
- (ウ) 土地利用の状況
- (エ) 悪臭物質の主要な発生源の状況
- (オ) 関係法令、計画等
- (カ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 悪臭の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により悪臭の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間及び調査時期は、悪臭の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理又は必要に応じて現地調査を実施するものとする。

なお、現地調査を行う場合は公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ 気象の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域及び調査地点は、悪臭の予測、評価を行うために必要な気象状況を適切に把握し得る範囲及び地点とする。

なお、風向、風速及び気温については、必要に応じて鉛直分布の調査も行う。

(4) 調査期間、調査時期

調査期間、調査時期は、悪臭の状況を適切に把握しうる期間、時期とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理によるが、必要に応じて現地調査を実施するものとする。

なお、現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

ウ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 悪臭の状況」の調査地域とする。

(4) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理によるものとし、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等によるものとする。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した悪臭の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等
- (2) 環境基準、法令等の基準
- (3) 悪臭の状況に著しい影響を及ぼさない水準
- (4) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、事業特性及び地域特性を考慮し、特定悪臭物質の濃度及び臭気指数で表示される臭気の程度から必要な項目を選択する。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1(2)ア 悪臭の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象となる悪臭の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、原則として工事に起因する影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。

(4) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる前提条件について、必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 悪臭を発生する作業の範囲
- (b) 悪臭物質排出量
- (c) 作業条件
- (d) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 悪臭物質排出量
- (b) 臭気排出強度
- (c) 排出ガス量
- (d) 稼働条件
- (e) 排出方法
- (f) その他必要な事項

(イ) 予測方法

予測方法については、次に掲げる手法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は原則として現地調査とし、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

なお、次の事項に留意して事後調査を実施するものとする。

- (1) 特定悪臭物質濃度、臭気指数等の測定にあたっては、発生源状況の把握、気象調査等も併せて行う。
- (2) 調査方法は、住民等へのアンケートによる方法も検討する。

第14 低周波音

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 低周波音の状況

低周波音の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な低周波音の音圧レベル及びその変動の状況を把握する。

また、必要に応じて、1/3 オクターブバンド音圧レベル及びその変動の状況も把握する。

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

(7) 低周波音の主要発生源の状況

(イ) 関係法令、計画等

(ウ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 低周波音の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により低周波音の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時間帯

調査期間は、低周波音の状況を適切に把握し得る期間とする。

調査時間帯は、低周波音の状況を適切に把握し得る時間帯又は事業特性及び地域特性を勘案し、低周波音の影響が大きいと想定される時間帯とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として現地調査とする。

また、必要に応じて既存資料の収集整理を実施することにより、調査を補完する。

なお、現地調査は公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 低周波音の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じ現地調査、関係機関へのヒアリング等によるものとする。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した低周波音の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

(1) 低周波音の状況に著しい影響を及ぼさない水準

(2) その他科学的知見

(3) 類似事例からの推計

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により低周波の状況に変化を与える低周波音の発生源による、低周波音の音圧レベルとする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 低周波の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、調査範囲のうちから当該地域の低周波音を代表すると予想される地点又は低周波音の発生源に近接する地点など、対象事業による低周波音の影響が適切に把握できる地点を選定する。なお、保全対象の居住空間が高さ方向にある場合は、必要に応じて高さ方向の地点も予測する。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、原則として工事に起因する低周波音の影響が最大になる時期、時間帯とする。

(4) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期、時間帯とする。

ウ 予測条件・予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、次に掲げる前提条件について、必要なものを選択し、整理するものとする。

a 工事中

(a) 建設機械に係る条件

- ・ 使用する機械
- ・ 対象事業の工法
- ・ 工事に係る音源の位置とその数
- ・ 建設機械の稼働条件
- ・ 低周波音に対する保全対策
- ・ その他必要な事項

b 存在・供用時

(a) 道路交通低周波音

- ・ 道路構造
- ・ 計画交通量
- ・ 設計速度
- ・ 低周波音に対する保全対策
- ・ その他必要な事項

(b) 鉄道低周波音

- ・ 軌道の構造

- ・ 運行本数
 - ・ 運行速度
 - ・ 低周波音に対する保全対策
 - ・ その他必要な事項
- (c) 航空機低周波音
- ・ 就航機種
 - ・ 飛行計画
 - ・ その他必要な事項
- (d) 工場、事業場低周波音
- ・ 建物の構造
 - ・ 音源の位置とその数
 - ・ 稼働条件
 - ・ その他必要な事項
- (イ) 予測方法

予測方法については、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 経験的モデルによる方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測範囲の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は原則として現地調査とし、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

なお、次の事項に留意して事後調査を実施するものとする。

- (1) 低周波音の音圧レベルの測定にあたっては、対象事業の実施に起因する音圧レベルとその他の音圧レベルを区別できる方法を検討する。
- (2) 音圧レベルの測定にあたっては、気象、音源の稼働状況等の調査も併せて行うものとする。

第 15 電波障害

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア テレビジョン放送の受信の状況

テレビジョン放送の受信の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

- (ア) 地上波放送、放送衛星及び通信衛星の受信画像、画質
- (イ) 共聴設備等の設置状況
- (ウ) ケーブルテレビジョンによる再送信の利用等の状況
- (エ) 受信機入力端子電圧

イ 電波到来の状況

電波到来の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

- (ア) 電波受信に影響を及ぼす受信電波の種類
- (イ) 電波の送信場所、送信アンテナの高さ、送信出力
- (ウ) 電波到来方向、対象事業の位置と送信アンテナとの距離

ウ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

- (ア) 地形の状況
- (イ) 対象事業の実施により設置される工作物の状況
- (ウ) 土地利用の状況
- (エ) 反射障害が予測される場合にはその反射方向
- (オ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア テレビジョン放送の受信の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により電波障害を生じると想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び住居の存在、地形の状況等を考慮するとともに、極力均一に分布するように設定する。

(イ) 調査方法

原則として既存資料の収集整理及び現地調査によるものとする。

なお、現地調査を行う場合には、電波測定車等による方法を用いる。

イ 電波到来の状況

調査方法は、原則として既存資料の収集整理によるものとする。

ウ その他必要事項

(ア) 調査地域

調査地域は、原則として「ア テレビジョン放送の受信の状況」の調査地域とする。

なお、必要に応じて電波送信場所と電波障害を生じると想定される地域の間についても調査地域とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した受信画像、画質の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

(1) テレビジョン受信の状況を極力悪化させない水準

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、テレビジョン放送の受信障害で、対象事業の実施により変化を与える受信画像、画質とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア テレビジョン放送の受信の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象となるテレビジョン放送の受信の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

予測時期は、原則として対象事業の供用後を対象とするが、事業の内容により次のいずれかの時期とする。

(7) 事業実施に伴い建設される工作物については、工事が完了した時期とする。

(イ) 鉄道等の運行を伴う対象事業については、事業の供用が開始され、事業活動が定常状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる次に掲げる事項について、必要なものを整理する。

- a 建設予定の工作物の規模、配置等
- b 土地の改変計画の内容
- c 列車運行計画、航空機運行計画
- d その他必要な事項

(イ) 予測方法

予測方法は、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測範囲の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」

の方法によるものとする。

なお、調査方法は、住民等へのアンケートによる方法も検討する。

第 16 日照阻害

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 日照阻害の状況

日照阻害の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 地形の状況

(イ) 土地利用の状況

(ウ) 既存の工作物の位置及び規模

(エ) 既存の工作物のうち、建設予定の工作物との複合影響が生じると想定される工作物からの日影の状況

イ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要な事項。

(2) 調査方法等

ア 日照阻害の状況

(7) 調査地域

調査地域は、対象事業の実施により影響が生じると想定される範囲とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理による。

また、必要に応じて現地調査を実施することにより、資料を補完する。

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 日照阻害の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した日照の状況等を勘案のうえ、居住環境に著しい影響を及ぼさない水準とする。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、工作物の設置によって発生する日照阻害で、対象事業の実施により変化する日照の状況とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 日照阻害の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象となる日照阻害の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期、予測日

予測時期は、原則として対象事業の供用後、工作物の工事が完了した時期とする。

また、予測日は冬至のほか、春秋分、夏至とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる以下に掲げる事項について、必要なものを整理する。

- a 建設予定の工作物の規模・配置等
- b 土地の改変計画の内容
- c 日影を受ける既存工作物の規模、配置等
- d その他必要な事項

(イ) 予測方法

予測方法は、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 時刻別日影図を作成する方法
- b 等時間日影図を作成する方法
- c コンピューターグラフィックを用いたシミュレーションによる方法
- d 天空図又は天空写真を作成する方法
- e その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

第17 風害

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 風の状況

風の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 上空の風向、風速

(イ) 地表付近の風向、風速

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げる中から選択し調査する。

(7) 地形の状況

(イ) 工作物の状況

(ウ) 土地利用の状況

(エ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 風の状況

(7) 調査地域、調査地点

a 上空の風向、風速

上空の風向、風速の調査地点は、対象事業が予定されている範囲の上空又はこれと同等のデータを得られる地点とする。

b 地表付近の風向、風速

地表付近の風向、風速の調査地域は、対象事業の実施により風の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び住居の存在、地形の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間及び調査時期は、風の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理によるものとする。

また、必要に応じて現地調査を実施することにより、資料を補完する。

なお、現地調査を行う場合は公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、対象事業の実施により風の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集により行い、必要に応じて現地調査、関係者へのヒアリング等で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した風の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 住民の日常生活に著しい影響を及ぼさない水準
- (2) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により変化する風向、風速とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 風の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、変化する風の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

予測時期は、原則として対象事業の供用後、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる次に掲げる事項について、必要なものを整理する。

- a 建設予定の工作物の規模、配置等
- b 土地の改変計画の内容
- c その他必要な事項

(イ) 予測方法

予測方法は、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 風洞実験による方法
- b 3次元熱流体解析（CFD）による方法
- a 模型実験による方法
- b 数値モデルによる方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は原則として現地調査とし、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。なお、次の事項に留意して事後調査を実施するものとする。

- (1) 調査にあたっては、植栽等の環境保全措置の履行状況の把握についても併せて行う。
- (2) 調査方法は、住民等へのアンケートによる方法も検討する。

第18 安全

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 過去の災害等の状況

過去の災害等の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 過去の被災の状況

- a 過去の地震による被災、地盤沈下等の状況
- b 過去の風水害等の自然災害による斜面崩壊、河川の氾濫、浸水等の状況、
- c 過去に発生した類似施設等の火災、爆発、有害物漏洩の状況

(4) 災害等に関わる地形、地質等の状況

- a 地形、地質
- b 地下水位の状況
- c 河川の形態、流量及び溢水等の状況
- d 樹林地等の状況

(ウ) 周辺の土地利用等の状況

- a 建築物利用状況（木造住宅地の分布等）
- b 人口の状況
- c 産業の状況
- d 道路の状況
- e 防災体制の状況（避難場所、避難経路、浸水対策）

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

(7) 関係法令、計画等

(4) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施又は供用により、災害が発生した場合の影響が及ぶと想定される範囲又は地点とする。

イ 調査方法

原則として既存資料の収集整理及び現地調査とする。

また、必要に応じ、関係機関へのヒアリング等により資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した安全の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 施設利用者及び周辺住民の安全が確保される水準
- (2) 関係法令等の基準

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施による安全性の確保の程度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域は、対象事業実施区域とし、予測地点は、対象となる施設の位置とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、工事期間全体とする。

(1) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象事業に係る工事の完了後の適切な時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる次に掲げる事項について、必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 対象事業の工事に伴う土地の改変計画
- (b) 傾斜地保全工事計画
- (c) 樹林伐採計画
- (d) 工事施工計画
- (e) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 浸水に対する防災計画
- (b) 対象事業の供用に伴う危険物保有量と安全対策
- (c) 防災対策
- (d) 有害物使用施設稼動計画
- (e) その他必要な事項

(1) 予測方法

予測方法は、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は環境の保全のための措置が確実に実施されているかを、現地調査、聞き取り調査又はしゅん工図書等による確認により行う。

第19 地域社会

1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、事業特性、地域特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 地域社会の状況

(7) 日常生活圏等の状況

日常生活圏等の状況は、土地の改変又は工作物の設置によって変化する、地域社会の地域分断に関係する次に示す事項について把握する。

a 地域の組織上の一体性

- (a) 日常の生活圈
- (b) 公共施設等の位置
- (c) 種類及び利用状況
- (d) 地縁による団体の状況

b 地域住民の日常的な交通経路

- (a) 地域住民の交通経路及び交通の状況
- (b) 学区、通学路の状況
- (c) 公共交通機関の状況
- (d) 避難場所等の状況

(イ) 地域交通の状況

地域交通の状況は、地域社会の交通に関係する次に示す事項について把握する。

- a 生活道路の状況
- b 主要な交通経路及び交通量の状況
- c 主要交差点における交通処理
- d 交通安全対策の状況
- e 交通事故の発生状況

(ウ) 歩行者の状況

歩行者の状況は、歩行者の安全な通行に関係する次の事項について把握する。

- a 主要な通行経路、歩行者数、歩行空間の幅員、その他歩行者の安全な通行に関する事項
- b 工作物の設置、撤去による通行経路の変化、歩行空間の幅員の変化、その他歩行者の工事中の安全な通行に関する事項

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細に必要なとなる次の事項を調査する。

- (7) 関係法令、計画等
- (イ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 地域社会の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域及び調査地点は、対象事業の実施により地域社会に相当程度影響を及ぼすと

想定される範囲、地点とする。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間及び調査時期は、地域社会の状況を適切に把握し得る時期、期間とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理による。

また、必要に応じて現地調査を実施、関係機関へのヒアリング等により、資料を補完する。

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、「ア 地域社会の状況」の調査地域に準じる。

(イ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査で補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した地域社会の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 交通安全上支障がなく、著しい混雑を生じない水準
- (2) 地域住民の利便性、安全性が向上する水準
- (3) 歩行者の安全で円滑な通行が確保される水準
- (4) 地域社会の状況に著しい影響を及ぼさない水準
- (5) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、事業特性及び地域特性を勘案し、対象事業の実施により変化する状況の程度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 地域社会の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象となる地域社会の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、原則として、工事の最盛時など地域社会に最も影響を及ぼす時期とする。

(イ) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常な状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、次に掲げる前提条件について、必要なものを整理する。

a 工事中、存在・供用時

- (a) 土地の改変計画
- (b) 交通計画
- (c) 交通量
- (d) 走行速度
- (e) 歩行者交通量、歩行速度
- (f) 保全対策
- (g) その他必要な事項

(i) 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 対象事業の内容から推定する方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

第20 景観

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 景観の状況

景観の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 地域景観の特性

主要な景観の構成要素（建築物、緑地、農地、樹林地、自然的地形、海、道路、河川、橋梁、文化財等）及びこれらの構成要素が一体として有している特性

(4) 主要な眺望地点（近景域、中景域、遠景域）からの景観

主要な眺望地点の位置及び分布状況、眺望地点からの景観の特徴、眺望領域、景勝地の種類

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

(7) 関係法令、計画等

(4) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 景観の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により、主要な眺望地点からの可視領域のうち、景観に相当程度影響を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び周辺地域等の景観の特性を参考に設定する。

(4) 調査時期、調査時間帯

調査時期は、景観の状況が把握できる適切な時期とし、必要に応じて四季を通しての景観を考慮すること。

調査時間帯は、昼夜など景観の特性に応じた適切な時間帯とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、次の方法を基本とする。

a 地域景観の特性

土地利用図等既存資料の収集整理及び写真撮影等現地調査の方法による。

b 主要な眺望地点からの景観

土地利用図等既存資料の収集整理及び写真撮影等現地調査の方法による。 イ そ

その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 景観の状況」の調査地域とする。

(4) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した景観の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 優れた景観を保全する水準
- (2) 周辺景観の調和を著しく損なわない水準
- (3) 眺望を著しく阻害しない水準
- (4) 新たな景観の創造

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、調査項目に掲げる景観に規定する項目で、対象事業の実施により変化する景観の状況とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 景観の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、変化する景観の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

予測時期は、原則として工事完了直後とする。また、必要に応じてその後の適切な時期にも実施する。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、次に掲げる前提条件について、必要なものを整理する。

- a 建設予定の工作物の規模、デザイン、配置
- b 土地の改変計画、修景計画、その他必要な事項

(イ) 予測方法

予測方法については、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 完成予想図の作成による方法
- b 可視領域図の作成による方法（フォトモンタージュ、コンピュータグラフィックス等）
- c 模型による表示をする方法
- d 類似事例から推定する方法
- e その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

第 21 触れ合い活動の場

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 触れ合い活動の場の状況

触れ合い活動の場の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 触れ合い活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況等

(4) 触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等

(ウ) 触れ合い活動の場までの経路、交通手段

イ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

(7) 関係法令、計画等

(4) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により、触れ合い活動の場に相当程度影響が及ぶと予想される範囲、地点とする。

イ 調査時期、調査期間、調査時間帯

調査時期、調査期間及び調査時間帯は、触れ合い活動の場の状況を適切に把握し得る時期、期間又は時間帯とする。

ウ 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理及び現地調査とする。

また、必要に応じ、関係機関へのヒアリング等により資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した触れ合い活動の場の状況を勘案したうえで、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

(1) 触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさない水準

(2) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により、触れ合い活動の場及びその周辺地域に影響を与える恐れのある項目から、必要なものを選択する。

ア 触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度

イ 触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度

ウ 触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 触れ合い活動の場の状況」の調査地域、調査地点を

勘案し、変化する触れ合い活動の場の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期、予測時間帯

(7) 工事中

工事中の予測時期は、工事期間全体とする。また、予測時間帯は調査により把握した触れ合い活動の場が最も利用される時間帯とする。

(1) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常な状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、次に掲げる前提条件について、必要なものを整理する。

- a 土地の改変計画
- b 土地利用計画
- c 対象事業の施設の運用計画
- d その他必要な事項

(1) 予測方法

予測方法については、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 対象事業の内容と触れ合い活動の場を重ね合わせる方法
- b 事業に伴い発生する他の環境影響評価項目の予測結果と触れ合い活動の場を重ね合わせる方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

第 22 文化財等

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 文化財の状況

文化財の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 文化財の種類

(イ) 文化財の所在の位置又は範囲

(ウ) 文化財の指定区分及びその概要

イ 埋蔵文化財包蔵地の状況

(7) 埋蔵文化財包蔵地の位置又は範囲

(イ) 内容及び分布状況等

ウ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げる中から選択し調査する。

(7) 関係法令、計画等

(イ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 文化財等の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により、文化財等に損傷、改変等の影響が及ぶと想定される範囲、地点とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理によるものとする。

また、必要に応じて現地調査を実施することにより、資料を補完する。

なお、現地調査を行う場合は関係機関等の意見を参考にして行う。

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 文化財等の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した文化財等の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

(1) 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の価値が損なわれることなく保存される水準

(2) 保存が困難なものについては適正な記録保存

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により、文化財等に影響を与える恐れのある項目から、必要な

ものを選択する。

ア 文化財の現状変更、損傷、改変等の程度

イ 文化財の周辺環境の改変の程度

ウ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 文化財等の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象とする文化財等の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、工事期間全体とする。

(1) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象事業に係る工事の完了後及び供用開始後で、文化財等への影響が発生すると想定される適切な時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる次に掲げる事項について、必要なものを整理する。

a 土地の改変計画

b 土地利用計画

c その他必要な事項

(1) 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

a 対象事業の内容から推定する方法

b 類似事例から推定する方法

c その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。